

八訂  
特別研修資料第1号

証拋品事務解説

法務総合研究所

八 訂

特別研修資料第 1 号

# 証 拠 品 事 務 解 説

法 務 総 合 研 究 所

## 八訂版のはしがき

この資料は、平成14年に刊行された七訂版特別研修資料第1号「証拠品事務解説」を基として、その後の規定の改正、通達等を織り込んだものである。

今回の改訂に当たっては、東京高等検察庁桂大輔人事課長（前同庁検務第一課長）に加筆、補筆の労を煩わした。ここに記して感謝の意を表する。

平成25年3月

法務総合研究所

## 七訂版のはしがき

この資料は、平成10年に刊行された六訂版特別研修資料第1号「証拠品事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込むとともに、利用者の便を図るため、索引（事項、判例、検務実務家会同、通達等）を設けたものである。

今回の改正に当たっては、富永康雄総務企画部企画課長に加筆、補筆の労を煩わした。なお、刑事局担当官から種々の御支援を得た。ここに記して感謝の意を表する。

平成14年3月

法務総合研究所

## 六訂版のはしがき

この資料は、平成4年に刊行された五訂特別研修資料第1号「証拠品事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達等を織り込んだものである。改訂に当たっては、刑事局総務課検務第一係長扇谷俊春氏に加筆、補筆の労を煩わし、同課補佐官東清氏が校閲した。

平成10年3月

法務総合研究所

## 五訂版のはしがき

この資料は、平成2年3月31日付け法務省刑総訓第287号をもって証拠品事務規程の全面改正が行われ、これが同年5月1日から施行されたことに伴い、昭和61年3月25日に刊行された四訂特別研修資料第1号を基にして改訂したものである。改訂に当たっては、刑事局総務課検務第一係長大霜憲司氏に加筆、補筆の労を煩わし、同課補佐官村山和雄氏が校閲した。

平成4年3月

法務総合研究所

## 四訂版のはしがき

四訂特別研修資料第1号として本書を刊行する。

この資料は、昭和55年10月に発刊された三訂特別研修資料第1号「証拠品事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達などを織り込んだものである。改訂に当たっては、竹内道明刑事局総務課補佐官に加筆・補筆の労を煩わした。

なお、昭和50年以降、支部・区検において全国的に実施されている検務事務処理票による事務処理については、四訂特別研修資料第4号「事件事務解説」の中で解説されているので、本書ではこれを割愛した。

本書は、検察事務官の研修教材として、また、執務の指針として活用されることを期待してやまない。

昭和61年3月

法務総合研究所

## 三訂版のはしがき

三訂特別研修資料第1号として本書を刊行する。

この資料は、昭和52年8月に発刊された再訂特別研修資料第1号「証拠品事務解説」を基に、その後の規程の改正、通達などを織り込んだものである。

改訂に当たっては、森勇刑事総務課長補佐に加筆・補筆の労を煩わしたほか最高検察庁総務部検務課、東京地方検察庁総務部から種々の御教示をいただいた。

なお、昭和50年以後、支部・区検において全国的に実施されている検務事務処理票については、三訂特別研修資料第4号「事件事務解説」の中で解説されているので、本書ではこれを割愛した。

本書が検察事務官の研修教材として、また、執務の指針として活用されることを期待してやまない。

昭和55年10月

法務総合研究所

## 再訂版のはしがき

この資料は、昭和50年3月に発刊された改訂特別研修資料第1号「証拠品事務解説」を基にして、その後の規程の改正、通達を織り込んだものである。

今次の改訂に当たっては、吉沢嘉蔵東京地方検察庁事務局長次長を煩わしたほか、刑事局担当係官からも種々の御教示をいただいた。

本書が、検察事務官の研修教材として、また、執務の指針として大いに活躍されることを期待してやまない。

昭和52年8月

法務総合研究所

## 改訂版のはしがき

改訂特別研修資料第1号として本書を刊行する。

この資料は、検察庁における証拠品事務について解説したものであり、昭和39年12月刊行の初版を基として、その後の改正規程・質疑回答等をおりこみ、「研修」誌に掲載された研修講座「証拠品事務」（法務専門職吉沢嘉蔵氏・東京地方検察庁特別捜査事務課長佐藤 力氏執筆）等を参考にして改訂されたものである。

ただ、なにぶんにも執務のかたわら上梓されたもので、繁簡必ずしも統一されておらず説明不十分な点があると思われるが、本書の利用に当たっては、適宜他の文献を参照するなどして活用願いたい。

本書は、東京地方検察庁交通部副部長検事隈井 光氏（前同庁検務主任検察官）から多大な御協力を得て作成したものであり、研修第二部長西本昌基が校閲した。なお、刑事局担当係官から種々の御教示を得て見解の統一を期した。また、本書の出版に当たっては刑事局から絶大な御支援を得た。ここに記して感謝の意を表する。

昭和50年3月

法務総合研究所

## は し が き

検察庁における検務および事務局関係の各種事務については、事務規程が漸次整備されるとともに、取扱要領・運用通達・質疑回答も数多く出され、2、3の事務規程の逐条解説が研修誌に連載される等、事務処理上の参考資料はかなり豊富になってきているように思われる。しかし、現にその事務に携わっている者が常にその座右において手軽にハンドブックとして利用できる基本的な解説書ないし参考書が少なく、また、その事務の未経験者が容易に事務全般についての理解を得ることのできる適当な資料に乏しいといううらみがあった。他方、検察事務官の普通科研修および自庁研修において、これら実務科目の研修にあたる講師および受講者の大多数から、統一教材的な資料の刊行を望む声も強くなってきている。

当部では、右のような不便をなくし、要望に応ずるために、今後3、4年の間に、実務経験の豊富な方々に依頼して、各種事務についての基本的な解説書を執筆していただき、順次「特別研修資料」として刊行する計画を樹て、本書はその「第1号」として、このほど発刊のはこびとなったものである。

本書の執筆には、東京区検察庁副検事河井貫司氏および最高検察庁公判事務課長沼田三二氏が共同してあたられた。なか、法務省刑事局担当係官から種々の教示を受けて見解の統一を期した。

本書は証拠品事務の逐条解説ではなく、証拠品事務そのものを体系づけて解説を加えている点に特色があるのであるが、なにぶん、この種検務事務の基本的解説書としてはじめてのものであり、将来、各位の教示を得て更に立派な資料としてゆきたい考えである。

なお、本書の校正には当所事務局第2課の事務官諸氏を煩わした。また、本書の出版にあたっては法務省刑事局から多大のご協力を得た。ここに記して感謝の意を表する次第である。

昭和39年12月

法務総合研究所

## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 総論                                   |    |
| 第1 証拠品の意義                            | 1  |
| 第2 証拠品事務手続の概要                        | 1  |
| 第3 証拠品事務の取扱機関                        | 2  |
| 第4 証拠品事務規程について                       | 3  |
| 第5 証拠品（没収物）の処分に関する基本法令について           | 9  |
| 各論                                   |    |
| 第1章 総則                               | 11 |
| 第1 証拠品の取扱区分                          | 11 |
| 第2 証拠品事務の特質と証拠品を取り扱う者の心構え<br>（規程2・3） | 13 |
| 第2章 受入事務                             | 14 |
| 第1 証拠品受入れの意義                         | 14 |
| 第2 受領手続（規程4）                         | 16 |
| 第3 領置票の作成（規程5）                       | 19 |
| 第4 領置番号（規程6）                         | 21 |
| 第5 領置票整理簿の作成等（規程7）                   | 21 |
| 第6 領置番号等の表示等（規程8）                    | 22 |
| 第7 換価代金の歳入歳出外現金出納官吏への送付（規程9）         | 22 |
| 第8 換価代金の保管替受入通知（規程10）                | 23 |
| 第9 追送証拠品の受入れ（規程11）                   | 24 |
| 第10 仮還付証拠品の受入れ（規程12）                 | 25 |

|   |    |
|---|----|
| 第11 領置替・二重押収                              | 25 |
| 第12 そ の 他                                 | 26 |
| 第3章 保管事務                                  | 27 |
| 第1 保管事務の意義                                | 27 |
| 第2 証拠品の出納保管（規程13・14・15）                   | 29 |
| 第3 証拠品の保管場所（規程16）                         | 30 |
| 第4 証拠品と物品管理法との関係                          | 31 |
| 第5 特殊証拠品保管簿の作成（規程17）                      | 32 |
| 第6 歳入歳出外現金出納官吏の受領手続及び保管替受入手続<br>（規程18・19） | 33 |
| 第4章 処分事務                                  | 34 |
| 第1節 領置票の記載                                | 35 |
| 第1 領置票の記載（規程20・21）                        | 35 |
| 第2 関係書類等の調査（規程20 I）                       | 36 |
| 第3 命令要旨の記入方式（規程21）                        | 39 |
| 第2節 仮出し及び裁判所提出                            | 40 |
| 第1 仮 出 し（規程22）                            | 40 |
| 第2 立会封金開封の証明（規程23）                        | 41 |
| 第3 裁判所提出後の手続（規程24）                        | 42 |
| 第4 換価代金預入証明書（規程25）                        | 43 |
| 第3節 没 収                                   | 44 |
| 第1 没収裁判の把握（規程26・27）                       | 44 |
| 第2 没収物の受領（規程28）                           | 45 |
| 第3 没収有価物の処分（規程29）                         | 47 |
| 第4 没収無価物の処分（規程30）                         | 51 |
| 第5 没収物である通貨の処分（規程31）                      | 54 |

|  |    |
|--|----|
| 第6 没収換価代金の処分（規程32）                         | 55 |
| 第7 特定物の引継ぎ等（規程33）                          | 56 |
| 第8 犯罪被害財産である没収物の処分（規程33の2）                 | 64 |
| 第9 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る没収物の<br>処分（規程33の3） | 65 |
| 第10 没収物の特別処分（規程34）                         | 67 |
| 第11 検察庁保管の没収物（規程35）                        | 70 |
| 第12 没収物の処分嘱託（規程36）                         | 70 |
| 第13 没収の執行（規程37）                            | 71 |
| 第14 相続財産に対する没収の執行（規程38）                    | 73 |
| 第15 合併後の法人に対する没収の執行（規程39）                  | 74 |
| 第16 没収の執行の嘱託（規程40）                         | 75 |
| 第17 裁判執行関係事項の照会（規程40の2）                    | 75 |
| 第18 偽造・変造の没収部分の表示（規程41）                    | 76 |
| 第19 不能決定処分（規程42）                           | 79 |
| 第20 没収物の交付（規程43）                           | 80 |
| 第4節 所有権放棄                                  | 82 |
| 第1 所有権放棄書の徴収（規程44）                         | 82 |
| 第2 所有権放棄の証拠品の処分（規程45）                      | 85 |
| 第5節 還 付                                    | 86 |
| 第1 検察官が証拠品を還付すべき場合                         | 86 |
| 第2 裁判所から返還の証拠品の受入れ（規程46）                   | 87 |
| 第3 証拠品の還付（規程47）                            | 87 |
| 第4 還付に関する実務上の問題                            | 87 |
| 第5 換価代金の還付（規程48）                           | 96 |
| 第6 還付の方法（規程49）                             | 96 |

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 第7  | 郵便等による送付還付（規程50）         | 98  |
| 第8  | 還付の囑託（規程51）              | 101 |
| 第9  | 受領拒否に係る証拠品の取扱い           | 102 |
| 第10 | 還付公告（規程52・53）            | 103 |
| 第6節 | 移送及び中止                   | 112 |
| 第1  | 他庁移送（規程54）               | 112 |
| 第2  | 証拠品の送付（規程55）             | 114 |
| 第3  | 換価代金の送付（規程56）            | 114 |
| 第4  | 移送事件の自庁保管証拠品の取扱い（規程57）   | 115 |
| 第5  | 移送被告事件等の証拠品の取扱い（規程58）    | 115 |
| 第6  | 中止事件の証拠品（規程59）           | 116 |
| 第7  | 家庭裁判所送致事件の証拠品の処分         | 117 |
| 第7節 | 事件終結前の処分                 | 120 |
| 第1  | 事件終結前の還付・仮還付の促進（規程60）    | 120 |
| 第2  | 事件終結前の還付・仮還付・被害者還付（規程61） | 121 |
| 第3  | 仮還付証拠品の処分（規程62）          | 122 |
| 第4  | 換価処分（規程63・64）            | 122 |
| 第5  | 事件終結前の廃棄（規程65・66）        | 125 |
| 第6  | 事件終結前の処分の記載（規程67）        | 126 |
| 第5章 | 庁外保管の証拠品                 | 126 |
| 第1  | 庁外保管の取扱手続                | 126 |
| 第2  | 証拠品の保管委託（規程70・71）        | 131 |
| 第3  | 保管委託証拠品の確認（規程72）         | 134 |
| 第4  | 保管料                      | 135 |
| 第5  | 保管委託証拠品の処分（規程76）         | 136 |
| 第6  | 裁判所外保管没収物の取扱い（規程77）      | 137 |

|     |                                  |     |
|-----|----------------------------------|-----|
| 第7  | 移送被告事件等に係る原庁等保管証拠品の取扱い<br>（規程78） | 138 |
| 第6章 | 共 助                              | 138 |
| 第1  | 囑託に伴う領置票備考欄の記入等（規程79）            | 138 |
| 第2  | 還付の受託（規程80）                      | 139 |
| 第3  | 処分の受託（規程81）                      | 140 |
| 第4  | 没収の執行の受託（規程82）                   | 142 |
| 第7章 | 上訴事件の特則                          | 142 |
| 第1  | 上訴事件の証拠品の送付（規程83）                | 142 |
| 第2  | 上訴事件の証拠品の受領（規程84）                | 143 |
| 第3  | 上訴事件の結果の通知（規程85）                 | 143 |
| 第4  | 上訴裁判所対応検察庁の没収物の処分手続（規程86）        | 146 |
| 第5  | 原審裁判所対応検察庁の没収物の処分手続（規程87）        | 146 |
| 第6  | 上級庁に対する不服申立事件等の証拠品の取扱い           | 147 |
| 第8章 | 再審請求事件等の証拠品の保管の特則                | 149 |
| 第1  | 再審請求事件等の証拠品の保管の特則の意義             | 149 |
| 第2  | 再審請求事件の証拠品の保管等（規程88）             | 149 |
| 第3  | 再審請求が予測される場合の証拠品の保管（規程89）        | 150 |
| 第4  | 再審事件の証拠品の保管等（規程90）               | 151 |
| 第9章 | 書類の整理等                           | 152 |
| 第1  | 領置票の整理保管（規程91）                   | 152 |
| 第2  | 領置票整理簿の整理（規程92）                  | 153 |
| 第3  | 領置票てん末欄の記入方式（規程93）               | 153 |
| 第4  | 没収物品等処分簿の整理（規程94）                | 156 |
| 第5  | 関係書類の整理（規程95）                    | 156 |
| 第6  | 証拠品事務に関する統計報告（規程96）              | 157 |

|   |     |
|---|-----|
| 第7 検査報告(規程97) .....                         | 157 |
| 第10章 特別手続 .....                             | 158 |
| 第1 支部及び区検察庁における特別手続(規程98) .....             | 158 |
| 第2 領置票等に関する特別取扱い(規程99) .....                | 159 |
| 第3 国庫帰属証拠品の引継処分(規程100) .....                | 160 |
| 第4 特別手続の報告(規程101) .....                     | 161 |
| 第5 地方検察庁における特別取扱い等(規程102・105) .....         | 162 |
| 第6 高等検察庁における特別取扱い(規程103) .....              | 163 |
| 第7 電子計算機により処理する場合における特別取扱い<br>(規程104) ..... | 163 |
| 第8 適用除外(規程106) .....                        | 164 |
| ・事項索引 .....                                 | 165 |
| ・判例索引 .....                                 | 171 |
| ・通達等索引 .....                                | 172 |
| 附   |     |
| 証拠品事務規程 .....                               | 175 |
| 押収物還付公告令(昭和28年11月4日政令第342号) .....           | 222 |

## 総 論

### 第1 証拠品の意義

証拠品事務規程(以下「規程」という。)にいう証拠品とは、刑事事件について押収された物及びその換価代金をいう。押収された物は、証拠物及び没収すべき物から成る(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴」という。)99I)。

証拠物及び没収すべき物は、被疑事件(被告事件)の究明並びに没収刑の確保に資するため、差押え(刑訴218, 220等)又は領置(刑訴221)されるものである。

なお、換価代金とは、没収することができる押収物で、滅失若しくは破損のおそれがあるもの、又は保管に不便なものを売却した代価をいう(刑訴222I, 122)。また、換価代金は、法律上被換価物と同一視すべきであってその対価ではないから、これを没収することができる(最(1小)決昭25. 10. 26刑集4・10・2170)。

### 第2 証拠品事務手続の概要

- 1 証拠品事務手続の区分 証拠品事務は、これを大別すると、受入れ・保管・処分の三つに分かれ、更に処分事務は、(1)事件終結前の処分事務と、(2)事件終結後の処分事務とに区別することができる。
- 2 受入事務 受入事務とは、検察庁に送られてきた証拠品を規程4条に定める受領手続を経て、領置票を作成する事務である。
- 3 保管事務 保管事務とは、受入事務担当の証拠品係から送付された証

証拠品を保管する事務である。

- 4 処分事務 処分事務とは、証拠品の具体的な処分に関する事務で、そのうち、前記の(1)事件終結前の処分事務とは、検察官が、捜査中又は公判係属中の事件の証拠品（裁判所に未提出のもの）について、還付・仮還付・換価又は廃棄等の処分をする場合の事務であり、(2)事件終結後の処分事務とは、事件につき裁判が確定した後における没収物の売却等の事務とか、事件を不起訴処分にした後における証拠品の還付等の事務である。

### 第3 証拠品事務の取扱機関

検察庁における証拠品事務取扱機関は、次のとおりである。

- 1 検察官 検察官は、証拠品事務全般の責任者で、事務取扱い上の命令者である。
- 2 証拠品係事務官 証拠品係事務官は、証拠品事務の担当で、検察官を補佐し、その指揮命令により、証拠品の受入れ、保管（換価代金を除く。）及び処分の事務を行う。
- 3 没収物等取扱者 没収物等取扱者は、証拠品（換価代金を除く。）の換価処分及び国庫帰属となった有価物の売却処分等の事務を取り扱う。
- 4 歳入歳出外現金出納官吏 歳入歳出外現金出納官吏は、換価代金の出納保管の事務を取り扱う。
- 5 国有財産事務分掌者 国有財産事務分掌者は、証拠品事務について国庫帰属となった国有財産法（昭和23年法律第73号）2条に掲げる物を財務局長へ引き継ぐ手続を行う。
- 6 契約担当官 契約担当官は、国庫帰属となった証拠品の売却の手続を

行う。

- 7 その他の者 そのほか、歳入徴収官（分任官を含む。）及び収入官吏は、国庫帰属となった換価代金、通貨及び売却代金の歳入編入の手続を行う。

### 第4 証拠品事務規程について

- 1 規程の制定 規程は、刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至る間での事務手続と、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にするため、昭和28年6月1日付け法務省刑事局秘第129号法務大臣訓令（以下「旧規程」という。）をもって制定され、同29年1月1日から施行されたものである。なお、施行前の同28年12月28日に法務省刑事局秘第437号法務大臣訓令をもってその一部の改正が行われたが、その要旨は、刑訴499条の改正に伴い、押収物還付公告令（昭和28年政令第342号）が制定施行されることによるものであった。その後、関係法令の改正に伴い、又は事務の合理化、効率化を図るため所要の一部改正がしばしば行われたが、公文書の左横書きの実施に伴い、平成2年3月30日付け法務省刑総訓第287号法務大臣訓令による全部改正によって、全文が横書きに改められ、同年5月1日から施行された。規程は、検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号）、事件事務規程（昭和62年法務省刑総訓第1060号大臣訓令）、執行事務規程（平成6年法務省刑総訓第228号大臣訓令）等と同様に、検察庁法（昭和22年法律第61号）32条にいう「検察庁の事務章程」の一つであり、検事総長、検事長及び検事正に対して訓令しているが、直接検察庁の全職員を拘束するものである。

2 規程の内容 規程は、全文10章109条及び附属書式63号からなっている。

第1章においては、規程の目的等の総則的な規定を設け、以下事務手続の流れに相応して、第2章においては、受入事務手続を規定し、第3章においては、保管事務として受入手続の終了から保管に至るまでの手続を規定し、第4章においては、処分事務として、更に節を分けて、事件終結前から事件終結後における具体的な証拠品の処理手続を定めている。そして第5章においては、特別の手続として庁外保管証拠品の受理から処分に至るまでの取扱手続を一括して規定し、第6章、第7章、第9章及び第10章においては、本来の証拠品事務手続に付随する手続又は事項として、各庁間における共助に関する手続、上訴事件における取扱手続、証拠品事務関係書類の整理、その他支部・区検における特別手続等を定めており、第8章においては、再審請求事件等の証拠品の保管についての特則を定めている。

また、規定の定め方は、検察事務官の検察官に対する補佐事務を実態に沿うように具体的に規定するとともに、会計関係の面においては、事務の流れに沿って、平易に、しかも具体的に規定して、その職務と責任を明確にしている。

3 規程の改正経過 全部改正後の規程の改正経過は次のとおりである。

(1) 平成2年8月23日付け法務省刑総訓第650号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（平成2年法律第33号）が公布施行され、同法によって「麻薬取締法」の題名が「麻薬及び向精神薬取締法」に改められて、新たに向精神薬が同法の規制の対象とされるとともに、60条において、国庫に帰属した向精神薬は、麻薬と同様厚生大臣において必要な処分をすることができることとされたため、没収等の事由により国庫に帰属し

た向精神薬についても、麻薬と同様の処分方法によることが相当であるとされ、規程別表第2、5において、厚生大臣に引き継ぐこととされたものである。

(2) 平成8年3月8日付け法務省刑総訓第199号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、法務省所管契約事務取扱規程（平成6年法務省会訓第1344号大臣訓令）及び執行事務規程の全部が改正されたことに伴い、引用条文等について所要の改正を行ったものである。

(3) 平成9年3月6日付け法務省刑総訓第257号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、塩事業法（平成8年法律第39号）が公布施行され、塩専売法（昭和59年法律第70号）が廃止されて塩専売制度が廃止されることとなったことに伴い、没収等の事由により国庫に帰属した塩については、一般の没収物と同様の取扱いとするため、別表第2、12を削ったものである。

(4) 平成9年12月1日付け法務省刑総訓第1215号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、検査等の際に押収物たる通貨を保管する封筒の内部が容易に確認できるように様式6号の封筒について所要の改正（いわゆる窓付き封筒の採用）を行ったものである。

(5) 平成10年3月9日付け法務省刑総訓第265号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成9年法律第59号）が同年4月1日から施行され、同法により「外国為替及び外国貿易管理法」の題名が「外国為替及び外国貿易法」に改められるとともに、外国為替業務の自由化と外国為替公認銀行制度の廃止が実施されることなどから、没収等の事由により国庫に帰属した外国通貨については、一般の没収物と同様の取扱いとするため、別表第2、11を削ったものである。

- (6) 平成12年3月30日付け法務省刑総訓第433号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、証拠品事務の処理に当たって電子計算機を使用する場合における特別取扱いの規定を新設したものである。
- (7) 平成12年10月27日付け法務省刑総訓第1240号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、裁判所の事件に関する記録その他の書類について、原則として、用紙の大きさを日本工業規格A列4番とするとともに、書式を横書き（左とじ）とすることとされたことに伴い、改正前の規程に定められていた同B列4番又は同B列5番の縦書き等による様式をA判横書き化するために行ったものである。
- (8) 平成12年12月28日付け法務省刑総訓第1481号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、中央省庁の再編に伴い、別表第2に掲げる引継先等を改めたものである。
- (9) 平成13年3月30日付け法務省刑総訓第426号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、地方検察庁及び区検察庁のいわゆる検務部門の課を廃止し、地方検察庁本庁の同部門に検務監理官、統括検務官及び検務専門官が、地方検察庁支部及び区検察庁の同部門に統括検務官及び検務専門官が置かれる等の検察庁事務章程の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものである。また、アルコール専売法（平成12年法律第32号）が廃止されるとともに、アルコール事業法（平成12年法律第36号）が施行され、アルコール専売制度が廃止されることとなったことに伴い、別表第2、4を削ったものである。
- (10) 平成13年12月12日付け法務省刑総訓第1411号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成13年法律第139号）が公布施行され、検察官は、裁判の

- 執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされたことに伴い、裁判執行のため関係事項を照会する場合に使用する様式を定める等したものである。
- (11) 平成15年12月22日付け法務省刑総訓第1419号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、報告事務の省力化のため、法務大臣等への証拠品に関する検査報告を廃止したものである。また、押収物還付公告について、官報及び新聞紙に掲載して行う公告の場合は事件名と罪名のみで事件を特定することとされていることとの均衡や個人情報保護の観点から、価額が5,000円未満の証拠品を検察庁の掲示場において還付公告する場合にも、被疑者等の氏名を記載しない取扱いとしたものである。
- (12) 平成16年5月31日付け法務省刑総訓第634号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、従来、没収等の事由により国庫に帰属した収入印紙及び郵便切手類については、最寄りの郵便局に引き継ぐこととされていたが、平成15年4月1日から日本郵政公社法（平成14年法律第97号）が施行されたことなどに伴い、処分方法を、廃棄する取扱いとし、また、没収等の事由により国庫に帰属した銃砲刀剣類所持等取締法2条に規定する銃砲及び刀剣類については、一定の要件を満たすものについては売却することとされていたが、処分方法を、原則として廃棄する取扱いとし、同法4条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合にのみ売却することができる取扱いとするため、別表第2を改めたものである。
- (13) 平成18年5月19日付け法務省刑総訓第688号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）が同月24日から施行されること

となったことに伴い、規程44条3項及び51条1項中の「監獄等」を「刑事施設等」に改めたものである。

- (14) 平成18年11月27日付け法務省刑総訓第1534号法務大臣訓令によって規程の一部が改正された。この改正は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第86号）及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）が同年12月1日から施行され、被害回復給付金の支給手続等に関する制度が実施されることに伴い、犯罪被害財産である没収物の処分手続を新設したものである。
- (15) 平成19年9月27日付け法務省刑総訓第1309号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）が同年10月1日から施行され、国際刑事裁判所における罰金刑、没収刑又は被害回復命令の確定裁判について、執行協力の請求及び執行協力の実施に係る財産の引渡しを開始されることに伴い、執行協力の実施に係る財産である没収物の処分手続を新設したものである。
- (16) 平成22年6月17日付け法務省刑総訓第842号法務省大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、従来、規程50条により、郵送による証拠品の還付が認められていたところ、同条を改正して、一定の要件の下でいわゆる宅配便により送付する方法による還付を認めるとともに、関連する様式について所要の改正を行ったものである。
- (17) 平成22年10月22日付け法務省刑総訓第1363号法務大臣訓令をもって規程の一部が改正された。この改正は、押収物還付公告令の一部を改正する政令が同月25日から施行され、改正後の押収物還付公告令第2条の規定により、還付公告の方法について、掲示公告によって行うことを原則とし、必要があるときは、官報公告を併せて行うことができ

る等とされたことに伴い、規程52条の還付公告の手続に関する規定及び様式について所要の改正を行ったものである。

## 第5 証拠品（没収物）の処分に関する 基本法令について

- 1 基本法令 証拠品事務のうち受入れ・保管の両事務は、比較的問題が少ない。しかし、処分事務は、財産刑の一つである没収の裁判の執行及びその後の処分の事務が中心となり、しかも、種々の問題を含んでいる。そこで、これらの事務に最も関係のある (1)刑訴472条（執行指揮）(2)同490条（財産刑等の執行）(3)同496条（没収物の処分）の3箇条について説明することとする。
- 2 刑訴472条 刑訴472条は、裁判の執行は、原則として、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮するとして、裁判の執行指揮の検察官を明らかにしているが、没収の執行についても、当然これによるわけである。なお、同条2項に規定する場合には、注意を要する。
- 3 刑訴490条 刑訴490条は、財産刑、付加刑等の裁判の執行に関して規定したものである。すなわち、没収等の裁判は、検察官の命令によって執行し、この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有することを定めている。規程においては、没収の執行とは、押収されていない物件について没収の裁判がなされ、これを被告人その他の者から取り上げて国家の占有に移すことの意であって、その後の破壊、引継ぎ、売却等の手続は、次に掲げる没収物の処分（刑訴496）に属するものとされている。したがって、押収中の物件について没収の裁判が確定したときは、

既にその物の占有が国家に移っているから、特に執行行為を必要としないものと解されている。

- 4 刑訴496条 刑訴496条は、没収物の処分についての検察官の権限を定めたものである。すなわち、没収の裁判執行後の没収物の処分もまた検察官の権限に属するものとされる。規程では、検察官が、物の性質等に従い、破壊し、廃棄し、又は売却する等適宜の方法により処分することとされている。

## 各 論

### 第1章 総 則

#### 第1 証拠品の取扱区分

- 1 規程の対象となる証拠品とは、刑事事件について押収された物及びその換価代金を指すものであるが、押収された物のうち、通貨については、事務手続上いわゆる立会封金扱いとして、他の押収物（いわゆる一般証拠品）と区別して取り扱われている。

この (1)押収された物 (2)換価代金 (3)押収物たる通貨及びその立会封金扱いについては、多少説明を要する点があるので、次にこれを説明する。

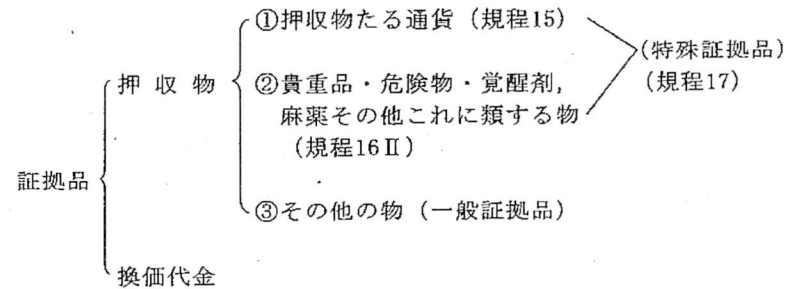
- (1) 押収された物とは、刑訴218条及び220条によって差し押さえた物及び221条によって領置した物をいう。差し押さえるべき物は、証拠物又は没収すべき物（刑法（明治40年法律第45号）19、197の5等参照）である（刑訴99参照）。
- (2) 換価代金とは、没収することができる押収物で、滅失若しくは破損のおそれがあるもの、又は保管に不便なものを売却した代価（注）をいう（刑訴222 I, 122参照）。すなわち、鳥獣保護法違反事件について押収した鳥獣の売却代金や、各都道府県の制定した漁業調整規則等の違反事件について押収した魚貝類の売却代金等がこれに該当する。この換価代金は、会計法上の保管金とは若干その性質を異にし、いわゆる本来の保管金ではないと解されているが、その性質が極めて保管金に近いものであり、事故防止の観点からも保管金に

準ずる取扱いが望ましいので、保管金規則等の定める取扱いに準じ、歳入歳出外現金出納官吏にその出納保管を取り扱わせることとされている。

(3) 押収物たる通貨とは、それ自体が証拠となる代替性のない通貨のことで、この点において換価代金とは、その趣を異にしている。すなわち、贈収賄事件における賄賂の現金、公職選挙法違反事件における買収の現金、賭博事件におけるいわゆる寺銭等がこれに該当する。

(4) 立会封金扱いは、それ自体が証拠となる通貨、すなわち、前記の押収物たる通貨について他の通貨との混同等を避け、その証拠を保全するためと事故防止の点から特定の封筒(窓付き封筒)に入れ、受入事務担当の証拠品係事務官と所属課長等(所属課長又は検務監理官、統括検務官若しくは検務専門官をいう。以下同じ。)とが立ち会って、共にその封筒に封印する取扱いをいう。

2 以上からも分かるとおり、証拠品には、いろいろの種類があり、その取扱いを同一にすることは、不合理、かつ、非能率になるおそれがある。例えば、現金と一般証拠品の自転車とを同一に保管することは、事故防止の面からいっても適切でないであろうし、また、検察庁に保管している証拠品と所有者等に保管委託している証拠品とを同一扱いにすることは、その後の処分に不便であることが明らかである。したがって、実務上は、証拠品の種類により次のように区分されている。



3 更に保管の方法により自庁保管証拠品(証拠品が事件係所属検察庁に保管されている場合)と庁外保管証拠品(警察署等保管・他の検察庁保管・所有者等に保管委託している場合)の二つに区別され、それらの区別に従って受入れ・保管及び処分の手続を若干異にしている。

4 受入れから処分に至るまでの事務とは、検察庁に送致された証拠品の受入れから、これが保管及びその後の事件の終結等に伴う具体的な処分(押収されていない没収等に対する執行を含む。)に至る一連の事務をいう。

(注) 換価代金は、国が「対価」として得るものではなく、押収物と法律上同一視され国の収入とみるべきものではないことから、消費税の対象とはならないと解されている。

## 第2 証拠品事務の特質と証拠品を取り扱う者の心構え(規程2・3)

押収は、被疑事件(被告事件)の究明並びに没収刑の確保のため必要がある場合に、捜査機関が強制力によって証拠物又は没収すべき物の占有を取得継続するものであるが、その反面において、所有者等の占有を排除してその間当該証拠品に対する所有者等の使用、収益、処分を制限

し、その財産権を制約することになる場合が多い。したがって、証拠品事務を取り扱う場合には、証拠品が刑事裁判の重要な証明資料であることに留意するとともに、証拠品の所有者等の財産権を必要以上に制約することのないように心掛ける必要がある。

この点が純粋な刑事手続上の事務である事件事務・令状事務・執行事務等と異なる特質であるから、証拠品の受入れ・保管及び処分を担当する証拠品係事務官並びに売却事務を担当する没収物等取扱者等は、絶えず次のような諸点に留意する必要がある。

- 1 証拠品が、刑事裁判の重要な証明資料であることに鑑み、旺盛な責任感をもって、紛失、滅失、毀損、変質等により証拠価値を減減することのないようにすること。
- 2 証拠品の押収が、刑事手続に必要な範囲内において認められたものであり、所有者等の財産権を強制力で一時的に制約するものである点に鑑み、所有者等の私法上の権利を保護するように心掛け、保管に際しては善良な管理者の注意義務（民法（明治29年法律第89号）400参照）を尽くし、処分に際しては迅速に行い、受還付人の選定を誤らないようにすること。
- 3 このような証拠品事務の特質に鑑み、執務に当たっては、基本となる刑事訴訟法、規程等はもちろん民法等の関連規定についても平素から十分な検討を加えておくこと。

## 第2章 受入事務

### 第1 証拠品受入れの意義

証拠品の受入れとは、検察官に対し押収物の送致、送付があったとき、引継ぎがあったとき、又は検察官等が押収したとき、規程4条に定める受領手続をして領置票を作成するまでの事務である。受入れをなすべき場合は、次のとおりである。

- 1 司法警察員等からの受入れ（規程4 I）
  - (1) 司法警察員又は国税庁監察官から、事件とともに証拠品の送致、送付があった場合（刑訴246、242、245、財務省設置法（平成11年法律第95号）27）
  - (2) 国税局長等、税関長等、公正取引委員会又は証券取引等監視委員会から、犯則事件の告発に伴って証拠品の引継ぎがあった場合（国税犯則取締法（明治33年法律第67号）18、関税法（昭和29年法律第61号）140、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）116、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）226）
- 2 他の検察庁の検察官からの受入れ
 

他の検察庁の検察官から被疑事件とともに証拠品の送致があったとき（刑訴258）及び被告事件の移送（刑訴19、332等）、併合（刑訴5、8）に伴い未提出証拠品が送付された場合
- 3 自庁の検察官等からの受入れ（規程4 II）
 

自庁の検察官・検察事務官から、直受事件・検察官認知事件の証拠品あるいは送致事件を受領した後に自ら押収した証拠品を受領する場合
- 4 家庭裁判所からの受入れ
 

少年法（昭和23年法律第168号）19条2項、20条等により事件とともに証拠品の送致を受けた場合
- 5 裁判所からの受入れ

裁判所から事件終結後、証拠品の返還（規程46）を受けた場合

この裁判所からの受入れとは、検察官が提出した証拠品について、没収の裁判がなく、検察官に返還される場合である。しかし、没収の裁判がないときは、裁判所が直接差出人等に還付する場合であることが多い。したがって、この裁判所からの受入れに該当するものはほとんどない。

## 第2 受領手続（規程4）

- 1 証拠品事務の適正、迅速な運用を期するには、検察庁における証拠品事務の基礎となる受入事務が確実に行われることが必要である。

押収物を受け入れるときは、まず押収時の物件と同一物であるか否か、また、形状、数量等に異状がないかを調査しなければならない。受入れの段階でこの点を調査確認せず形状その他に変化のあったことに気付かないまま受入れを行った場合は、証拠の証明力に問題を生ずることはもちろん、証拠品の処分（還付）に際し、私法上の権利等をめぐって種々の問題を生じ、場合によっては検察庁における証拠品の取扱いが適切でなかったという理由で、受還付人から国に対する損害賠償を請求されることもある（注）ので、特に慎重な取扱いが要求される。

（注） なお、証拠品の保管・処分の違法を請求原因とする国家賠償請求事件のうち、主なものは

- ① 押収した船舶につき適正な管理を欠いたため、台風等により沈没させたもの
- ② 押収したバス等につき適正な管理を欠いたため、使用不能とさせたもの
- ③ 押収した自動車を第三者に保管委託中、これを火災により焼失させたもの
- ④ 押収中の証拠品を紛失したもの
- ⑤ 没収の対象となり得ない船舶を換価処分したもの

- ⑥ 所有者の所在が不明でなかったのに還付公告をしたもの
- ⑦ 被害者に還付すべき理由が明らかでなかったのに被害者に還付したもの
- ⑧ 押収中の証拠品につき還付処分をすべきであったのに、廃棄処分したものの等がある。

なお、司法警察員等から事件の送致があった場合には、証拠品の有無にかかわらず、全ての事件記録につき、証拠品係事務官において証拠品の有無や、司法警察員等において既に還付、仮還付、被害者還付等の手続がなされているか否か等を調査した上、それぞれ関係書類等を対査し、事件記録の適当な箇所（例えば、事件記録送致書の下部欄外等）に担当者が押印して、その責任を明らかにする取扱いが望ましい。

- 2 証拠品と、事件記録の証拠金品総目録（以下「総目録」という。）、差押調書又は任意提出書及び領置調書並びに事件記録・証拠品送致票（事件事務規程様式1号及び2号。以下「送致票」という。）とをそれぞれ対査し、品名、数量などの特定性、明確性あるいは物品、数量等の相違の有無を確認する。

また、換価代金のある場合は、換価処分書、買受書（注）が添付されているかどうか、他庁からの移送事件などの場合はこれに加えて、保管金保管替通知書の有無を確認して対査しなければならないが、この際は、特に金額の確認について注意を要する。

廃棄処分がなされているときは、廃棄処分書の有無を確認しなければならない。

（注） 換価処分調書（様式42号）注意書等。

- 3 司法警察員等から証拠品を受領したとき、証拠品係事務官が押印して返還する送致票は、事故防止の観点から、証拠品の授受を明確ならしめるために制定されたものである。送致票は、表紙裏面記載のとおり、検察庁ごとに別冊を使用することとなっている。しかし、多数の

事件を送致する警察署においては、検察庁ごとの区分では賄い切れないので、更にこれを警察の係ごとに分冊して使用する方法が採られており、送致票の使用上注意しなければならない。

他庁の検察官から送致された証拠品を受領する場合に使用する事件記録・証拠品受領書（事件事務規程様式3号及び4号。以下「受領書」という。）は、送致票と同趣旨の下に制定されたものである。

（参考） 特別司法警察職員

現在、別の法律により司法警察職員とされているものは、次のとおりである。

- 1 司法警察職員等指定応急措置法（昭和23年法律第234号）及びその内容を示す司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ関スル件（大正12年勅令第528号）によるもの
  - (1)森林管理局署勤務の農林水産事務官及び技官で特に指名されたもの
  - (2)公有林野の事務を担当する北海道庁の事務官及び技官で特に指名されたもの
  - (3)船長その他の船員（ただし、特定された者）
- 2 特別法によるもの
  - (1)刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（（平成17年法律第50号）290）による刑事施設の長及び刑事施設の職員（ただし、刑事施設の長以外で特に指名されたもの）
  - (2)警察法（（昭和29年法律第162号）69）による皇宮護衛官
  - (3)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（（平成14年法律第88号）76）による鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員で特に指名されたもの
  - (4)労働基準法（（昭和22年法律第49号）102）等による労働基準監督官
  - (5)船員法（（昭和22年法律第100号）108）等による船員労務官
  - (6)海上保安庁法（（昭和23年法律第28号）14、31）による海上保安官及び同保安官補
  - (7)麻薬及び向精神薬取締法（（昭和28年法律第14号）54）による麻薬取締官及び麻薬取締員
  - (8)鉱山保安法（（昭和24年法律第70号）46、49）による鉱務監督官
  - (9)漁業法（（昭和24年法律第267号）74）による漁業監督官及び漁業監督支員で特に指名されたもの
  - (10)自衛隊法（（昭和29年法律第165号）96）、同法施行令（（昭和29年政令第179号）109ないし113）による警務官及び警務官補
- 3 特別司法警察職員ではないが、特定の事項について犯罪捜査を行うもの
  - 財務省設置法（27）による国税庁監察官

### 第3 領置票の作成（規程5）

- 1 領置票は、証拠品の受入れ・保管及び処分に至るまでの取扱手続を明らかにするために作成するものである。領置票には、領置票（様式2号）、庁外保管領置票（様式45号）及び没収領置票（様式15号）の三つの種類がある。庁外保管領置票は、自庁以外に証拠品を保管している場合、すなわち、司法警察員等から証拠品をその所属する官署に保管のまま事件の送致、送付又は告発があった場合（規程68Ⅰ）、司法警察員等から証拠品を保管委託のまま事件の送致、送付又は告発があった場合（規程68Ⅱ）、他の検察庁の検察官から証拠品を原庁又は司法警察員等の所属する官署に保管のまま事件の送致があった場合（規程69）、所有者その他の者に保管委託した場合（規程70）等に作成するものである。没収領置票は、裁判所から没収物の引継ぎがあった場合（規程28）、押収されていない物が没収になってその執行をすすめる場合（規程37）及び裁判所からその庁外に保管されている没収物の引継ぎがあった場合（規程77）等に作成する。
- 2 証拠品係事務官は、証拠品を受領したときは、当該事件記録の総目録により、送致された証拠品について領置票に符号・品名・数量等を記入し、所属課長等に提出して押印を受ける。

なお、所属課長等が領置票に押印することとされたのは、証拠品の受入事務の適正な遂行を担保するためであるから、所属課長等は、証拠品と照合する等領置票の記載に誤りがないかどうかを確認した上、押印するよう留意しなければならない。

また、領置票の記入に際しては、その証拠品の特徴を適切に記載し、できる限り証拠品の特定を図ることが必要である。したがって、総目録に記載してある証拠品の品名だけでは特定に不十分であると考えら

れるときは、総目録の記載をそのまま領置票に記入することなく、証拠品を確認した上、特定に必要な事項を補って記入することが必要である。例えば、単に「カメラ」、「日本刀」といった品名の記入ではなく、カメラについては、名称・メーカー名・製造番号・付属品を、日本刀については、銘・刃渡りなどを記入することが必要である。

領置票の品名・数量欄等を訂正する場合には、取扱者が訂正印を押すだけでなく、所属課長等の押印をも受けるべきである。なお、証拠品が多数ある場合は、継続用紙を使用することとなるが、この場合には、従来、受入取扱者（領置票裏面下部受入取扱者印欄に押印した者）が契印をする取扱いがなされていたが、最近では、契印に代えて、受入取扱者印欄に受け入れた証拠品の符号等を記載する（例えば、符〇〇号から符〇〇号まで）などして明らかにする方法がとられている。

また、領置票の所属課長等印については、従来、同一日に受け入れる証拠品については各葉ごとに一括して押印を受けることができたとされていたが、平成2年に領置票の様式が改正されて、各符号の受入欄等が三段になっている現行の方式に改められた後は、一括押印の可否、方式が必ずしも明らかでなかったところ、この点に関する刑事局長通達が発せられ（注）、一定の条件の下で、一括押印することが認められている。

なお、一括して押印する場合でも、所属課長等が各符号ごとに領置票の記載内容と証拠品を確実に照合するなどして適正な受入事務を担保する必要があることに変わりはない。

（注） 平20. 7. 15刑総1076号刑事局長通達（例規集1004の38ページ）

3 捜査嘱託により押収した証拠品については、領置票を作成して受入れの手続をするのが相当であるが、保管期間が極めて短時間であるとき又は証拠品を所有者等に保管委託したまま関係書類を嘱託庁に送付

して回答する場合においてその送付手続が直ちに行われるときは、いずれも領置票又は庁外保管領置票の作成は要しない（注）。

（注） 昭32検務実務家会同証拠品事務関係4問答（例規集1205ページ）。

#### 第4 領置番号（規程6）

領置票には、整理の便に資するため進行番号を付するが、この進行番号を領置番号という。領置番号は、事件記録ごとに進行し、暦年ごとに更新する。したがって、領置番号は、事件番号と同様に庁ごとに区分され、更に領置票の種類ごとに区分されて進行するものである。しかしながら、地方検察庁の本庁又はその支部とこれに併置された区検察庁との間において、証拠品のある事件が移送された場合に、逐一領置票を作成する手続をとることは、極めて煩さであり、非能率であるという観点から、規程99条において、事務処理上支障がないときは、領置票を庁別に区分しないで作成することができることとされている（第10章第2（159ページ））。したがって、事件番号を庁別に二本建てとしている場合であっても、領置番号は、庁別の二本建てとせず、一本建てとしての事務取扱いをすることが許されることとなる。

#### 第5 領置票整理簿の作成等（規程7）

領置票が作成されたときは、その進行番号順に領置票整理簿（様式3号）に登載する。また、領置票が既済となった場合には、整理簿てん末欄にその結果を記入し、既済・未済もこれによって把握することとされている。

次に、領置番号及び符号を総目録、差押調書、領置調書及び送致票に記入するのであるが、これは、検察庁に送致された証拠品を整理し、併せて、それらと当該関係書類との結び付きを明らかにするためである。

#### 第6 領置番号等の表示等（規程8）

受け入れた証拠品には、全て領置番号及び符号を表示する。

換価代金及び押収物たる通貨以外のいわゆる一般証拠品に対する領置番号等の表示は、証拠品の形態・大小等に相応して荷札（様式4号の1）・レッテル（様式4号の2及び3）・証拠品袋（様式5号の1から3まで）等適宜なものに記載して行われる。

①貴重品、②破損しやすい物、③取扱い上危険な物及び④覚醒剤、麻薬その他これに類する物については、事故防止のためその旨を証拠品袋等に朱書表示して特に注意する。

「押収物たる通貨」は、換価代金と異なり、それ自体が証拠となる関係上、他の通貨との混同等を避けるための証拠保全の方法として、立会封金扱いとし（規程15）、符号ごとに特定の封筒（様式6号）に入れて封印するが、当該封筒に領置番号・符号等を表示するとともに、単に総金額を表示するだけでなく、その種類と数量を表示する。

#### 第7 換価代金の歳入歳出外現金出納官吏への送付（規程9）

受け入れた換価代金を、証拠品係事務官から出納保管の責任者である歳入歳出外現金出納官吏に送付する場合には、一般の証拠品等と異なり、保管金提出・受入通知書（様式7号）を作成し、これを添えて換価代金及び領置票を送付しなければならない。保管金提出・受入通知書は、換

価代金については、保管金に準ずる取扱いがなされる関係上必要とされるもので、証拠品係事務官がこの用紙に事件番号・被疑者氏名等必要事項を記入して、検察官の押印を受けて送付することとされている。

#### 第8 換価代金の保管替受入通知（規程10）

保管替とは、事件の移送庁から事件の受理庁に対し、換価代金そのものを送付するのではなく、移送庁の歳入歳出外現金出納官吏（以下この項において「出納官吏」という。）の銀行の口座から受理庁の出納官吏の銀行の口座に、銀行間の振替により送金する取扱方法である。例えば、甲地検から乙地検に対し事件を移送し、それに伴って、移送庁の甲地検から乙地検に換価代金の保管替をする場合には、甲地検においては、出納官吏は、証拠品係事務官から領置票により乙地検に対し保管替をすべき旨の通知を受けると、換価代金預入先の日本銀行（支店及び代理店を含む。以下同じ。）に対し、国庫金振替書（保管金払込事務等取扱規程（昭和26年大蔵省令第30号）7）を交付して、乙地検に振替方を通知する。甲地検取扱いの日本銀行においては、振替済通知書（日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）42の5）を乙地検取扱いの日本銀行に送付して、同銀行にある乙地検の出納官吏の口座にその金額を振り替える手続をするとともに、甲地検の出納官吏に対し、振替済書（日本銀行国庫金取扱規程42の5）を送付して振替した旨を通知する。移送庁の甲地検の出納官吏は、保管金保管替通知書（保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）15）を作成してこれを乙地検の出納官吏宛てに送付することとなるのであるが、この場合、保管金保管替通知書は、事務手続の便宜上これを単独に送付することなく、出納官吏から証拠品係事務官に領置票を返還する際これと一緒に送付して、事件記録とともに移

送先に送付することとされている（規程56）。一方、事件受理庁の乙地検においては、その取扱いの日本銀行から振替済通知書をもって出納官吏に対し甲地検から保管替があった旨の通知がなされ、更に甲地検から移送事件とともに前記の保管金保管替通知書が送付されてきて、換価代金の保管替があったことが把握されることとなる。

このような取扱手続によって保管替があったときは、受理庁においては、証拠品係事務官が、事件記録とともに送付された保管金保管替通知書（移送庁の出納官吏から受理庁の出納官吏宛てのもの）と事件記録の総目録の金額等を対査した上、領置票及び保管金提出・受入通知書を作成し、これら三つの書類を出納官吏に送付する。出納官吏は、証拠品係事務官から送付された領置票等と自庁取扱いの日本銀行から送付された振替済通知書によって、当該移送事件の証拠品としてこれを把握の上、現金出納簿に記載する手続をする。

#### 第9 追送証拠品の受入れ（規程11）

司法警察員等から証拠品の追送があった場合には、既に送致を受けた事件について、先に一部の証拠品が送致されていたか又は事件を受理した後に検察官若しくは検察事務官が証拠品を押収したか等の事由によって、既に当該事件につき領置票が作成されているので、新たに別の領置票を作成することなく、その領置票の事項を追記して受入れの手続をする。もっとも、証拠品がないため領置票が作成されていない事件について証拠品が追送されたときは、当然新たに領置票を作成して受入れの手続をすることとなる。

なお、追送致書により事件が送致されたときは、新たに事件番号をとることになるので、規程6条により、新たな領置番号の領置票により受

入れの手続をとることとなる。

#### 第10 仮還付証拠品の受入れ（規程12）

- 1 仮還付をした証拠品については、いまだ押収が継続しているものと解されるので、これを再提出させる場合には、改めて刑訴法上の差押え又は領置の手続は必要としない。この場合には、仮還付証拠品提出書（様式8号）を徴して事件記録に編てつするなどその移動の経過を明らかにする。
- 2 仮還付をした証拠品を提出させた場合、当該事件について前に領置票が作成されていないときは、新たに領置票を作成して受入れの手続をすることとなるが、自庁において仮還付したものであれば必ず前に領置票が作成されているので、その領置票に仮還付前の符号を表示して受入れをする。しかし、その領置票が前年度以前に既済として整理されているときは、これを利用することなく新たに領置票を作成して受入れの手続をする。この場合、領置票の備考欄に既に整理された元の領置番号を記入し、相互の関連を明らかにしておく必要がある。

#### 第11 領置替・二重押収

既に押収されている押収物を、別事件の捜査及び公訴維持のため証拠物として使用する場合の手続として、実務上行われているものに、領置替、二重押収があるが、東京地検における取扱いを参考として記述する。

- 1 領置替 例えば、不起訴処分になる被疑者Aの証拠品を公判請求される共犯者Bの証拠品に領置替する場合の手続は、次のとおりである。

- (1) 事件記録の取扱い Aの記録から総目録、任意提出書、領置調査又は差押調査等関係書類の原本を抜き出しBの記録に編てつし、その謄本をAの記録に編てつする。

関係書類の原本には、Bの領置番号、符号及びAの領置番号から領置替した旨を原本の上部空欄部分に表示する。

関係書類の謄本には、Bの領置番号、符号及び領置替済の旨を謄本下部空欄に表示する。

- (2) 証拠品の取扱い 証拠品に付されているAの領置番号、符号、氏名等を削除して、Bの領置番号、符号、氏名等を表示する。

- 2 二重押収 既に押収されている同一物件について、更に押収を行うものであるが、この場合の事務処理としては、各別に領置票を作成してその関連性を明確にするため、それぞれの領置票に二重押収の旨を表示して、関連事件の領置番号、符号を相互に付記しておき、当該証拠品には関連事件の領置番号、符号を共に表示する。

なお、二重押収の場合は被押収者の私法上の権利保護を考慮し、それらの者に対し別事件で差押えした旨の通知をする等の配慮が必要となる場合がある。

## 第12 その 他

司法警察員等から事件送致の際に鑑定嘱託のため他に送付していた証拠品（例えば、麻薬類、火炎びん等）が鑑定の結果減量、変質等を生じ、その後鑑定書等が追送された場合には、証拠品係事務官は、これを主任検察官に提出し押印を受けて記録に編てつするとともに、領置票及び総目録の備考欄にその旨を記入してその経過を明らかにしておくことが必要である。もし鑑定の結果証拠品を全量使用した場合には、領置票の命

令要旨欄に「鑑定のため全量使用」の旨を記入して検察官の押印を受け、てん末欄に「全量使用済」等と記載し、その経過を明らかにする。

検察庁において証拠品を受入れ後、検察官が鑑定嘱託をしたため、その結果減量、滅失が生じた場合も同様の方法で処理する。

## 第3章 保管事務

### 第1 保管事務の意義

保管事務とは、受入れが終わった証拠品を受入係から受領して保管する事務であり、その目的は、証拠品の滅失等を防ぐとともに、証拠品の仮出事務の円滑化を図ることにある。

証拠品の保管に当たり、常に注意すべき点は、「証拠価値の保全」と「財産的価値の保全」である。

証拠品は、刑事裁判の重要な証明資料であり、しかも代替性のないものであるから、その保管に際しては、滅失・毀損等の防止はもちろんのこと、可能な限り押収時の状態を損なわないよう配慮し、その証拠価値の保全に努めなければならない（刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）98、規程2）。例えば、押収物に付いている指紋に証拠品としての重要な意味がある場合、これを消してしまうと、証拠品としての価値がほとんど失われてしまう。したがって、これを不用意に拭き取ること等のないよう注意しなければならない。

一方、証拠品は、私法上の権利の客体であり、押収の効果もその占有を取得継続するにすぎないから、不当に関係者の権利を侵害しないようその財産的価値の保全にも配慮する必要がある。例えば、証券類のうち、利付

国庫債券等の債券については、利息の支払期日等が経過していても、個々の法令に定められた消滅時効が完成するまでは、利息請求権等を行使することができるが、この種債券を検察庁において保管中に消滅時効を完成させた場合には、国家賠償請求を提起されることも懸念されるので、この種債券を受け入れたときは、証拠品事務担当者は、その支払（償還）期日や消滅時効満了日等を把握して、所有者の利息請求権等を消滅させることのないよう、留意する必要がある（注）。

ところで、この証拠価値と財産的価値の保全とは、通常一致する場合が多いのであるが、時には矛盾する事例も生ずる。例えば、殺人の凶器に使用され血痕の付着している名刀を、公判の都合等でかなりの期間保存しなければならないような場合、証拠価値の保全上は、そのままの状態で保管するのが理想であるが、財産的価値の保全上は、せっかくの名刀をさびつかせないよう、血痕を拭き取って手入れする等の配慮が必要である。そこでこのような場合は、まず血痕の付着状況をカラー写真に撮影したり、血痕の血液型等を鑑定したりして、その証拠価値を保全した上、刀身の血を拭き取って手入れをし、財産的価値の保全を期さなければならない。

つまり、この二つの要請をうまく調和させるよう具体的事例に応じた創意工夫が必要となるのである。

（注） 債券について

債券とは、広義においては、国、地方公共団体、株式会社等が一般大衆に対する起債（発行・募集）によって生じた負債に対する債権を表象する有価証券を総称し、狭義においては株式会社で発行する社債券をいう。

債券の券面への債権者氏名の表示の有無により、記名債券と無記名債券に分かれ、利息の有無により利付債と割引債に区分される。利付債は、利札付きであらかじめ定められた利率に従って毎年利息が支払われるものであり、支払期以後の利札は切り離されて独立した有価証券となる。割引債は、発行の際に利息に相当する金額分を差し引いて元利金合計に当たる額面金額を割って発行されるもので、短期債について行われる。

債券の種類ごとの元本（金）及び利息の消滅時効は、それぞれの根拠法によって定められている。

## 第2 証拠品の出納保管（規程13・14・15）

- 1 証拠品のうち、換価代金以外の証拠品（押収物たる通貨を含む。）は証拠品係事務官が、換価代金は歳入歳出外現金出納官吏が、それぞれ出納保管の任に当たる（規程13, 14）。
- 2 換価代金の出納保管については、その性質上からの制約がある。前述（第1章、第1, 1, (2) (11ページ)）のとおり換価代金は、会計法上の保管金とは若干その性質を異にし、いわゆる本来の保管金ではないと解されているが、その性質が極めて保管金に近いものであり、事故防止の上からも保管金に準ずる取扱いが望ましいことから、その出納保管については、規程に定められた取扱手続によるほかは、保管金規則（明治23年法律第1号）、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程の定める取扱いに準じてすることとされている（規程14）。ただし、会計法上の保管金の場合には、歳入歳出外現金出納官吏が保管金の提出者から保管金を受領したときは、保管票（検察庁会計事務章程（昭和22年法務省会甲第2481号大臣訓令）59）を検察官に送付して、保管金が提出済みであることを通知すること（検察庁会計事務章程58, 59）とされているが、換価代金については、この保管票を使用する制度をとらず、領置票に押印する受領印をもってそれに代える取扱いとなっている。
- 3 証拠品が押収物たる通貨であるときは、証拠品係事務官は、所属課長等立会の上、通貨と封筒の表示を対査して、立ち会った所属課長等とともに封筒に封印し、いわゆる立会封金扱いとする（規程15）。この場合の通貨には外国通貨を含み（注1）、また、破損した紙幣につ

いても、その交換価値とは無関係に立会封金扱いとするのが相当である(注2)。

この手続は、他の通貨との混同を避け、その証拠を保全するため、並びに事故防止の点から特に定められたものである。

(注1) 昭33会計課長会同質疑284問答(例規集1044ページ)

(注2) 昭35会計課長会同質疑261問答(例規集1044ページ)

### 第3 証拠品の保管場所(規程16)

1 証拠品(換価代金を除く。)は、倉庫又はこれに代わる施設・防火施設等の完備した場所に保管し(規程16I)、特に通貨、証券、貴金属その他の貴重品と認められる物や、劇毒物、拳銃その他の取扱い上危険と認められる物又は覚醒剤、麻薬その他これに類する物(注1)等いわゆる特殊証拠品は、金庫その他堅ろうな容器又はこれに代わる施設できる設備(注2)に収納して保管することとされている(規程16II)。

特に、爆薬、劇毒物、火災びん等危険度の非常に高い物については、消防法や毒物及び劇物取締法等の趣旨に鑑み、運搬、取扱い、貯蔵等に当たって、関係機関に照会する等その性質、危険性等を十分考慮した適切な保管をしなければならない。

なお、中止事件の証拠品は、一般的に当分の間は必要がないので、できるだけ普通の証拠品と別に区分して保管することが望ましい。

(注1) 旧規程においては、いわゆる特殊証拠品として、通貨、証券、貴金属その他取扱い上危険と認められる物が定められていたが、覚醒剤、麻薬等についても、その性状に照らして従来の特殊証拠品と同様の取扱いをすべきものと認められるので、新たに特殊証拠品として加えられたものである。ここにいう「麻薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法2条1号に

掲げる物をいい、「これに類する物」としては、例えば、同法2条6号に掲げる「向精神薬」、あへん法3条1号から3号に掲げる「けし」、「あへん」及び「けしがら」並びに大麻取締法1条に規定する「大麻(大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。))を除く。」がある(平2. 3. 30刑総291号刑事局長通達(例規集1004の18ページ)、平2. 8. 23刑総651号刑事局長通達(例規集1004の23ページ))。

(注2) けしがら、大麻等その形状や量からこれを堅ろうな容器に収納できない物については、一般の証拠品の保管場所とは区画した施設できる設備(例えば、証拠品倉庫内の一部を金網等で区切り、その出入りは施設できる扉を開閉して行うような設備が考えられる。)を有する場所に保管することができる。この場合でも特殊証拠品としてその保管に特に慎重を期する必要がある(平2. 3. 30刑総291号刑事局長通達(例規集1004の18ページ))。

2 証拠品を保管するに当たっては、これを年度別・領置番号順に区分し、あるいは形状別(例えば、大包・中包・小包等)に区分する等それぞれ工夫して常に整理整頓し、いつでも仮出しや処分等のために提出できるように保管しておく必要がある。保管場所(例えば、金庫とか、1号倉庫とか)も、できるだけ領置票の備考欄等に記入しておくことが実務上便利である。

### 第4 証拠品と物品管理法との関係

昭和31年法律第113号をもって制定公布され、昭和32年1月10日から施行された物品管理法は、従来の物品会計規則(明治22年勅令第84号)に代わるもので、物品の取得、保管、供用及び処分(以下「管理」という。)に関する基本的事項を規定することにより、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることを目的とするものである。

証拠品も一応形式的には、物品管理法の適用の対象となるものとされているが、証拠品の本質及び物品管理法6条の趣旨に鑑み、裁判、検察

運営に支障を及ぼすおそれのある場合に同法の規定する措置が及ぶものとするは相当でない。そこで、同法の解釈として、証拠品は、同法40条及び物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）47条2項2号（法令の規定により国において没収し、没取し、若しくは収去し、又は国庫に帰属した物品）又は3号（国の事務の処理に必要な物品で法令の規定により国の機関に占有のみを移して保管するもの）に掲げる物品に該当し、主として形式的規定である十数か条を除いては、同法の適用がないものとされている（注）。

（注） 昭31. 12. 6刑事26045号刑事局長通達（例規集1012ページ）、昭32. 5. 24刑事8995号刑事局長、経理部長通達（例規集1012ページ）

#### 第5 特殊証拠品保管簿の作成（規程17）

通貨、証券、貴金属その他の貴重品と認められる物、劇毒物、拳銃その他の取扱い上危険と認められる物又は覚醒剤、麻薬その他これに類する物等いわゆる特殊証拠品については、保管の取扱いについて特にその正確を期するため、特殊証拠品保管簿（様式9号）を設け、これに必要な事項を記入して、その保管状況を明らかにすることとしている。

なお、時計、カメラ等の貴重品であっても、破損が著しいため経済的価値のないものについては、一般証拠品として取り扱う。また、規程16条2項は、特殊証拠品として取り扱う物の例示であるので、これ以外の証拠品であっても取扱いに慎重を要する美術品、骨董品等については、特殊証拠品として取り扱うのが望ましいであろう。

（注）。

（注） 昭57. 12. 27刑総962号刑事局総務課長通知（例規集未登載、検察月報339号177ページ）、平9. 12. 11刑総1216号刑事局長通達（例規集未登載、検察月報490号185ページ）

#### 第6 歳入歳出外現金出納官吏の受領手続及び保管替受入手続（規程18・19）

1 歳入歳出外現金出納官吏は、証拠品係事務官から換価代金が領置票及び保管金提出・受入通知書とともに送付されてきた場合には、領置票及び保管金提出・受入通知書に記載された金額と換価代金とを対査・確認して受領し、領置票には受領印を押なつて証拠品係事務官に返還する。この領置票の押印（注）は、歳入歳出外現金出納官吏の検察官に対する現金領収の報告（出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）60）と、提出者に対する領収との双方の意味を兼ねているものである。送付を受けた保管金提出・受入通知書は、歳入歳出外現金出納官吏の手許に保管し、これにより換価代金の既済、未済を把握することとしている。

（注） この押印については、いわば内部的な事務処理関係を明らかにするものであるから、当該出納官吏の「私印」をもって足りるであろう。

2 受領した換価代金は、規程の定めるところによって日本銀行に払い込む（予算決算及び会計令（昭和22年法律第165号）103）が、その手続については、保管金払込事務等取扱規程の定めるところによらなければならない（出納官吏事務規程61）。すなわち、保管金払込書を作成してこれを添えて現金を日本銀行に払い込む（保管金払込事務等取

扱規程3)。歳入歳出外現金出納官吏は、換価代金を受領後できるだけ速やかにこの払込みを行うべきであって、日本銀行に遠いからといって長期間これを放置するようなことは、事故防止の上からも避けるべきである。

- 3 歳入歳出外現金出納官吏は、前記のように換価代金（現金）を受領し、又は日本銀行へ払込みをしたときは、現金出納簿にその旨の記入をする（予算決算及び会計令135、137の2）。
- 4 他の検察庁から事件の移送に伴って換価代金の保管替があった場合には、まず証拠品係事務官において領置票と保管金提出・受入通知書とを作成し、保管金保管替通知書（事件記録とともに送付されてきたもの）とともに歳入歳出外現金出納官吏に送付する。これを受けた歳入歳出外現金出納官吏は、これと更に受理庁取扱いの日本銀行から送付されてきた振替済通知書（日本銀行国庫金取扱規程42の5）とを対査して受け入れ、領置票は押印して証拠品係事務官に返還し、振替済通知書及び保管金提出・受入通知書は整理して保管する。ここにおいてこの換価代金は、受理庁の証拠品として保管されることとなるわけである。もし、この場合、保管替による換価代金が事件記録より先に送られてきて、歳入歳出外現金出納官吏の銀行の口座に入ったとしても、検察官が事件を受理するまではその押収は移らず、他庁の検察官の押収物を預かっているにすぎないものと解されている。したがって、事件の受理がなされて初めて受理庁の証拠品として受入手続が行われていることとなる。なお、このような保管替による受入れの場合、歳入歳出外現金出納官吏は現金出納簿に記入を要する。

## 第4章 処分事務

### 第1節 領置票の記載

#### 第1 領置票の記載（規程20・21）

- 1 検察官が証拠品を処分すべき場合には、処分命令を決定してその要旨を領置票に記入して行うこととされているが、実務上、証拠品係事務官が関係書類や証拠品等を調査し、検察官のなすべき命令を判断して領置票の処分命令要旨欄に処分命令の案を記入してこれを検察官に提出し、検察官においてこれを検討した結果、相当であると認めるときは、これに押印してその処分を決定する方法が採られている。したがって、この事務を担当する者は、事案の内容の精査に努めることはもちろんのこと、常に関係法規を十分研究し、いやしくも検察官の証拠品処分に関し適正を欠くことがないように十分これを補佐することが要請される。この補佐事務は、検察官の職務について、判断事項まで立ち入って補佐するもので、検察事務官の補佐事務としては、最も重要かつ高度のものであるといえよう。

このようにして領置票に記入された命令は、検察官の検察事務官に対する執行方法及び処分内容の命令である。

- 2 証拠品を処分すべき場合とは、次に掲げる場合等広く証拠品を処分すべき場合をいう。
  - (1) 押収中の証拠品について没収の裁判が確定し、これを処分すべき場合（刑訴496、規程26、35、77、85）
  - (2) 押収されていない物件について没収の裁判が確定し、これを執行した後処分すべき場合（刑訴490、496、規程37）

- (3) 証拠品について所有権の放棄がなされ、これを処分すべき場合(規程45)
- (4) 事件の終結(被告事件の裁判確定及び被疑事件の不起訴処分)により証拠品を還付すべき場合(刑訴346, 222 Iにより準用される123及び124の趣旨, 規程47)
- (5) 還付不能により証拠品が国庫に帰属してこれを処分すべき場合(刑訴499, 規程53)
- (6) 事件の移送又は事件の中止に伴い証拠品を処分すべき場合(刑訴258, 少年法42, 規程54, 59)
- (7) 事件終結前に証拠品を還付・仮還付又は被害者還付する場合(刑訴222 Iにより準用される123, 124, 規程61)
- (8) 事件終結前に証拠品を換価処分し又は廃棄処分する場合(刑訴222 Iにより準用される122, 121, 規程63, 65)
- (9) 嘱託に基づいて処分する場合(検察庁法31, 規程81, 82, 86, 87)
- (10) 庁外保管証拠品を処分すべき場合(規程74ないし76)

## 第2 関係書類等の調査(規程20 I)

証拠品係事務官の関係書類等の調査に際しては、次に掲げる諸点に注意することが必要である。

- 1 規程20条1項1号に掲げる「没収物の処分又は没収の執行」については、裁判書の原本、謄本又は抄本を調査するのであるが、この場合、特に押収されていない没収物と保管料を要する没収物とを把握・確認し、前者については時効にかからないよう、後者については無用な保管料を支出することのないよう、できるだけ速やかに執行又は処分することが必要である。

- 2 同条1項2号の「裁判所から返還された証拠品」とは、検察官提出の証拠品で没収にならずに検察官に返還されたものをいう。検察官が被告事件について証拠品として裁判所に提出した証拠品が没収にならない場合には、当該証拠品を検察官に返還すべきか、最初の差出人等に還付すべきかについて、法務省刑事局と最高裁判所事務総局刑事局との見解の相違するところであるが、規程は前段の考え方に立っているものである。これらの裁判所から返還された証拠品については、検察庁において刑事確定訴訟記録等を調査の上、還付手続や所有権放棄による証拠品の処分手続がなされるわけである。
- 3 同条1項3号の「裁判所不提出の証拠品の処分」については、裁判所不提出記録又は刑事確定訴訟記録を調査するわけであるが、不提出記録には、不起訴裁定書のようなものもなく、証拠品の処分命令を記入する欄も特定されていないため極めて不便である。そこで多くの庁においては、不提出記録表紙を作成して、これに裁判所に不提出の証拠品の処分命令を記入する方法が採られている。また、不提出記録は、各庁において便宜上刑事確定訴訟記録とともに一括して各係に回付する取扱いがなされている。なお、関連事件等のため、証拠品の処分を留保する必要があるときは不提出記録表紙に関連事件の事件番号、罪名、被疑者又は被告人の氏名及び処分を留保する旨を記入しておくことが便宜である。また、上訴審で完結した事件については、特に不提出証拠品について処分漏れのないよう注意することが必要である。
- 4 同条1項4号の「不起訴処分又は中止処分に付された事件の証拠品の処分」については、不起訴裁定書又は中止裁定書(以下、本項において「不起訴裁定書等」という。)の証拠品欄に記入されている処分命令によるわけである。したがって、不起訴裁定書等の処分命令は、規程の記入方式に倣ってできるだけ具体的に記入することが望まし

い。殊に共犯者の一部の者が不起訴処分又は中止処分になったものである場合には、他の共犯者の証拠品関係についても不起訴裁定書等に記入しておくことが必要であろうし、また、この場合、不起訴裁定書等に関係記録が添付されていないときは、不起訴裁定書等の証拠品欄に領置番号を記入しておくことが便宜である。

この不起訴裁定書等の証拠品処分欄の命令は、事件処分に際して行う証拠品の処分命令であって、領置票の処分命令は、不起訴裁定書等の命令に基づいて具体的な手続に移す場合の確認的な命令であると解されている。そのため、不起訴裁定書等の証拠品の受命執行欄には、証拠品係事務官が領置票にその具体的な処分命令の要旨を記入したときにその年月日を記入して押印することとされている。

次に、関連事件等のため証拠品の処分を留保する必要があるときは、前項の不提出記録表紙に記入したように不起訴裁定書等の証拠品処分欄に記入しておくことが必要である。

- 5 同条1項5号の「他の検察庁の検察官又は家庭裁判所に送致する事件の証拠品の処分」については、移送書又は送致書を調査することとされている。
- 6 同条1項6号の「併合、移送又は差戻しの裁判があった事件の証拠品の処分」については、それぞれの未提出記録送付書及び当該記録等を調査する。
- 7 同条1項7号の「事件終結前の証拠品の換価処分又は廃棄処分」については、検察官の換価処分決定書又は廃棄処分決定書を調査するわけであるが、ここにいう「事件終結前」とは、被告事件の裁判確定前だけでなく被疑事件の不起訴処分前も含まれる。したがって、事件の不起訴処分後における証拠品の売却又は廃棄については、当然換価処分決定書や廃棄処分決定書は作成されない。

8 同条1項8号の「処分の嘱託を受けた証拠品の処分」については、嘱託書を調査する（例えば、規程81, 82, 86, 87等）。なお、規程81条の処分受託の場合において、その嘱託が規程75条1項ただし書によるものであるときは、証拠品の現物等を調査の上、その具体的な処分方法を決定しなければならないので注意を要する。また、規程80条の場合、すなわち、証拠品還付の嘱託を受託したときは、領置票を作成して受入れすることとなるが、規程75条による還付の嘱託であるときは、新たに領置票を作成することを要しないとされている。この場合には、嘱託書を調査して処分命令を記入することとなる。

### 第3 命令要旨の記入方式（規程21）

命令要旨の記入方式については、規程別表第1に定められているが、これは、一応通常予想されるものだけを掲げたものであって、もちろん全てを網羅しているわけではないので、これで賄えない場合には、適宜記入することとなる。

領置票、没収領置票及び庁外保管領置票の各様式については、旧規定において特別取扱いとして行われていたいわゆる三段方式の様式によるものとされた。この三段方式は、処分命令の変更があったとき等改めて命令要旨欄に処分命令を記入する必要があるが、品名等を別行に移記しなければならない場合に、この移記手続を省略することができるよう事務の簡素化を図るため定められたものであるから、三段ある命令要旨欄は、必要に応じ上の段から順次使用することとし、処分命令を記入した都度、処分命令欄に検察官の押印を受ける必要がある。

なお、連続する複数の符号に係る証拠品について検察官の処分命令がなされる場合、処分の日及び処分命令が同一で、かつ、将来新たな処分

命令がなされて別行にその命令要旨を記入することのないことが明らかとなるときであっても、領置票の各葉ごとに連続した符号に係る証拠品につき、これらを一括して検察官の処分命令印を受ける取扱いは、相当でない(注)。これは、処分事務の重要性に鑑み、たとえ大量の証拠品について同一処分がなされる場合であっても、これを容易に処理すべきではなく、検察官において、証拠品係事務官による処分命令案が相当か否か当該証拠品につき一点一点確認した上で、その都度処分命令印を押印することにより、処分事務の正当性の保持等が図られるからである。

(注) 平元検務実務家会同証拠品事務関係1問答(例規集1045ページ)

## 第2節 仮出し及び裁判所提出

### 第1 仮出し(規程22)

1 検察官は、捜査等のため、換価代金以外の証拠品の仮出しをするときは(注)、証拠品仮出票(様式10号)の甲乙二片に必要事項を記入して、乙片に押印した上、これを証拠品係事務官に交付する。この場合、その責任を明確にするため、検察事務官(多くは、いわゆる立会事務官)が仮出を行うときは、証拠品仮出票の取扱者印欄に当該事務官が押印し、検察官が自ら仮出を行うときは、同欄に斜線を引くこととされている。証拠品仮出票の交付を受けた証拠品係事務官は、証拠品を検察官に提出したときは、証拠品仮出票の仮出欄にその年月日を記入して押印し、仮出した証拠品の返還を受けたときは、証拠品仮出票の返還欄にその年月日を記入して押印の上、乙片を切り取って検察官に返還する。

2 仮出した証拠品について、鑑定等のため、減量・変質等を生じた場合には、次のような方法を採用することが相当であろう。すなわち、仮出した検察官は、鑑定書等関係書類を証拠品係事務官に送付し、これを受けた証拠品係事務官は、領置票及び総目録の備考欄にその旨を記入する。この場合、証拠品の全部が滅失したときは、前同様の手段をとるとともに、更に領置票の命令要旨欄に「鑑定のため全量使用」の旨を記入して検察官の押印を受け、てん末欄に「全量使用済」等と記載し、処分済みとして整理する。

3 仮出証拠品は、仮出しを受けた検察官が施錠できるキャビネット等に納めて保管することになるが、検察官執務室には、証拠品の紛失や変質を防止するための十分な保管設備が必ずしもあるとはいえない実情にあるので、長期間の仮出しをすることは相当ではない。このため、各庁においては、通達等により仮出期間(一般証拠品については、おおむね1か月程度、特殊証拠品については、1日ないし3日程度)を定め、これを遵守させることにより事故防止を図っている。仮出期間については、原則として期間の更新を認めることなく、引き続き仮出しを必要とする場合は、一旦、証拠品を返還させた上、新たに仮出手続をとらせるなど事故防止の観点から厳格な運用が必要であろう。

(注) なお、検察官が、検察官送致前の事件について他の捜査機関等において押収中の証拠物を当該捜査機関等から借用する場合があるが、その場合の手続及び管理体制を明確にするための借用手続要領が定められ、平成19年11月1日から実施されている(平19. 10. 19刑総1408号刑事局長通達(例規集162の7ページ))。

### 第2 立会封金開封の証明(規程23)

1 検察官は、仮出した立会封金を開封後に返還する場合には、封筒

に開封した旨を記入して押印するか、又は立会封金開封証明書（様式11号）を作成してこれを添付する方法によって、受入れ時になされた立会封金がその後に開封されたことを明らかにしておくこととされている。

- 2 証拠品係事務官は、立会封金の返還を受けたときは、検察官が自ら返還した場合は検察官と、検察官を補佐する検察事務官（いわゆる立会事務官）が持参して返還した場合にはその事務官とともに、それぞれ封印する。
- 3 事務監査や会計検査等で開封した場合の取扱いについては、規程23条に準じ、適宜証明書を作成する等の措置を講じて処理すべきであるとされている（注）。

（注） 昭29会計課長会同質疑3 証拠品事務規程に関する事項6問答（例規集1044ページ）

### 第3 裁判所提出後の手続（規程24）

- 1 証拠品を裁判所に提出する場合において、その数量が多数にわたるときは、できるだけ目録を付し、また、貴金属の場合は特に種類・量目等を明らかにすることが必要である。なお、検察官が裁判所から押収目録の交付を受けて証拠品係事務官に交付する場合には、これに検察庁の領置番号及び符号を記入しておくことがその後の事務処理上便宜である。

立会封金の一部を裁判所に提出したときは、証拠品係事務官は、残りの部分について検察官又はこれを補佐する検察事務官とともに封印することが相当である。

- 2 検察官が証拠品として提出したものを、裁判所が証拠物として押収の手続をとらず、例えば証拠書類として記録につづり込んだような場合には、裁判所から押収目録の交付がないため、検察官が証拠品提出証明書（様式12号）を作成して証拠品係事務官に交付することとされている（規程24ただし書）。
- 3 検察官から押収目録又は証拠品提出証明書の交付を受けた証拠品係事務官は、証拠品仮出票の裁判所提出欄に提出年月日を記入して押印した上、その乙片を検察官に返還するとともに、領置票の命令要旨欄に「裁判所提出」、てん末欄に「提出済」と記入して検察官の押印を受け、領置票を処分済みとして整理し、押収目録又は証拠品提出証明書を保管する。

なお、この場合、同一の符号で受け入れた複数の証拠品について、裁判所がその一部のみを押収したとき又は検察官が当初からその一部のみを裁判所に提出するものであるときは、領置票の命令要旨欄に「裁判所提出の必要上別行に分割移記」、てん末欄に「別行に分割移記済」と記入した上、別行に符号の枝番を起こして当該符号の分割手続を取り、裁判所提出済みの証拠品と不提出の証拠品との区別を明らかにしておくことが必要である。

### 第4 換価代金預入証明書（規程25）

換価代金については、立証上現金そのものを裁判所に提出する必要がほとんど認められないし、実務上も換価代金存在の立証は、換価代金預入証明書（様式13号）をもって行われているが、もし提出の必要が生じた場合には、換価代金以外の証拠品の裁判所提出の手続に準じ、歳入歳出外現金出納官吏から受領してすることとなる。

預入れの証明を必要とする場合には、検察官が、まず換価代金預入証明書の上記部分に当該証拠品を換価したことを記入して証明し、次に、これを歳入歳出外現金出納官吏に交付して、下記部分に預入れの証明を記入させてこれを受領することとしている。なお、その換価代金が他の検察庁からの保管替によって受入れしたものであるときは、歳入歳出外現金出納官吏は、換価代金預入証明書の預入年月日に代えて受入年月日を記入することが相当である。

### 第3節 没 収

#### 第1 没収裁判の把握（規程26・27）

1 没収裁判の執行又は処分の前提であるその把握方法として、没収に係る裁判があったときは、裁判結果票等により没収裁判処理簿（様式14号）に所定の事項を記載して把握することとされている。押収されていない物又は保管料を要する物については、時効（時効の期間1年、刑法32）や費用の関係等から、裁判確定後速やかに没収の執行又は没収物の処分の手続をする。

なお、没収の裁判が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）13条3項又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律41条1項2号の規定によるものであるときは、没収裁判処理簿の備考欄にその旨を記入する。

また、没収の裁判について、規程27条各号に掲げる事由が生じた場合には、没収裁判処理簿のてん末欄にその旨記入して整理する。

2 没収裁判処理簿については、規程102条1項3号により法務大臣の許可を得てその作成を省略することができることとされているので、ほとんどの庁がこの特別取扱いの許可を得て、没収の裁判があったときは、裁判結果票（裁判処理票）又は領置票で没収の裁判を把握することとし、没収裁判処理簿の作成を省略している。

#### 第2 没収物の受領（規程28）

1 没収の裁判が確定すると、裁判所から没収物が没収物引継書（平成7年4月28日付け最高裁総三第24号事務総長通達「押収物等取扱規程の運用について」様式8号）により引き継がれるので、証拠品係事務官は、没収物と引継書の記載とを対査してこれを受領し、没収領置票（様式15号）を作成する。これは、当該証拠品を裁判所に提出したことによって元の領置票が既に事務手続上既済とされていることから必要とされるものである。なお、検察庁において保管中の証拠品について没収の裁判が確定した場合には、既存の領置票により没収物の処分を行うことになっているので（規程35）、没収領置票の作成を要しない。

2 没収領置票を作成したときは、領置票整理簿に所定の事項を記入するとともに（規程28Ⅲ）、没収裁判処理簿のてん末欄にその旨を記載する（規程27）。そして、没収物は、直ちに処分する場合を除き、通貨については立会封金をし、特殊証拠品については特殊証拠品保管簿に登載して、処分に至るまで通常の証拠品と同様の方法により保管することとなる（規程28Ⅱ）。

3 本節第3の5において後述するとおり、没収の対象となるものは、基本的には、有体物（動産、不動産）であるが、国際的な協力の下に

規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）や組織的犯罪処罰法においては、有体物に限らず、債権や無体財産権を含む全ての種類の財産が没収の対象とされている（麻薬特例法11、組織的犯罪処罰法13）。このように、没収対象となる財産の種類に限定がなく、また、一部が必要的没収とされていることから、場合によっては、これを没収することが相当でない場合も起こり得る。そこで、両法では、これらの財産を没収することができないときだけではなく、当該財産の性質、その使用状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができることとした。また、両法においては、民事における仮処分や仮差押え類似の手続により、これらの財産の没収・追徴を保全する制度が認められている。

平成12年2月1日の組織的犯罪処罰法の施行（及び同法附則による麻薬特例法の改正）に伴い、犯罪収益保全事務暫定要領が定められ、同日から施行されている（注）。

証拠品係事務官は、動産及び不動産以外の財産（債権等）を没収する裁判が確定したときは、没収領置票に当該財産の表示その他必要事項を記入し、所属課長等の押印を受ける（犯罪収益保全事務暫定要領22Ⅰ）ほか、没収（追徴）保全カードの作成を始めとする没収保全命令及び追徴保全命令の執行に関する事務を行う（同要領3、13）。

なお、没収に係る債権等の処分及びその手続に関しては、その性質に反しない限り、規程第4章第1節及び第3節の規定が準用される（同要領22Ⅱ）。

（注） 平12. 1. 19刑総62号刑事局長通達（例規集66の25の12ページ）

犯罪収益保全事務暫定要領は、従来、麻薬特例法が規定する上陸・税関手続の特例、没収・追徴保全及び国際共助の各手続に関する事務を定めていた麻薬事務暫定要領に代わり、新たに組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法が規定する没収・追徴保全及び国際共助等の手続に関する事務手続の統一的取扱いを定めたものである。

### 第3 没収有価物の処分（規程29）

- 1 没収物が有価物であるときは、原則として売却の処分をする。しかし、没収物が危険物であったり、破壊し又は廃棄すべき物であるときは、たとえそれが有価物であっても売却することはできず、破壊又は廃棄の処分をしなければならない。例えば、変質又は腐敗のおそれのある食料品・医薬品、風紀を害するわいせつ文書・図画・賭博ゲーム機、商標法違反事件に係る物品、関税法違反に係る輸入禁制品（いわゆるワシントン条約により国際取引が規制されているワニ皮や象牙印材等）（注1）、電波法違反事件に係る改造無線機等がこれに当たる。もちろんこれらの中には、私人間で売買の対象になり取引価額が形成されている物もあるが、これらを売却して再び社会に流通させると、不法・不当な行為を誘発、助長するものであること等から、売却せず、破壊又は廃棄の処分をすることとされている。

なお、没収物が有価物であるか否かの判断に当たっては、単にその物の有する効用に対する評価が有価であるか否かにとどまらず、上記と同様の趣旨による売却の相当性（流通の適・不適、犯罪関与物件）及び売却の可能性（買受人の有無）（注2）をも考慮してこれを決することが必要である。

（注1） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年条約第25号。いわゆるワシントン条約）の趣旨は、希少な野生動植物

の種の国際取引を規制することにより、その無秩序な捕獲、採取を防止し、種の保存・保護を図ることにあるから、他に原状回復が不可能なワニ皮や象牙印材を国が売却処分することは、必ずしも、同条約に反するものではないが、同条約を実効あらしめるため、絶滅のおそれのある野生動物種の譲渡の規制等に関する法律（国内法）が制定され（絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の施行（平成5年4月1日）に伴い廃止）、ワニ皮等の国内取引自体が規制されていることから、国がこれを売却するときは、購入者の転売行為が同法違反の罪を構成する可能性があることや、一般市場に流出するおそれがあることなどから、廃棄処分することとなる。

また、これらの処分については、この条約に基づく管理当局（ワニ皮や象牙印材の場合は、経済産業省）としての意見を徴しておくことが、相当である。その結果、公的機関等における引取り希望（研修の教材として使用するなど）があれば、規程34条により検察官の特別処分としてこれらの機関等に引き継ぐこともできる（なお、後記第10の1参照）。

例えば、インドホシガメなどのように、いわゆるワシントン条約及びその他の関係法規により輸入が制限されている生体動物が関税法違反事件の証拠品として押収され所有権放棄等により国庫に帰属した場合には、規制されている野生動物種の保護・育成を管理担当している経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課へ連絡の上、同課に引き継ぐこととされている（平5検務実務家会同証拠品事務関係1問答（例規集1115ページ））。

（注2） 有価物であっても、古物商等が買受けに応じないものは、その旨の書面を徴した上、無価物として処理しても差し支えないであろう。

2 証拠品係事務官は、規程20条によって「没収につき売却」の処分命令の決定された没収領置票を契約担当官（分任契約担当官を含む。以下同じ。）に提出する。

契約担当官は、没収領置票を受領したときは、これを確認して押印した後、証拠品係事務官に返還し、売却の手続をとる。

3 証拠品係事務官は、契約担当官から返還された没収領置票を更に没収物とともに没収物等取扱者に送付する。

送付を受けた没収物等取扱者は、没収物品等処分簿（様式16号）に必要事項を記載した後、没収領置票は押印して証拠品係事務官に返還

し、没収物については売却の手続をすることとなる。この売却の手続については、会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び法務省所管契約事務取扱規程の定めるところによることとされているが、更に国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）の適用があることに留意しなければならない。

4 この手続は、検察官の没収物の処分権（刑訴496）に基づいて、検察官が第一次的に処分権を行使してその処分の大綱を決定し、その具体的な売却の手続については、国の財産の売却に関する手続に乗せたものである。したがって、この場合の処分の責任者は、あくまでも検察官であって、その売却は検察官の委託に基づくものであり、契約担当官らの固有の行為ではないから、その物がたとえ売却できない場合でも、検察官に無断でこれを廃棄し、又は庁用に組み入れて使用する等の方法は許されない（注1ないし4）。

かような場合には、契約担当官から検察官に売却できない旨通知し、検察官はこの通知に基づき没収領置票の処分命令を是正した上、証拠品係事務官に無価物としての処分を命ずることとなる。

（注1） 昭29会計課長会同質疑4領置に関する事項17問答（例規集1069ページ）

（注2） 昭31会計課長会同質疑119問答（例規集1046ページ）

（注3） 昭33検務実務家会同証拠品事務関係23問答（例規集1046ページ）

（注4） 昭33会計課長会同質疑294問答（例規集1065ページ）

5 没収物として裁判所から有価証券の引継ぎを受けた場合は、これを単なる紙片と同視して廃棄するか、あるいは経済的価値を有する権利が証券に化体しているものと考えてこれを換金し、歳入編入の手続をとるかという問題がある。

組織的犯罪処罰法等によって債権等が没収される場合を除き、没収

の対象となるものは、「物」すなわち有体物（動産、不動産）であり、「債権その他の権利」は没収の対象とならない。

例えば、有体物である借用証が没収等により国庫に帰属した場合でも、当該借用証に係る債権を国が取得するわけではなく、当然のことながら同借用証により債権の取立てなどなし得ず、また、やはり有体物である郵便貯金通帳や銀行預金通帳が没収物として検察官に引き継がれた場合でも、その内容である預金名義人の貯（預）金払戻請求権を国が取得するものではなく、共に無価物の紙片として処分（無価物廃棄）をすればよいこととなる（注1）。

しかし、無記名債権は、動産すなわち物とみなされるから（民法86Ⅲ）、その処分は、これを換金して歳入編入することになる。無記名債権は、証券面上に債権者を表示せず、債権の成立、存続、行使等に際し原則として証券の存在を必要とする債権で、証券と証券上に表章された権利（債権）は常に一体のものという性質を有する債権であるから、無記名債権について没収の裁判があったときは、その効力は、単に紙片の没収にとどまらず、常に証券上に表章されている権利（債権）に及ぶことになる。無記名債権としては、いわゆるゆうちょ銀行が発行する為替証書、商品券などがある（注2及び3）。また、持参人払小切手（無記名小切手）につき、支払呈示期間が経過した後、支払銀行に支払いの請求をした場合に、銀行において任意支払いに応じたときは、券面額につき歳入編入の手続をするのが相当である（注4）。

なお、株券については、従来、株式を表章する有価証券として、没収等により国庫に帰属した場合は、規程33条1項別表第2、6により、国有財産法2条掲記の物件として、所轄財務局長に引き継ぐこととされていた。しかし、平成21年1月5日に実施されたいわゆる株券の電

子化に伴い、上場会社の株式等に関わる株券は全て廃止され、株式の管理は、証券保管振替機構及び証券会社、信託銀行等の金融機関に開設された口座において電子的に行うことになった。このため、既に無効となった株券が国庫に帰属した場合、当該株券は、国有財産法2条に掲げる国有財産に当たらないことから、所轄財務局長に引き継ぐ必要はない。他方、上場会社発行の株券については、電子化に伴い、例えば、株券を没収してもそれだけでは株式の権利を没収できるわけではないから、注意を要する。

なお、株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式だけであつて、非上場株式は対象外である。

（注1） 昭30検務実務家会同証拠品事務関係1、13問答（例規集1098ページ）

（注2） 昭37検務実務家会同証拠品事務関係3問答（例規集1124ページ）

（注3） 昭32検務実務家会同証拠品事務関係60問答（例規集1097の3ページ）

（注4） 昭42検務実務家会同証拠品事務関係1問答（例規集1097ページ）

#### 第4 没収無価物の処分（規程30）

- 1 没収物が無価物であるとき又は没収物が有価物であっても、危険物その他破壊し若しくは廃棄すべき物であるとき（第3、1（47ページ））は、破壊又は廃棄の処分をすることとされている。
- 2 証拠品係事務官は、「没収につき無価物廃棄」又は「没収につき破壊（廃棄）」の処分命令の記載された没収領置票を受領したときは、没収物を適宜な方法によって破壊又は廃棄する。  
検察官は、それらの没収物を必要に応じて、自ら破壊又は廃棄し、あるいは検察事務官に命じて同様に処理させる。
- 3 廃棄又は破壊の方法は、没収物の性質、形状等により異なるが、一

一般的には、焼却、溶解、破碎、細断など没収物の原型が完全に消失するような方法で廃棄等すべきであり、特にわいせつ文書等は完全に焼却、溶解するなどして、万一にも他に散逸することのないよう留意しなければならない。

なお、証拠品係事務官が直接破壊等の処分をすることが困難な物(大量の賭博ゲーム機やわいせつビデオテープなど)は、業者に破壊、焼却、溶解等を依頼するのが相当である。このための予算措置は講じられており、その費用は、雑役務費から支出することになるので、事前に会計課との連絡が必要である。

- 4 検察庁で廃棄処分を行うことが困難な危険物の廃棄は、当該危険物の処理を取り扱っている専門機関や業者に依頼するのが相当である。特に、毒劇物については、法令に定める技術上の基準に従って廃棄するものとされているので(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)15の2、毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)40)、これを廃棄する場合には、都道府県衛生部等に連絡して(注1)廃棄の場所、方法、運搬手段等について指示を受け、処理施設を有する業者に依頼して処分するのが相当である。適切な指示が得られない場合には、同種の毒劇物の製造元に廃棄を依頼することになる。

シンナー等の引火物は、廃油処理業者の協力を得てその廃油槽に投棄等することも相当であろう。

実包その他火薬類の処分については、従来、検察庁において都道府県知事から火薬類廃棄の許可を得た上で、自衛隊に依頼して海洋への投棄による廃棄が行われていたが、廃棄物の海洋投棄を禁止するロンドン条約96年議定書が平成18年3月に発効し、自衛隊に対して火薬類の処分委託をすることができなくなったことから、火薬類の廃棄が可能な処分業者に委託して廃棄することとなった(注2)。

なお、没収物の処分については、検察官は執行機関であって執行指揮機関ではない。したがって、火薬類や毒劇物の処理を業者に依頼した場合でも、これは検察官の責任において実施する証拠品の処分手続そのものであり、専門機関等に対する証拠品の処分囑託ではないので、火薬類等を引き継いだだけでは没収領置票を処分済みとすることはできず、廃棄処分を終了した旨の回答を得て初めて領置票を処分済みとして処理することになる。

(注1) 昭35検務実務家会同証拠品事務関係8問答(例規集1076ページ)

(注2) 平22. 3. 31刑事局総務課補佐官事務連絡「火薬類の廃棄処分について」(例規集未登載)

- 5 ストーカー行為、脅迫、恐喝、結婚詐欺等の被害者が「犯人が持っていた写真等がきちんと廃棄処分されたのか心配だ。」として、検察庁においてこの種証拠品が確実に廃棄されたかどうかにつき、強い関心を抱く場合がある。こうした被害者の不安を払拭するため、この種証拠品の廃棄に際して被害者に立会いの機会を与えることは、被害者保護の観点から有意義であるといえる。こうしたことから、被害者のプライバシーに関わる証拠品の廃棄に際し被害者に立会いの機会を与えることとする統一的な運用が実施されることとなった(注)。

立会いの機会を与えるのは、被害者のプライバシーに関わる証拠品の廃棄の場合で、かつ、それらが国庫に帰属している場合である。被害者のプライバシーに関わる証拠品としては、前記のとおり、ストーカー行為、脅迫、恐喝、結婚詐欺等の事件で犯人が持っていた被害者が写っている写真等があるが、例えば、一緒に写真を撮った友人や恋人が、後になって加害者に変貌するようなケースにあっては、写真を使って事件後に新たな嫌がらせをされるのではないかと不安がる人がいたり、あるいは相手がそのような写真を持っていること自体耐えら

れないと感じる人もいるなど、被害者の思いは様々である。それ故、被害者のプライバシーに関わる証拠品の意義を一概に定義するのは困難であるが、従来から検察庁の実務においては、この種証拠品を被疑者に還付せざるを得ないような場合、当該被疑者を説得して、その所有権を放棄させるなどしてきたものであるから、それが被害者のプライバシーに関わるものであるか否かは、検察庁における捜査の過程においておのずと判明するものであるといえよう。

また、立会いの機会を与えるというのは、被害者等（被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人をいう。以下同じ。）から検察官等に対して廃棄立会いの希望の申出があった場合において、これを相当と認めるときに、被害者等に対し廃棄の日時及び場所を通知することである。したがって、被害者等の立会いがないと廃棄が実施できないという意味ではないので、被害者等の都合などによって廃棄立会いが困難な場合は、当然のこととして立会いのないまま廃棄を実施することとなる。

（注） 平12. 12. 8刑総1391号刑事局長通達（例規集1049の2の3ページ）

#### 第5 没収物である通貨の処分（規程31）

検察官は、没収物が通貨（外国通貨を除く。）であるときは、歳入編入の処分をする。

証拠品係事務官は、その命令を記入された没収領置票を受領したときは、立会封金を開封して、これを没収領置票とともに収入官吏に送付する。これを受領した収入官吏は、没収領置票に押印して証拠品係事務官に返還する。

なお、通貨のうち、現在国内で流通していないもの、例えば明治時代発行の拾円金貨等は、規程にいう通貨には該当しないものとして取り扱われている。すなわち、現に国内において流通していない明治時代発行の拾円金貨のようなものについては、没収有価物として売却処分をする（注1）。

なお、東京オリンピックの記念千円銀貨は、発行されてから相当年数を経過し、一般にその名価を超えて取引されているが、本来の通貨であり、その額面価格どおり流通していることから、通貨として歳入編入の手続をとるのが相当である（注2）。

（注1） 昭33会計課長会同質疑283問答（例規集1088の2ページ）

（注2） 昭43検務実務家会同証拠品事務関係5問答（例規集1088の2ページ）

#### 第6 没収換価代金の処分（規程32）

- 1 検察官は、没収物が換価代金であるときは、歳入編入の処分をする。
- 2 証拠品係事務官は、検察官から処分命令がなされると、その旨を歳入徴収官に連絡する（連絡は、検察官の押印のある領置票によって行われる。）。歳入徴収官は、領置票に押印して歳入歳出外現金出納官吏に送付する。歳入歳出外現金出納官吏は、保管金提出・受入通知書を整理し、領置票に押印して証拠品係事務官に返還するとともに、換価代金について歳入編入の手続をとる。
- 3 規程32条に特に領置票と規定されているのは、前述（第4章、第2節、第4（43ページ））のとおり、換価代金については、公判立証上現金そのものを裁判所に提出することもなく、換価代金預入証明書をもってその取扱いがなされている関係上、裁判所から換価代金の引継

ぎを受けることはなく、したがって、没収領置票も作成されないため、領置票で処分されることとなるからである。

## 第7 特定物の引継ぎ等（規程33）

没収物が規程別表第2で定める特定物であるときは、それが有価物であると無価物であるとを問わず、同表に定める処分をする。その処分の内容がたまたま規程29条（有価物の処分）又は30条（無価物の処分）で定める処分と一致しても、それは同条に基づく処分ではない。なお、没収物を他の機関に引き継ぐときは、全て引継書（様式17号）による。別表第2で定める物及びその処分は次のとおりである。

### (1) 引 継 ぎ

#### ① 勲章及び記章—内閣府賞勲局に引継ぎ

勲章及び記章は、国家が私人の栄誉を顕彰するために与えるもので、売却又は廃棄の処分に適さないため、この事務を所掌する内閣府賞勲局に引き継ぐこととされている。引継ぎの対象には、勲章及び記章のほか文化勲章、褒章、外国勲章及び外国記章が含まれる。

#### ② 刑事参考品—法務省刑事局総務課に引継ぎ

刑事参考品として法務省刑事局総務課へ引継ぎを相当とする物は、

- ア 殺傷に使用された特殊な凶器類
- イ 巧妙に作製された偽造通貨、偽造有価証券類
- ウ 著名な若しくは美術性の高いわいせつ文書図画類
- エ 犯罪史上顕著な事件の証拠品
- オ 人道上社会の耳目をひいた事件の証拠品

など、本省において保存し広く実務家の参考に資するのが適当であ

ると認められるものであり（注1）、ア、イ、ウのように証拠品自体に顕著な特異性がある場合と、エ、オのように証拠品そのものに特異性はないが事件に顕著な特異性がある場合とがある。

このような没収物がある場合、証拠品係事務官としては、刑事参考品として保存することの要否につき必ず上司の指示を受けることが必要であり、この結果、刑事参考品として引継ぎを相当とされたときは、本省刑事局長に対し、被告人（被疑者）氏名、事件名、物件名及び当該物件の特異性並びに国庫帰属事由その他参考事項を記載した書面により引継ぎの可否について上申を行い、その回答を得た上で引継書に刑事参考品調査表（様式18号）を添付して引継ぎをする（規程33Ⅱ）。上申に対し、引継ぎ不要の回答があった場合は、特別処分（規程34）によって自庁の刑事参考品として保存し、あるいは廃棄処分をすることができる（注2）。

（注1） 昭26. 12. 25検務48004号検務局長通達（例規集1069ページ）、様式18号注意書

（注2） 昭35検務実務家会同証拠品事務関係10問答（例規集1073ページ）

#### ③ 麻薬、向精神薬、あへん、けし、けしがら及び大麻—厚生労働大臣に引継ぎ

国庫に帰属したけし、けしがら及び大麻の処分方法については、旧規程において規定されていなかったため、必ずしも統一的な取扱いがされていなかったところであるが、けしがら及び大麻は、厚生労働大臣が処分することとされている上（あへん法（昭和29年法律第71号）48条及び大麻取締法（昭和23年法律第124号）20条）、覚醒剤及び覚醒剤原料のように検察官にその処分を委任されていないことに照らせば、同大臣に引き継ぐことが相当であるので、あへん及び麻薬類と同様に、別表第2、4においてその処分方法が定めら

れたものである。また、国庫に帰属したけしについても、あへん法の趣旨に照らしてその取扱いを異にする理由はないので、同様に規定されたものである（向精神薬が加えられたことについては、総論、第4、3、(1)（4ページ））。

なお、これら麻薬等の引継ぎは、地方厚生局（支局、地方麻薬取締支所及び麻薬取締部分室を含む。以下同じ。）又は都道府県を通じて引き継ぐこととなる。

#### ④ 国有財産法2条に掲げる物—所轄財務局長に引継ぎ

国有財産法2条に掲げる不動産、船舶、株券（ただし、いわゆる株券の電子化に伴い無効となったものを除く。）、新株予約権証券、社債券、地方債証券、信託の受益証券等は、所轄の財務局長に引継ぎをする。

これらの没収物について所轄財務局長に引継ぎの処分命令があったときは、証拠品係事務官は、没収領置票を国有財産事務分掌者（検察庁に所属する国有財産に関する事務を分掌する検事総長、検事長及び検事正をいう（法務省所管国有財産事務取扱規程（昭和59年法務省営訓第1100号大臣訓令）3条。））に提出し、国有財産事務分掌者において引継ぎの手続をとることとなる。所轄財務局長に引き継ぐ場合には、あらかじめ、国有財産事務分掌者から当該財務局長に対し、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号。以下「令」という。）3条1項の規定による国有財産の引継ぎの通知又は令5条3項の規定による普通財産の取得の通知を行い、同財務局長から国有財産総括事務処理規則（昭和29年大蔵省訓令第5号）19条2項又は同19条の2第2項の規定による引継ぎの当否の通知を得た上で引継ぎを行う（注1）。そして、財務局長に対しこの通知を行う場合には、没収物の価格・価値に関する資料の提供を求められることが多

いので、財務局との十分な事前協議が必要となる。

このようにして財務局長から引継ぎを受ける旨の通知があったときは、国有財産事務分掌者は、法務大臣に対して引き継ぐべき没収物について、その被告人氏名、事件名、裁判年月日、確定年月日、物件名（船舶の場合は種目及び船名）、数量（船舶の場合はトン数）及び価格等を報告し（所管は法務省大臣官房施設課国有財産係）、その命令を受けて初めて引継書により所轄財務局長にこれを引き継ぐことになる。

なお、没収不動産の引継ぎを行った場合の所有権移転登記の嘱託は、引継ぎを受けた所轄財務局長が行うこととなる（注2）。検察庁においては、国有財産台帳の受払及び国有財産増減の報告は要しない（別表第2、6の備考(3)）。

所轄財務局長から国有財産法8条1項但し書の引き継ぐことを適当としない物件である旨の通知を受けた国庫に帰属した船舶等については、検察官は、財務局長に引継ぎすべき旨の処分命令を取り消した上、国庫に帰属した一般の証拠品の処分に関する規定に従い、改めて処分命令をして処理することになる。それが株券、新株予約権証券、社債券、地方債証券等で無価値なものであるときは、単なる紙片として無価物廃棄するが、没収の効力が証券に化体された権利に及び、かつ、それに交換価値がある場合には、売却又は取立ての処分をすることになり、引継ぎを適当としない旨の通知があった場合、常にこれを無価物なものとして廃棄するわけではないので、注意を要する。

（注1） 昭35. 1. 28刑事60号刑事局長通達（例規集1075ページ）

（注2） 昭40. 6. 15刑事（総）458号刑事局長通達（例規集1060ページ）

## ⑤ 拳銃—警察庁に引継ぎ

拳銃は、警視庁又は道府県警察本部を通じて警察庁に引き継ぐこととされている。外国政府に属する拳銃については、本来我が国の刑事裁判権に基づいて没収することができないものであり、これについて、たとえ没収の裁判が確定しているとしても、その確定裁判は、没収部分に関する限り当然無効の裁判ということになる（注1）。したがって、当該拳銃は我が国において終局処分をすることができず、当該国の軍当局に引き渡すことになる（具体的には、各庁から刑事局国際課に引渡し方の依頼がなされ、同課を通じて引き渡すこととなる。）ので、没収物である拳銃の処分に当たっては、必ず事件記録により当該拳銃を押収するに至った経緯及び当該拳銃に外国政府所有の旨の表示がないかを調査し、処分に誤りなきを期する必要がある（注2）。

（注1） 昭30. 8. 12刑事局総務課長内簡回答（例規集1082ページ）

（注2） 昭50. 7. 16刑総401号総務課長通達（例規集1083ページ）

## (2) 廃棄等

## ① 収入印紙及び郵便切手類—廃棄

収入印紙及び郵便切手類とは、郵便局において販売されている印紙類（収入印紙、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車重量税印紙、特許印紙及び登記印紙）、郵便切手類（郵便切手、郵便切手帳及び国際返信切手券）、郵便はがき類（郵便はがき、郵便書簡、国際郵便はがき及び航空書簡）、ふみカードをいう。これらは、従来、郵便局へ引き継いでいたが、平成16年6月1日からは検察庁において廃棄処分することとされた。

廃棄に当たっては、処分の適正を担保するため、所属課長等が立

ち会った上、廃棄処分に係る報告書等を作成し、又は領置票等の備考欄に処分内容等を記載して所属課長等の確認印を受けるなど、廃棄の事実を明らかにするための配慮が必要である。

## ② 覚醒剤及び覚醒剤原料—廃棄

覚醒剤及び覚醒剤原料については、従前は、厚生大臣に引継ぎされていたところ、昭和48年11月26日付け薬発1176号をもって厚生省からその処分の依頼がなされ（これを受けて昭和49年1月24日付け法務省刑総訓第40号をもって旧規程の一部を改正する訓令が発出され、同訓令は、同年2月1日から施行されている。）、以後は、検察官において廃棄処分することとされた。

覚醒剤及び覚醒剤原料は、焼却又は溶解放流の方法で廃棄しているが、これらの廃棄に当たっては、処分の適正を担保するため、立会人を置いた上、廃棄処分調書又は廃棄処分報告書を作成するとか、没収領置票の備考欄に立会人の押印を受けるなど廃棄の事実を明らかにしておく配慮が必要であろう。

なお、国庫に帰属した覚醒剤等は、旧規程では廃棄処分することとされていたため、これまでは、麻薬探知犬の訓練又は覚醒剤研究者の研究のため必要があるとして旧厚生省から検察庁の長に対して引継ぎ方の要請があった場合には、旧規程の例外的取扱いとして、事案ごとに法務大臣の認可を得てこれに応じていた。しかし、旧厚生省から、覚醒剤に係る科学的基礎データの集積及びこの分野での国際協力のために、旧厚生大臣に速やかに引継ぎがなされるよう協力量依頼がなされたことから、規程の全部改正を機に従来の取扱いが改められ、国庫に帰属した覚醒剤等の処分については、原則としては今後も廃棄することとするものの、厚生労働大臣（厚生労働省医薬局長名義）から、このような趣旨に基づく引継ぎ依頼があった場

合及び麻薬探知犬の訓練用又は覚醒剤研究者の研究用として引継依頼があった場合には、例外として法務大臣の認可を得ることなく検察官において直ちに厚生労働大臣に引き継ぐことができることとされた。この場合の引継先は厚生労働省医薬局長とし、地方厚生局（支局、地方麻薬取締支所及び麻薬取締部分室を含む。）の麻薬取締官に引き渡すこととなる。

- ③ 銃砲刀剣類所持等取締法2条に規定する銃砲（拳銃を除く。）及び刀剣類一廃棄。ただし、同法4条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができる。また、同条1項1号に掲げる用途に適する猟銃又は空気銃については、都道府県公安委員会に引き継ぐことができる（注）。

ア 同法2条に規定する銃砲及び刀剣類については、従来、同法4条1項の許可の対象となるもの及び同法14条の登録のあるもの又は登録のないものであっても都道府県の教育委員会に配属されている登録審査委員が同法14条による登録ができるものと認められたものについては、売却することとされていた。しかし、銃砲又は刀剣類は殺傷能力を有する危険物であり、売却後の流通による危険の発生を未然に防止するなど取扱いに一層慎重を期する必要があるとして、平成16年6月1日から、原則として廃棄することとし、同法4条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合に売却することができる取扱いに改められた。

所持させることが相当な場合としては、例えば、文化的又は美術的価値が高い銃砲又は刀剣類を博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覧に供する必要がある場合（同法4条1項10号）などが考えられる。同法4条1項の許可の対象と

なるものであっても、原則として廃棄することとされているので、常に、このような場合に該当するか否かを検討するまでの必要はないが、博物館等から文化的・美術的価値が高いとして売却の申入れがあった場合や当該銃砲又は刀剣類の外観等から一見して博物館等において展示すべき価値があると思われるような場合には、売却すべきかどうかを検討する必要がある。ただし、この例外的な取扱いは、あくまでも同法4条1項の都道府県公安委員会の許可のある場合に限られるから、注意が必要である。

イ 売却するときは、譲受人が同法3条1項8号又は12号に該当する場合を除いて、譲受人に同法4条1項に規定する許可を受けさせた上、銃砲・刀剣類の引渡しは、許可証を確認して行う必要がある。

ウ 同法4条1項の許可の対象となる銃砲・刀剣類のうち、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃に適する猟銃又は空気銃について、都道府県公安委員会から引継ぎを受けたい旨の要望がある場合には、警視庁又は道府県警察本部を通じ、これを同委員会に引き継ぐことができる。これは、同委員会が、猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象に開催する講習会（同法5条の3）の教材用銃砲を整備する必要があるため、これに協力する趣旨である。

エ 廃棄処分は証拠品係事務官が行っても差し支えないが、この場合には再使用されないよう、切断又は破壊することとされている。検察庁において廃棄が困難な場合は、施設を有する最寄りの刑務所にこれを持参し、又は業者に委託して、証拠品係事務官が立会いの上切断又は溶解するなどの方法により破壊して廃棄する。

（注）平16. 5. 31刑総635号刑事局長通達（例規集1004の32ページ）

- ④ 銃砲刀剣類所持等取締法3条1項3号に規定する許可を受けた後  
変装銃砲刀剣類としたもの一廃棄

同法4条又は6条の規定による所持の許可を受けた後、変装銃砲  
刀剣類として改造したものは、廃棄処分に付する。改造により許可  
物件としての同一性が失われる上、変装銃砲刀剣類として改めてそ  
の所持が許されることはないからである。

廃棄の方法は、前記③エと同じである。

## 第8 犯罪被害財産である没収物の処分（規程33の2）

- 1 従来、組織的犯罪処罰法においては、いわゆる財産犯等の犯罪行為  
によりその被害を受けた者から犯人が得た財産等である「犯罪被害財  
産」については、被害者の犯人に対する損害賠償請求権等の実現を優  
先させるため、その没収が全面的に禁止されていた。しかし、平成18  
年12月の同法の一部改正及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の  
支給に関する法律（以下「被害回復給付金支給法」という。）の施行  
によって、財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合等被害者によ  
る損害賠償請求権等の行使が困難であると認められる一定の事案にお  
いて、犯罪被害財産を没収し、これを原資とする被害回復給付金の支  
給手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）が実施されること  
となった。これに伴って、没収された犯罪被害財産の換価等により得  
られた金銭等を、犯罪被害財産支給手続を行う検察官に対して、その  
「給付資金」として引き継ぐこととされた（注）。
- 2 没収物が、組織的犯罪処罰法13条3項の規定による没収に係る裁判  
の執行により国庫に帰属したものであるときは、有価物については規  
程29条の規定に準じて売却手続をし、これにより得られた金銭を、通

貨（外国通貨を除く。）又は換価代金であるときはその価額を、引継  
書により犯罪被害財産支給手続を行う検察官に、被害回復給付金支給  
法に規定する給付資金として引継ぎをする。

- 3 証拠品係事務官は、給付資金として引継ぎをすべき旨の命令の記載  
された領置票を受領したときは、歳入歳出外現金出納官吏に送付する。  
歳入歳出外現金出納官吏は、領置票の送付を受けたときは、保管金提  
出・受入通知書を整理し、領置票に押印して証拠品係事務官に返還す  
るとともに、引き続き給付資金として保管する。

（注）平18. 11. 27刑総1536号刑事局長通達（例規集1004の35ページ）

## 第9 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る没収物の処分（規程 33の3）

- 1 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判  
所協力法」という。）の施行に伴い、国際刑事裁判所からの罰金刑、  
没収刑又は被害回復命令の確定裁判の執行協力の請求がなされた場合  
において、我が国の刑事裁判に基づいて執行協力の実施に係る罰金、  
没収又は没収若しくは被害回復命令に代わる追徴の裁判を執行して得  
た財産を、国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る財産として  
検事正に引き継ぐこととされた（注）。
- 2 検察官は、没収物が国際刑事裁判所協力法42条1項2号の規定によ  
る没収に係る裁判の執行により国庫に帰属したものであるときは、同  
法に規定する執行協力の実施に係る財産として引継書により検事正に  
引き継ぐ。この引継ぎは、証拠品係事務官が没収領置票の処分命令要  
旨欄にその旨を記入して検察官に提出し、提出を受けた検察官が処分

命令欄に押印して決定する。ただし、没収物が、国際刑事裁判所への送付に適さないものであるときは、規程29条の規定に準じて売却手続をし、これにより得られた金銭を引継書により検事正に引き継ぐ。この場合、証拠品係事務官は、保管金提出・受入通知書に必要事項を記載して検察官の押印を受け、これを金銭及び領置票とともに歳入歳出外現金出納官吏に送付する。送付を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、領置票に押印して証拠品係事務官に返還し、執行協力の実施に係る財産として保管する。

- 3 引継ぎを受けた検事正は、適宜の書面を付して執行協力の実施に係る財産を法務大臣（刑事局国際課扱い）に引き渡すこととなるが、検事正への引継ぎと法務大臣への引渡しは同一日となるよう調整することが望ましい。ただし、引き渡す財産が、国際刑事裁判所への送付に適さないものとして売却して得た金銭であるときは、国際刑事裁判所に直接送金する取扱いとされているから、検事正は、法務大臣に報告した上、法務大臣から国際刑事裁判所へ送金する旨の命令があるまでの間は、保管金としてこれを保管する。
- 4 国際刑事裁判所協力法42条2項の規定により、没収すべき物が滅失、毀損その他の事由により没収の裁判の執行をすることができないときは、没収に代えて追徴すべきとされる金額を追徴することとなるから、これを指揮する検察官に引き継ぐ。証拠品係事務官は、没収に代わる追徴に係る裁判を執行すべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、徴収係事務官に、適宜の書面によりその旨を通知するとともに、裁判書謄本その他関係書類を送付する。

(注) 平19. 9. 27刑総1311号刑事局長通達 (例規集1004の37ページ)

#### 第10 没収物の特別処分 (規程34)

- 1 没収物については、検察官が特に必要と認める場合には、特別の処分方法によることができることとされており、没収物の処分に関し自由裁量の余地が残されている。すなわち、検察官が特に必要と認める場合には、「有価物は売却」、「無価物は廃棄」の一般原則によることなく、相当の処分をすることができる。例えば、①巧みに作られた偽造通貨を、印刷又は造幣の参考資料として印刷局又は造幣局に引継ぎすること、あるいは、犯罪の捜査資料として科学警察研究所に引継ぎすること(注1)、②自動車運転免許証を最寄りの公安委員会に引継ぎすること(注2)、③偽変造自動車運転免許証を偽変造等の防止対策の参考資料として都道府県公安委員会に引継ぎすること(注3)、④旅券を外務省領事局旅券課長に引継ぎすること(注4)、⑤かもしかの毛皮を狩猟取締り、学術研究用として県教育委員会等学術研究機関等に引継ぎすること(注5)、⑥商標法違反に係る運動靴、下着、タオル等を矯正施設に引継ぎすること、⑦自動車検査証、自動車登録番号標(ナンバープレート)を陸運(支)局長に引継ぎすること、⑧鳥獣(天然記念物)の剥製を学術研究資料として県教育委員会等学術研究機関に引継ぎすること、⑨密輸に係る極楽鳥の剥製を研究及び展示用として県立博物館に引継ぎすることや、あるいは、犯罪捜査資料として税関に引継ぎすること、⑩密輸に係るアジアアロワナ(熱帯魚)を研究及び展示用として水族館に引継ぎすること、⑪いわゆるワシントン条約及びその他関係法規により輸入が制限されている生態動物(例えば、インドホシガメ等)を経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課へ引継ぎすること、⑫人畜に危害を及ぼすおそれのある犬を動物の愛護及び管理に関する法律35条1項の規定により都道府県

等に引き取らせること、㊸刑事参考品として自庁保管すること（注6）、㊹記録の廃棄に至るまで保管を要する文書、メモ等を事件記録に編てつすることなどの処分がこれに当たる。

以前は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に定められた希少野生動植物種の個体等が国庫に帰属して、検察官において動物園等に引継ぎ（譲渡し）をする場合は、検察官と環境大臣との協議が必要とされていたが、平成20年4月1日からこれが不要とされ、譲渡し後に、検察官から環境省へ書面によって連絡する取扱いに変更された。また、検察官が押収されている希少野生動植物種の個体を保管委託した場合も、同様に、書面によって連絡することとされた。なお、預かり施設、専門家の紹介等を必要とする場合には、環境省に電話等で問い合わせるものとされている（注7）。

2 このほか、没収物の特別処分として「庁用組入れ」がある。庁用組入れは、文字どおり没収物を庁用の物品として組入しようとするもので、会計法規面からみると歳入と歳出を混同する処分であるため、実際に庁用組入れが許されるのは、当該物品について特別の処分方法が定められていない場合であって（規程33、34）、その物品を庁用として調達する必要があり、かつ、それを売却しても著しく安価となり、むしろ庁用に組入使用することが国家経済上極めて有利と認められる場合に限定されており、その上、庁用組入れの可否について検事正等から法務大臣に上申を行い、その認可を必要とするなど、極めて厳格な運用が行われている（注8）。庁用組入れの認可事例は極めて少なく、電車・バスの回数券、タクシー券、自転車等が挙げられる程度である。

3 別表第2に掲げる物については、自由な裁量による処分が許されて

いないので、別表に定める処分以外の処分を相当と認めるときは、規程の例外的処分として、法務大臣に対して特別処分の上申をしてその認可を得た上で行う必要がある。

例えば、銃砲刀剣類所持等取締法2条に規定する拳銃を除く銃砲及び刀剣類については、原則として廃棄処分（一定の場合には売却処分）することとされているが、歴史的・文化的価値が認められる銃砲・刀剣類について、法務大臣に特別処分の上申をしてその認可を得た上で公的機関へ引き継がれることがある。具体的な例としては、スペイン一銃や日本刀を町立博物館に、やりや日本刀を郷土資料館の展示用として市に引き継いだものがある。この場合、歴史的・文化的価値についてしかるべき施設等の鑑定を受けて確認することはもちろん、銃砲刀剣類が原則として廃棄することとされている趣旨を踏まえ、引継先となる博物館等の管理・警備態勢の状況等をも勘案して引継ぎの許否が決定されている。

（注1） 昭28検務実務家会同証拠品事務関係規程第33条関係1問答（例規集1110ページ）

（注2） 昭51検務実務家会同証拠品事務関係2問答（例規集1114の3ページ）

（注3） 昭49. 12. 4 刑総689号刑事局長通達（例規集1114の2ページ）

（注4） 昭51. 12. 10 刑総733号刑事局長通達（例規集1114の3ページ）

なお、外務省へ引き継ぐことのできる旅券は、我が国政府発行の旅券であって、外国政府発行に係る旅券は含まれない。外国政府発行に係る旅券は、当該外国政府に引き継ぐこととなる（平14. 3. 27刑総343号刑事局長通達（例規集1114の4ページ））。

（注5） 昭35. 10. 29 刑事901号刑事局長回答（例規集1112ページ）

なお、「現在、静岡県、長野県、愛知県、岐阜県及び山形県においては、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）12条1項に基づく許可を得て、カモシカ個体数調整が実施されており、捕獲したカモシカの毛皮については、環境庁、県及び市町村の管理の下に、はく製（全体）、敷物（全体）、敷物（頭部なし）、トロフィー（頭部のみ）の4種類の製品の原材料に限ってその利用が認められている。これらの製品には適法に捕獲されたカモシカの製品であることを証明する目印票（タグ）が装着され、製品の所有者は、適法に捕獲されたカモ

## 70 各 論

シカの加工製品であることを証明する都道府県知事の発行する証明書を所持し、譲渡の際には証明書を添付することとされている。したがって、これら製品は、一般市場に流通することが可能であり、今後、没収等により国庫に帰属した場合には、売却の処分が可能な場合も考えられるので留意されたい。狩猟の取締りその他鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の施行に関する事務は、環境庁自然保護局野生生物課（注：現在の環境省自然保護局野生生物課）が所掌している。」とする刑事局からの事務連絡がある（平成10年12月開催検務実務家ブロック会同における刑事局事務連絡）。

(注6) 刑事参考品として自庁に保管し得るのは、別表第2、3による上申の結果本省から刑事局総務課への引継ぎを必要としない旨の指示があったものに限られる（昭35検務実務家会同証拠品事務関係10問答（例規集1073ページ））。

(注7) 平20. 3. 27刑総621号刑事局総務課長通知（例規集1012の2ページ）

(注8) 昭58. 12. 9会1085号会計課長通達（例規集1113ページ）

## 第11 検察庁保管の没収物（規程35）

検察庁に保管中の証拠品が没収になる場合は、判決による場合は少なく、多くは略式命令による場合であろう。この場合には、没収領置票が作成されていないため、領置票によって規程29条以下の定める手続に基づいて、裁判所から引継ぎされた没収物と同様の処分手続をする。

## 第12 没収物の処分囑託（規程36）

没収物を売却する場合、その検察庁の所在地又は近辺に買受人がいなかったり、あるいは、処分前に鑑定を要する没収物について鑑定人がいないとか等の事由によって、自庁で没収物の処分ができない場合には、他の検察庁の検察官に当該没収物を送付して処分の囑託をすることとなるが、この場合、裁判所から引継ぎを受けた没収物等については没収領置票により、自庁保管の没収物については領置票により、原則として、そ

れぞれ処分内容を決定して囑託する。ただし、前記の鑑定人がいないため囑託をするような場合には、本来鑑定の結果に基づいて処分区分を決定の上囑託するのであるが、これが困難のため、いわゆる「相当処分」を囑託することができることとされている。この場合には、証拠品処分囑託書（様式19号）の備考欄に処分を決定することが困難な事由を付記して送付することが相当であろう。

## 第13 没収の執行（規程37）

1 没収の執行とは、いまだ押収されていない物について、没収の裁判が確定した場合、没収の裁判を受けた被告人等からこれを取り上げて国家の占有に移すことであって、国家に占有が移った時点で没収の執行は終了したことになる。その後の没収物の性質に応じた売却、破壊等の処分とはおのずから異なるものである。したがって、押収中の物件について没収の裁判が確定したときは、既にそのものの占有が国家に移っているので、改めてその執行手続を必要としないのであって、直ちに没収物の処分を行うこととなる。

なお、裁判所において押収していない証拠品についても、没収は可能であり、判例は、「判決において没収を言渡すためには、当該没収物が裁判所により押収されていることがその要件ではない」としている（注）。

2 裁判所、検察官など国において現に押収していない証拠品について、没収の裁判が確定したときは、証拠品係事務官は、裁判書の原本、謄本又は抄本によって没収領置票を作成し、検察官から「没収につき何処、何某に提出命令」の旨の指揮を受け、没収の裁判を受けた者に対し、没収物提出命令書（様式20号）を送付してその提出を求め、没収

の裁判の執行をする。

これにより提出に応じたときは、裁判所から没収物の引継ぎがあった場合の取扱いに準じて受入手続をとった後（規程37V, 28）、当該没収物の処分区分に応じて売却等の処分をする。

- 3 この提出命令に応じない場合、検察官は没収執行命令書（様式21号）を作成し、強制執行手続依頼書（様式22号）により法務局又は地方法務局長に対して没収物の強制執行手続を依頼する。なお、同依頼書には、没収執行命令書を添付するが、この命令書は、刑訴490条により執行力のある債務名義（一定の私法上の給付請求権の存在及び範囲を表示し強制執行によりこれを実現できる執行力を法律上認められた公の文書（債務名義）に、執行文が付記されたもの）と同一の効力を有すると規定されており、執行文を付した判決の正本（民事執行法（昭和54年法律第4号）25）と効力において全く差異がない。

強制執行手続の依頼をしたときは、証拠品係事務官は、没収領置票のてん末欄に「不提出により別行に移記済」と記入して別行を起し、その備考欄に強制執行の手続を依頼した旨及びその年月日を記載しておき、法務局長等から没収物の引継ぎを受けたときは、没収領置票の前記別行の命令要旨欄に「没収につき執行」、てん末欄に「執行により別行に受入済」と記入して更に別行を起し、その別行に受入れの事実を記入する。

なお、執行に当たっては事前に、法務局又は地方法務局長と、執行の日時や立会い、引渡し、運搬等の具体的な点について協議し、円滑な処理を図るべきである。

- 4 強制執行の手続は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）2条の規定により、原則として法務大臣が指定する所部の職員が行うものとされている

（法務省設置法（平成11年法律第93号）4条31号及び18条により国の利害に関係のある争訟に関することは法務局及び地方法務局において分掌することとされている。）。検察官が強制執行を行うときは、法務局又は地方法務局長にその手続を依頼することとなる。

この強制執行の手続は、没収物が有体動産であるときは、その動産の所在地を管轄する地方裁判所所属の執行官により（民事執行法2, 122, 裁判所法（昭和22年法律第59条）62, 執行官法（昭和41年法律第111号）4）、また、その他の財産であるときは、その財産の所在地（債権については、債務者の普通裁判籍の所在地、これがないときは、差し押さえるべき債権の所在地）を管轄する地方裁判所により行われる（民事執行法2, 44, 113, 144）。したがって、事務処理の円滑を期するためには、この依頼は、原則として管轄地方裁判所の所在地にある法務局等の長に対して行うのが相当である。

（注） 最（3小）決昭29. 3. 23刑集8・3・318

#### 第14 相続財産に対する没収の執行（規程38）

押収されていない没収物の執行について、その基礎である刑訴491条（旧刑訴556）の解釈に関して、旧旧刑訴より旧刑訴への改正理由書では「没収ハ犯人ニ対スル刑ナルモ其ノ性質上物ニ追隨スヘキモノナリ、故ニ死亡ニ因リ相続開始スルトキハ相続財産ニ就キ之ヲ執行スベキモノト為ス」と述べ、また、東京地判昭30. 11. 30下民集6・11・2540では「第491条等が執行方法につき規定しているのは、その目的物が押収されていない場合に、没収の言渡を受けた者の死亡による相続によりこれが占有を取得した者に対し、強制的に没収物の提出を命じて、これを国

の占有に移すことを律したものに過ぎない」と説明しているとおりであって、刑事判決の効果は一身にとどまり、その相続人に及ばないのを原則とするが、没収は物自体につき行われるものであるから、没収裁判の確定後、その執行前に当該被告人が死亡した場合は、相続財産について執行し得ることとするのが相当である（刑訴491）。

検察官が相続財産について没収の執行をする場合には、没収物提出命令書又は没収執行命令書に特に相続財産について執行するものであることを記載し、更に没収執行命令書には、没収の裁判を受けた者及び相続人などの住所、氏名その他必要事項を記載することとなっている。

#### 第15 合併後の法人に対する没収の執行（規程39）

合併の後存続する法人又は合併によって設立された法人に対し、刑訴492条により、没収の執行をする場合には、没収物提出命令書又は没収執行命令書に、特に当該法人に対して執行すべき事由その他必要事項を記載し、検察官の命令によって証拠品係事務官が執行し又は任意提出に応じないときは、法務局又は地方法務局長に執行を依頼することとなる。

合併後存続する法人又は合併によって設立された法人は、没収物として執行を受けるべき財産を承継するものであるから（会社法（平成17年法律第86号）750、752、754、756等）、これに対して執行することは当然のことである。

なお、法人が、没収の裁判確定後、合併以外の理由で解散したとしても、清算が完了するまでは、なお清算法人として存続するものとみなされるので（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（（平成18年法律第48号）207）、これに対し執行することも当然可能である。

#### 第16 没収の執行の囑託（規程40）

検察官は、没収物が他の検察庁の管轄区域内にあるときは、没収執行囑託書（様式23号）により、その検察庁の検察官に対し没収の執行を囑託することができる。

また、没収物の占有者が任意に提出命令に応じないおそれがあるため、検察官において強制執行の手続を必要とすると認める場合には、その旨を明らかにして囑託をする。この場合、受託庁の検察官は、法務局又は地方法務局長に強制執行手続依頼書により執行を依頼することとなるので、囑託は地方検察庁本庁の検察官宛てに行う。

没収の執行の囑託と同時に、当該没収物の処分についても囑託するときは、没収執行囑託書の備考欄又は添付の別紙にその旨及び処分区分を明記して囑託する。

この囑託には、裁判書の謄本又は抄本及びその他関係書類を添付する。

領置票は、証拠品に関する囑託回答書（様式19号その2）を受理した日をもって既済として整理する。

#### 第17 裁判執行関係事項の照会（規程40の2）

検察官が刑訴507条の規定によってする照会は、裁判執行関係事項照会書（様式23号の2）による。

刑訴上、裁判は、原則として検察官の指揮により執行することとされており、財産刑、自由刑その他の裁判の執行に当たっては、その執行を受ける者の所在や資産等の調査を行う必要があるが、従来、これらの調査に関する権限の規定を欠き、調査に際し、相手方から照会の根拠規定

がないことを理由として協力を拒まれるなど、裁判の執行に困難を来す例が少なくない状況にあったことなどから、裁判の執行に関し、検察官等が公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨の規定が新設され、これを受けて、規程に裁判執行のための関係事項を照会する場合に使用する様式が定められた。

なお、その際、これに併せて、執行事務規程に同様の様式が定められるとともに、徴収事務規程（平成8年法務省刑総訓第196号大臣訓令）に定められていた徴収金に関する照会書（甲）（乙）について所要の改正が行われた（注）。

裁判執行関係事項照会書による照会は、没収の執行のほか、検察官が没収物の処分を行うときにもできる。

（注） 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成13年法律第139号）の法律案提案理由説明、平13. 12. 12付け法務省刑総訓第1410号執行事務規程の一部を改正する訓令、平13. 12. 12付け法務省刑総訓第1411号証拠品事務規程の一部を改正する訓令、平13. 12. 12付け法務省刑総訓第1412号徴収事務規程の一部を改正する訓令、平13. 12. 12付け法務省刑総訓第1413号刑事局長通達（例規集468の16ページほか）

## 第18 偽造・変造の没収部分の表示（規程41）

1 証拠品の一部が偽造又は変造されたもので、その部分についての没収の裁判があり（いわゆる部分没収）、その他の部分については没収の裁判がないためこれを返還する場合には、偽造又は変造された部分については、その旨を表示しなければならないことになっている（刑訴498）。例えば、有名な画家の筆跡を模写した絵画に、その画家の氏名を冒署し、更に偽造した印章を押なつて、いわゆる偽物の掛け軸を作った事件について、その偽造に係る署名及び印章についてのみ没収の裁判があつてその掛け軸を還付する場合には、その署名及び印

章の部分<sup>①</sup>を朱線で表示した上、「平成〇年〇月〇日〇〇被告事件につき〇〇裁判所において朱線の偽造部分は没収、〇〇検察庁検察官検事〇〇〇」と記入して還付することとなる。

特に有価証券偽造、変造等の事件については、このような部分没収を言い渡す事例が多いので、前記のように朱線で表示すべき偽造又は変造部分を裁判書によって慎重に特定するよう注意しなければならない。

2 偽造又は変造に係る特定の証拠品の全部につき没収の裁判があり確定したとき、すなわち、全部没収の場合は、何人の所有をも許さないこととなるので、還付することなく、裁判所から没収物の引継ぎを受けると、直ちに無価物として廃棄処分に付していた。

しかし、その後最高裁判所第一小法廷で、「なお、従来の大審院判例の示すごとく偽造手形は、何人の所有をも許さないものである。ただし、検察官が没収の執行として偽造手形に偽造の旨表示したものを所有又は所持することを許すものであることは、刑訴法第497条、第498条により明白である。」旨の決定があつた（注1）。

したがって、民事訴訟等に利用するため還付の請求があつた場合等には、規程41条に定める表示をして還付することになる。

3 押収されていない物について、偽造又は変造の部分<sup>②</sup>を没収する旨の裁判が確定したときは、没収物提出命令書等によって没収物を提出させた上、偽造、変造部分を朱線をもって表示する等所定の手続をした後還付する。

なお、没収物が、登記申請書の附属書類等のように公務所に属するものであるときは、これを提出させることなく、検察官から偽造・変造部分没収通知書（様式24号）を送付し、当該公務所はこれに基づいて相当の処分をすることになっている（注2）。公務所、例えば法務

局出張所に属する物を押収し、同所に保管委託している場合、その物の偽造又は変造部分につき没収の裁判が確定したときも同様である(注3)。

4 没収の裁判はなく、確定判決の理由中で、当該証拠品が偽造又は変造と認定された場合の取扱いについては格別の定めはないが、この場合も刑訴498条1項の適用があるとする見解が有力であり、前記の場合に準じ、偽造又は変造の部分にその旨の表示をして還付する(注4)。

5 不起訴処分の際し、当該証拠品が偽造又は変造と認定されたときの取扱いは、刑訴498条1項、規程41条に準じ、偽造又は変造の部分にその旨の表示をして還付する(注5)。ただし、手形等の偽造又は変造の有無は、民事訴訟にも重大な影響を与えることになるので、告訴事件の当事者の間で深刻な争点となる場合が少なくない。したがって、不起訴裁定における偽造又は変造の事実の認定は、証拠関係を十分検討した上、特に慎重になさなければならない。

また、偽造又は変造部分の表示の方法も、手形等自体に偽造又は変造の旨を直接表示するのは、受還付人の同意があったときに限ることとし、それ以外の場合は、偽造又は変造の旨を表示した附箋を貼付する取扱いが望ましいとされている(注6)。

(注1) 最(1小)決昭31. 11. 1刑集10・11・1525

(注2) この場合には、没収物の受入れがないことからすれば、没収領置票を作成する必要はなく、没収裁判処理簿などにより処理すれば足りるとする考え方もあるが、規程別表第1の命令要旨欄の記入方式をみると「第3 没収物が押収されていない場合」の「3 公務所に通知して偽造部分を表示させる場合」として、偽造部分没収通知の旨を記入することとされていることからすれば、没収領置票は作成すべきであると考えられる。

(注3) 昭32検務実務家会同証拠品事務関係57問答(例規集1105ページ)

(注4、5) 昭32検務実務家会同証拠品事務関係23、22問答(例規集1108、1

109ページ)

(注6) 昭34検務実務家会同証拠品事務関係11問答(例規集1109ページ)

#### 第19 不能決定処分(規程42)

1 没収の裁判が確定すると、証拠品係事務官は、検察官の命令により、速やかに没収の執行又は没収物の処分の手続をしなければならない。しかし、裁判確定後の事情によっては、必ずしも裁判内容を完全に実現することのできない場合がある。

2 押収されていない没収物について、その執行前に、すなわち検察官がその占有を取得する前に

(1) その物が焼失、流出又は保管者において紛失する等事実上執行が不能になった場合

(2) 大赦令が公布されて、法律上執行が不能になった場合

等には没収執行不能決定の処分を行い、没収執行不能決定書(様式25号)を作成する。

なお、裁判所において保管中の没収物が没収の裁判の確定前に盗難により国の占有から離脱している場合は、没収の裁判の執行を要することになり、法定の時効期間内にその執行ができないときは、没収執行不能決定の処分を行って執行手続を終結させることになる(注)。

(注) 昭36. 11. 17刑事(総)983号刑事局長通達(例規集1062ページ)

3 押収中の没収物(没収裁判の確定時には、いまだ押収されていなかったが、その後没収の執行により国がその占有を取得した物を含む。)について、その処分前に焼失等により事実上その処分が不能になった場合には、没収物処分不能決定の処分を行い、没収物処分不能決定書

(様式25号)を作成する。

## 第20 没収物の交付 (規程43)

1 本来、没収の裁判は、原則として、その物が犯人(被告人及びその共犯者)以外の者の所有に属さないときに限り可能である(刑法19Ⅱ本文)。そして、検察官は、被告人以外の者(この場合は、その共犯の疑いのある者を含む。)、すなわち第三者の所有に属する物を没収する必要があると認められるときは、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和38年法律第138号。以下「応急措置法」という。)により、その第三者に対し、当該被告事件に参加し没収に関して陳述する等の機会を与えなければならない(応急措置法2)。

しかし、事案によっては、実際は第三者の所有に属する物であるのに、第三者に訴訟参加の機会を与えることなく、没収の裁判がなされる等第三者が自己の責めに帰することのできない理由により、被告事件の手続において権利を主張できない場合もあり得る。このような場合には、当然その第三者を救済する必要が生ずるので、没収裁判の確定後、第三者から、法律上没収することのできないような物であることを理由に、没収裁判の取消請求があったときは、裁判所は、同請求について審理し、理由がないときは棄却の判決、理由があるときは没収裁判を取り消す旨の判決をすることになっている(応急措置法13)が、この場合における証拠品事務の処理上留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 没収の裁判が確定した後、法律上没収することのできない物であることを理由に、当該没収物の所有者から没収裁判の取消請求があった場合には、証拠品係事務官は、検察官の命令によって、没収物

の処分を保留しなければならない。

(2) 没収裁判の取消判決が確定したときは、没収裁判処理簿にその旨を記載するとともに、領置票にもその経緯を記入しておくべきであるが、没収物処分不能決定の手続は不要である。

2 この応急措置法による救済とは別に、刑訴497条は、没収の執行をした後3箇月以内に、権利者から没収物の交付請求があったときは、検察官は、破壊し、又は廃棄すべき物を除いてこれを交付し、また、没収物を処分した後にその請求があったときは、没収物の代わりに、売却処分によって得た代価を交付すべき旨規定し、これを受けて規程43条は、その具体的な手続を定めている。この没収物の交付等は、没収裁判に基づき、一旦国庫に帰属した物を検察官の判断によって権利者に還付するといういわば例外的な措置にほかならないから、その運用に当たっては、特に慎重でなければならない。交付請求者が、既に前述の応急措置法により訴訟参加の機会を与えられた者であるときは、同法の建前に照らしても、その後新たに還付を相当とする特段の事情が生じたと認められるような極めてまれな場合を除き、原則として同請求に応じることはできないものと解される(なお、応急措置法の立法趣旨、解釈、特に同法13と刑訴497との関係等については、検察月報昭和38年7月号1ないし66ページ参照)。

なお、没収物について刑訴497条の権利者のあることが判明したような場合でも、検察官は、没収物の処分前にその権利者に対し、交付請求の意思の有無を照会する必要はない(注)。

(注) 昭31検務実務家会同証拠品事務関係23問答(例規集1121ページ)

3 没収物につき権利を有する者から刑訴497条1項に基づき没収物の交付請求があったため、当該没収物を交付する場合には、検察官は証

抛品を還付する場合の手續に準じてこれを交付する。

没収物の交付請求が、没収物を他の行政機関等へ引き継いだのちに行われた場合、当該没収物が現存するときは、引継ぎの処分命令を取り消し、その返還を受けて交付することになる。また、没収物が処分済みで、その売却代金、換価代金又は没収物たる通貨等が既に歳入として国庫に収納されている場合は、別途、予算の配賦を受けて交付することになる。売却代金、換価代金等の交付は、検察官から請求人が作成した交付請求書の提出を受けた支出官が行うこととなる（規程43 III）。

## 第4節 所有権放棄

### 第1 所有権放棄書の徴収（規程44）

1 証抛品について、所有者から所有権放棄の申立てがあった場合には、原則として所有権放棄書（様式26号）を徴するのであるが、例外的に供述調書にその趣旨を録取してこれに代えることができる。これは既に供述調書にその旨の記載がある場合には、理論上改めて所有権放棄書を徴する必要がないからである。しかしながら、供述調書に録取してこれに代えておくことは、その後、証抛品の処分手續の際に、証抛品係事務官が所有権放棄の確認をするのに不便を来すので、実務上の取扱いとしては、できるだけこの方法によることを避けることが望まれている。

所有権放棄は、証抛品の所有者及びその代理人でなければこれを行うことができない。したがって、所有権放棄書を徴するときは、そ

の者がその権限を有する者であるか否かの確認が必要である。特に法人又は団体の所有物については、代表権があるか、代表者からの適法な授權があるかを確認しなければならない。また、未成年者の所有権放棄については、証抛品が「処分を許された財産」（民法5 III）に当たるか否かの調査が必要であり、これに当たらない場合は、法定代理人の同意をとる必要がある（同法5 I）。

司法警察員等において、既に所有権放棄の意思の確認を了している場合であっても、重要書類、高価な物等については、所有者の真意に基づくものであるかどうかを確認する必要がある。もともと、証抛品の所有者が所有権放棄の意思表示をした後、その撤回を申し出ても、それが錯誤に基づくなどの特段の事由がない限り、意思表示の撤回は許されないとされている（注）。

なお、証抛品が商業帳簿、営業に関する重要な資料（商法19 III、保存期間10年）、医師の診療録（医師法（昭和23年法律第201号）24 II、保存期間5年）のように、法令で保存期間が定められている書類については、所有権放棄があっても、保存期間中にこれを処分することができないので、所有権放棄書の徴取は相当ではない。所有者に還付の上所有者において保存させるべきである。

（注） 最（1小）決昭43. 2. 29最高裁判所刑事裁判例拾遺（自昭40年至昭47年）142

2 還付することによって、公安を害し、又は風紀を乱すおそれがある物、若しくは刑法19条に規定する没収物件に該当する物等でそのまま還付することが相当でないと認められる証抛品、あるいは財産的価値が僅少等の事由で受還付人において不要と認められる証抛品であつて、検察官において処分するのが相当と思われる場合には、所有権放棄の意思を確かめてから処分しなければならない。

証拠品の所有者に対する所有権放棄の意思の確認は、直接文書による照会の方法によってもこれを行うことができる。この場合には、所有権放棄に関する照会書（様式27号）による。

また、所有権放棄の意思の確認を、司法警察員、所有者の所在地を管轄する検察庁の検察官又は所有者を収容している刑事施設等の長に書面をもって囑託して行うこともできる。この場合には、所有権放棄書徴収囑託書（様式28号）による。

証拠品の任意提出書に単に、「適法に処分してください。」としか記載されていない場合には、所有権放棄の意思表示があったものと認めることはできないが、「私は要りません。」又は「要りません。」と記載してある場合は、所有権放棄とみて差し支えないであろう。

また、被疑者その他の者が遺留した物は領置することができるが（刑訴221）、単に遺留物であるというだけの理由で直ちに所有権の放棄があったものと認定することは困難であるとされている（注1）。

なお、国庫に帰属した小切手等について、他に権利者が存在すると認定して国に約2億円の不当利得返還を命じた事例がある（注2）。

（注1） 昭28検務実務家会同一般検務関係1問答（例規集1123ページ）

（注2） 東京地判平5. 1. 29判時1444・41

事案の概要及び判決の要旨は次のとおりである。

アメリカ合衆国ネヴァダ州ラス・ヴェガス市の賭博場等を経営する原告が日本人客を相手に賭博で負けたときは帰国後に返済するという賭博ツアーを企画し、ツアー後、原告の依頼を受けた者が日本国内で客から賭博債権を取り立てたが、外国為替及び外国貿易管理法違反により検挙され、検察官に取立金を小切手等（一部は現金）として任意提出するとともに、その所有権を放棄した。検察官は、小切手等について、所有権を主張する者が存在するかもしれないとの配慮から、刑訴499条の還付公告後に、小切手等を換金の上、現金とともに歳入編入した。この間、原告は所有権を主張して検察官に対し小切手等の還付を請求したが拒否されたため、歳入編入の処分の取消しを求めて準抗告を申し立てたが、東京地裁は小切手等は歳入編入により国の一般財産と混和し特定性を失ったので申立ては不適法であるとして却下し、

最高裁も同決定を是認した（最（1小）決昭54. 12. 12判時954・120）。そこで、原告が国に対し利得の返還又は不法行為による損害賠償を求めたものである。

東京地裁は、次のとおり判示して原告の不当利得返還請求を容認した。

- ① 小切手等の提出者らは、小切手等の所有権を放棄したのではなく、単に自らへの返付請求権を放棄したのにすぎないものであると解するのが相当である。
- ② 一般に押収及び還付は、国による被押収者からの占有の取得とその原状回復をめぐる法律関係であって、私法上の実体的な権利関係が確定したりその変動を来す余地はないことから、還付公告を経て押収物が形式的には国庫に帰属することとなっても、当該押収物について実体上の権利を有する者は、これによって被った損失につき不当利得の返還を請求することができる。また、被押収者が押収物について自ら所有者であるとして所有権放棄の意思表示をしたとしても、これによって真実の権利者がその権利を害されるべき由はなく、したがって、所有権放棄した押収物について、売却、歳入編入等の処分をしたときには、真実の権利者は、国に生じた利得があるときにはその返還を請求することを妨げられない。
- ③ 原告と日本人客との間の賭博ツアー契約の準拠法はネヴァダ州法であって本件は法令30条を適用して公序良俗に反するとしてネヴァダ州法の適用を排除する場合に当たるとはいえず、契約により原告は日本人客に対して賭金債権を有効に取得したものと解され、また、原告と提出者らとの賭金債権回収及び回収金保管に関する契約は公序良俗に反し無効であるとはいえない。
- ④ 国の利得は小切手等について実体上の権利を有する者に対する関係においては法律上の原因を欠くものであり、また、原告は小切手等の引渡しを提出者らに対して求める権利を有していたものであり、それが国庫に帰属してしまったものである以上は、社会通念上、原告に帰属すべき金銭によって国に利得が生じたと認めるに足りる連結があるといえることができるから不当利得返還請求権の成立に必要な因果関係がある。

## 第2 所有権放棄の証拠品の処分（規程45）

- 1 証拠品は所有権放棄によって国庫に帰属する。そして国庫に帰属した証拠品は、規程の没収物の処分に関する規定を準用して没収物と同

様の処分をする。

- 2 証拠品は所有権放棄により無主物となる(注)。したがって、所有権を放棄された証拠品が国庫に帰属するのは、動産については検察官の先占により、不動産については、放棄の効果が発生したときに、直ちに国庫に帰属するもの(民法239)と解される。

(注) 最(2小)判昭24. 5. 28刑事裁判集10・505

## 第5節 還 付

### 第1 検察官が証拠品を還付すべき場合

- 1 事件の捜査中に、留置の必要がない押収物を還付する場合(刑訴222 I, 123 I)及び押収の贓物を被害者に還付する場合(刑訴222 I, 124)
- 2 事件の公判係属中において、裁判所に未提出の押収物を還付する場合(刑訴222 I, 123 I)及び押収の贓物を被害者に還付する場合(刑訴222 I, 124)
- 3 事件の不起訴処分後において、押収物を還付する場合(刑訴222 I, 123 Iの趣旨)及び押収の贓物を被害者に還付する場合(刑訴222 I, 124の趣旨)
- 4 起訴した事件が終結して、裁判所に未提出の押収物を還付する場合(刑訴222 I, 123 Iの趣旨)及び押収の贓物を被害者に還付する場合(刑訴222 I, 124の趣旨)
- 5 裁判所に提出し、裁判所において押収した物について、没収の裁判がなく、検察官に返還されて、これを還付する場合(刑訴346)等である。

### 第2 裁判所から返還の証拠品の受入れ(規程46)

裁判所の押収に係る物について没収の言渡しが無いときは、押収を解く言渡しがあったものとされ(刑訴346)、検察官の提出に係る物が検察庁に返還された場合には、裁判所から没収物の引継ぎがあった場合の手続に準じて、新たに領置票を作成して受入れの手続をすることとしている。これは、証拠品を裁判所に提出したことによって、元の領置票は既済となるからである。もっとも、領置票に記載されている証拠品の一部を裁判所に提出し、他の証拠品の処分が未済である場合には、元の領置票は既済となっていないので、新たに領置票を作成することなく、元の領置票により受入れの手続をすることとなる。

### 第3 証拠品の還付(規程47)

証拠品係事務官は、証拠品(換価代金を除く。)の還付の命令の記載された領置票を受領したときは、証拠品を還付して、受還付人から還付請書(様式29号)を徴する。受還付人が所在不明等の事由によって還付することができない場合には、検察官にその旨を報告して、還付公告等次の処分命令を受ける。

### 第4 還付に関する実務上の問題

#### 1 受還付人の確定

受還付人の確定は、還付事務の最も重要な事柄であり、実務上も極めて困難な問題を含んでいる。しかもこの確定を誤れば、直ちに関係

者の利害関係を重大な影響を及ぼし、賠償問題を生じかねないのであるから、慎重に検討しなければならない。

#### (1) 差出人還付

証拠品の還付とは、押収を解除して押収以前の状態に戻すことにほかならないから、証拠品は、被押収者に還付するのが原則である。したがって、還付は、本来、民事上の権利関係とは全く無関係に進められるべき性格のものであって、関係者の権利関係を考慮し、被押収者以外の者に還付することは許されない。

ただし、被押収者が自ら還付請求権を放棄し、他の権利者に還付を希望するような場合には、その意思を尊重し被押収者の指定する者に還付することとしても差し支えない。

ところで、平成2年4月20日、最高裁判所第三小法廷は、国宝の梵鐘に関して、検察官のした被押収者以外の者に対する還付処分を取り消す決定をしたが、これは、押収物の還付に関し、最高裁として、初めてその見解を明らかにしたものである。その決定要旨は、「刑訴123条1項による押収物の還付は、被押収者が還付請求権を放棄するなどして原状を回復する必要がない場合又は被押収者に還付することができない場合のほかは、被押収者に対してすべきである。」としている(注)。

(注) 最(3小)決平2・4・20刑集44・3・283

事案の概要は次のとおりである。

「原決定の認定によれば、申立会社は、宗教法人大雲寺所有の国宝梵鐘(延暦寺西實徳院鐘、天安2年8月9日鐫在銘。以下「本件梵鐘」という。)を同寺から譲り受けたとして、昭和60年10月1日、これを所在場所から搬出して広隆寺旧靈宝殿に保管し、本件梵鐘が行方不明になったとして新聞紙上等で騒がれるようになってから、蓮華寺、次いで相国寺内承天閣美術館に預けていたが、同年11月29日、文化庁長官が、本件梵鐘の保管に関し、所有者が明らかでなく、また所有者又は管理責任者による管理が著しく困難又は不適當であると明らかに認め

られるとして、文化財保護法32条の2第1項の決定により京都府を管理団体に指定し、一方、京都市民有志からの告発に基づき同法107条違反(文化財隠匿罪)被疑事件の捜査を開始した京都府警察下鴨警察署の司法警察員は、同年12月2日、承天閣美術館長Aが保管中の本件梵鐘を右被疑事件の証拠物件として差し押さえ、同日、これを管理団体である京都府に仮還付し、その後申立会社代表取締役であるNほか4名に対する前記被疑事件の送致を受けた京都府検察庁検察官は、昭和61年12月19日、被疑者5名を不起訴処分にするともに、管理団体である京都府に対し本件梵鐘を仮還付のまま本還付したというものである。」

これに対して、申立会社は、昭和61年12月23日、検察官の押収物の還付に関する処分の取消しを求めて京都地裁に準抗告を申し立て(刑訴430条1項)たが、京都地裁は、昭和62年2月12日、準抗告を棄却した。その棄却決定の内容は、本最高裁決定で、次のように要約されている。

「原決定は、捜査機関による還付処分の還付先は、原則として被押収者とすべきであるが、被押収者以外にもその押収物について支配管理の権限を有する者があり、かつ、両者の利害を総合的に彼此較量したとき、後者に押収物の占有を得させた方が明らかにその物に関する法益の保護にかなうとみられるような特段の事由が存在する場合には、例外的に被押収者以外の権利者に還付処分を行うことも許されると解した上、本件においては、申立会社が本件梵鐘の所有者であることを確定的に認定することはできず、本件梵鐘を申立会社の管理下に戻した場合、申立会社が果たして文化財保護法所定の各種の制約を遵守し、国宝にふさわしい保存管理を行うかどうか疑念が残り、不当に転売するなどして流出、散逸させるおそれがあるのに対し、京都府は、文化財保護法に基づく管理団体であり、仮還付を受けた後疎漏なく管理を続けていることなどを総合すると、本件の還付処分に違法はないとした。」

この原決定に対し、申立会社は、憲法29条1項、31条、32条、41条違反を主張して、最高裁に対して昭和62年2月17日に特別抗告を申し立てた。

最高裁第三小法廷は、憲法違反の主張は、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴433条の抗告理由に当たらないとしたものの、職種による判断を加え、検察官が昭和61年12月19日に京都府に対し本件梵鐘を還付した処分を取り消した。その理由は、次のとおりである。

「しかしながら、刑訴法222条の準用する同法123条1項にいう還付は、押収物について留置の必要がなくなった場合に、押収を解いて原状を回復することをいうから、被押収者が還付請求権を放棄するなどして原状を回復する必要がない場合又は被押収者に還付することがで

きない場合のほかは、被押収者に対してすべきであると解するのが相当である。そうすると、本件は右の例外に当たる場合ではないので、被押収者でない京都府に対し還付した処分は違法であって、右処分を適法とした原決定には決定に影響を及ぼすべき法令の違反があり、これらを取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。」

## (2) 被害者還付

ア 証拠品は被押収者に還付するのが原則であるが、その例外として、被害者に還付しなければならない場合がある。すなわち、刑訴222条1項により準用される同法124条1項は「押収した贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなきに限り（中略）これを被害者に還付しなければならない。」と規定している。同項の立法趣旨は、贓物についても差出人還付の原則を貫くと、例えば、窃盗犯人や贓物と知りながら譲り受けた者が贓物の被押収者であり、しかも自己に還付を希望するような場合には、これらの者に還付せざるを得ないことになり、被害者は、この贓物を取り戻すため、後日その窃盗犯人らに対し、民事訴訟を起こすなどの措置を講ずる必要があり、これでは、窃盗犯人らを不必要に保護することになる一方、被害者に対して不当な犠牲を強いる結果となり著しく具体的妥当性を欠くこととなるので、これを避けようとするものである。そこで同項は、このような場合、被害者に還付すべき旨を規定しているわけである。

なお、同条2項は「前項の規定は、民事訴訟の手續に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。」と規定しているが、これは、同条1項が単に刑事手續としての還付に関する規定であって、何ら民事上の権利関係を確定するものではないとの趣旨を注意的に規定したものと解される。

イ 次に、同条1項にいう「贓物」とは、刑法の贓物罪にいう贓物と同一であり（注1）、財産罪たる犯罪行為により不法に領得された財物で、被害者が法律上追求することのできる物をいう（注2）。

被害者が法律上追求することができるかについて、問題になるのは即時取得との関係である。盗品及び遺失物を除いた贓物が即時取得されるともはや追求できなくなるから、贓物性は失われる（民法192）。実務上、同項が最も多く適用される盗品（強盗の贓物も含む。）及び遺失物については、場合により贓物性の有無に差異を生ずるので、次に場合を分けて説明する。

（注1） 刑法の一部を改正する法律（平成7年法律第91号）が平成7年6月1日から施行され、刑法の「第39章 贓物ニ関スル罪」が「第39章 盗品等に関する罪」に改められるなどの改正が行われた。なお、刑事訴訟法の「贓物」（9Ⅱ、124、212Ⅱ、347Ⅰ、Ⅱ）については、例えば、9条2項の「贓物」には関税贓物が含まれると解されている（名古屋地判昭32.5.27判時119・27）ように、必ずしも刑法の「贓物」と同じ意味ではないので、刑事訴訟法の「贓物」については表記を改めないこととされた（検察月報平成7年7月別冊39ページ）。

（注2） 大判大12.4.14大審院刑事判例集2・4・336、大判大4.6.24大審院刑事判決録21・886

ウ 被押収者が悪意の場合は、原則として（被押収者が被害者に対し、民法295条の留置権を有する等の例外的事情がない限り）、被害者に還付しなければならない。例えば、贓物の被押収者が、窃盗犯人・贓物と知りながら譲り受けた者である場合等がこれに該当する。これらの場合、被害者は所有権を失っていないので、当然無償回復請求権があり、贓物性は失われていない。一方被押収者は、もちろん所有権を取得せず、被害者に対抗し得る何らの権利も有しないのが通常である。

(4) 被押収者が善意の場合は、即時取得に関する民法192条及びその特則に関する規定により受還付人を決定することになる。

㊦ まず、被押収者が善意であっても、民法192条の規定する平穩・公然・無過失の要件を満たさない者であるときは、被害者還付（注）。

（注） 検察官が窃盗の贓物である麦を被害者（政府）に還付した処分に対し、差出人が、この処分は、差出人の民法192条（即時取得）による所有権又は同法194条による代価の弁償を受ける権利を侵害したものであるとして、国を相手取って提起した損害賠償請求訴訟において、東京高裁が、即時取得については、善意無過失であることが必要であるところ、差出人には、麦を買い受けるに当たり、販売者に当該麦に対する所有権がないことを知らなかったことについての過失があったから、検察官の被害者還付の処分は相当であると認定した事例（東京高判昭41.4.27判時449・51）がある。

㊧ 被押収者が民法192条の要件を満たしている場合であっても、盗難・遺失の時から2年以内であれば、被害者還付、2年経過後は差出人還付（民法193）。

㊨ ただし、前記の2年以内の場合であっても、被押収者が盗品又は遺失物を、競売・店舗・行商人等から善意で買い受けたものであるときは、被害者は無償回復請求権を有しないから、差出人還付。ただし、被害者が被押収者に、その買受代金を支払った場合は、被害者還付（民法194）。

㊩ 被押収者が古物商又は質屋であるときは、民法194条の適用が制限され、盗難・遺失の時から1年以内は被害者還付。1年経過後は被害者が被押収者にその買受代金を支払った場合にのみ被害者還付（古物営業法（昭和24年法律第108号）20、質屋営業法（昭和25年法律第158号）22）。

㊪ なお、小切手・手形・株券については、更に特則があるから注意を要する（小切手法（昭和8年法律第57号）21、手形法（昭和7年法律第20号）16Ⅱ、77Ⅰ、会社法131Ⅱ参照）。また、詐欺又は恐喝により領得された財物のように、領得行為が法律行為として無効でなく単に取り消し得るにすぎない場合でも、その取消しの有無にかかわらず、領得された財物は贓物である。しかし、この場合、所有権は有効に移転しているから、被害者が犯人に対する意思表示を取り消したと認められる場合に限り、被害者還付ができる。

ウ 次に「被害者」とは、財産罪の被害者として、贓物につき財産上の権利を有する者をいい、通常はその贓物の所有者を指すが、学説の中には、贓物について所有者のほか占有者（例えば、ある物件を保管中窃盗の被害を受けた者）がある場合には、この占有者も被害者に該当し、そのいずれに還付するかは押収者の裁量によるとする見解もある。

なお、被害者が死亡した場合は、その相続人に還付すべきである（注）。

（注） 大判昭8.12.7大審院刑事判例集12・23・2237

エ 「被害者に還付すべき理由」については、一般に当該贓物につき、被害者が私法上の排他的な占有権あるいは無償返還請求権を有する場合であると解されている。つまり、被害者がその物について返還請求権を有し、しかも相手方である被押収者がその物の引渡しを拒否し得る権利を有しない場合をいう。なお、被害者に還付すべき理由が「明らかなき」とは、文字どおり明白な場合に限られる。つまり、その証拠品について当事者が民事訴訟を起

こして争ったと仮定しても、当然被害者が勝訴するであろうと認められる程度に明らかであることを要する。そして、もしこの程度に明らかであると認められないときは、被害者に還付することができないから、原則に戻って被押収者に還付することになる(注)。また、「被害者に還付すべき理由が明らかなき」に該当するか否かの判断は、原則として当該事件の一件記録によって行えば足り、それ以上民事関係を究明するための調査等を本格的に行う必要はない。

- (注) a 検察官が窃盗被疑事件(被疑者不詳により中止処分)の赃物であるダイヤの指輪を差出人である古物商に還付した処分について、被害者から準抗告の申立てがなされたところ、東京地裁は、当該ダイヤの指輪が被害者において窃取されたことが明らかであり、その後承認その他の方法で赃物性を失わせるような介入所為が存するなど特殊の事情がない限り、買受人等の善意無過失の点や、真の窃盗犯人から買受人に至る経路等が判然としなくても、被害者の有する返還請求権の存在が明白であるから、被害者に還付すべき理由が明らかの場合に該当すると認定し、検察官の差出人還付の処分を取り消した事例(東京地決昭42.6.8判時490・79)
- b Aに対する窃盗被疑事件及びBに対する赃物故買被疑事件について、それぞれ「嫌疑なし」「罪とならず」の裁定主文により不起訴処分とした事案の証拠品としてBから押収したガスライターを検察官が被害者還付したのに対し、被押収者Bが因を相手取って提起した損害賠償請求事件において、東京地裁が、検察官は、窃盗事件及び赃物故買事件について「嫌疑なし」及び「罪とならず」と認めたのであるから、本件ガスライターが「赃物」であり、かつ、「被害者に還付すべき理由が明らか」であるとは到底いえないことが明らかであり、検察官としては、当然これを被押収者である原告に還付すべきであったといわなければならないとして、検察官の被害者還付の処分には過失があると認定した事例(東京地判昭45.11.24判時634・56)がある。

### (3) 協議返還

証拠品の受還付人を誰にするかにつき、関係者の間で協議が成立したときは、それに従って還付するのが実務上最も合理的な方法である。したがって、証拠品の還付をめぐる当事者間に争いがあるときは、協議の成立する見込みがあるかどうかを確かめる必要がある。

なお、当事者間で成立した協議については、特段の事情がない限り、その成立に至った経緯や内容等の当否を検討する等の必要はない。

## 2 遺失物法との関係

還付すべき証拠品が、遺失物法に係るものであるときは、還付された後、遺失物としての取扱いがなされなければならない。

すなわち、私人が拾得して警察署長に差し出し(遺失物法(平成18年法律第73号)4I)、警察署長においてこれを遺失物として保管中に、たまたまその物件が犯罪に関係あるものと認められ、司法警察員がこれを証拠品として押収の手続をとる場合には、遺失物法上、その物件の保管責任者である警察署長から任意提出を受けるか又はこれを差押えする方法によらなければならない。そして、これらの証拠物は、原則として書類とともに検察官に送致される。その後、検察官において事件を処分し、その証拠物を還付する場合には、まず、これを任意提出した者又は差押えを受けた者である警察署長に対して還付の手続をする。次に、これを受けた警察署長は、以後、遺失物法の定める手続に従って処理する。したがって、検察官において直接これを所有者に還付し、又は所有者不明の場合に還付公告の上、国庫に帰属(刑訴499)させて処分することは、拾得者等の権利の保護に欠けることとなり、適当でない(注)。

(注) 昭34検務実務家会同証拠品事務関係24問答(例規集1131ページ)

## 3 そのまま還付することが不法又は不当の場合

還付すべき証拠品が禁制品等で差出人の所持が不法になるような場合には、所有権放棄をさせた上で処分するとか、銃砲刀剣類等については、再び不法所持とならないように適宜指導するほか、公安委員会に通報するなど適正に処理するための配慮が必要であろう。また、他事件の捜査に必要な場合には、その事件について押収するとかの手續をしなければならない。

## 第5 換価代金の還付（規程48）

換価代金の還付は、還付命令の記載された領置票を受領した歳入歳出外現金出納官吏において、その手續をする。すなわち、歳入歳出外現金出納官吏は、還付命令の記載された領置票によって、手元に保管中の保管金提出・受入通知書を整理した上、受還付人に換価代金（小切手・現金）を還付して還付請書を徴する。そして、現金出納簿に登載の手續をする（予算決算及び会計令135、137の2）。なお、この場合の還付請書の宛名は、還付の処分命令を出した検察官宛てにすべきである。これは、換価代金の性質からくるものである。また、この還付請書は、会計法上の証拠書類として歳入歳出外現金出納官吏が保管する（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号51））。

## 第6 還付の方法（規程49）

1 証拠品の還付の方法としては、検察庁に受還付人の出頭を求めて還付する方法のほか、証拠品係事務官が受還付人の住所、居所等（注）へ証拠品を持参して還付することができる。持参して還付する場合で

も出頭を求めて還付する場合と同様、本人であることを確認した上で還付しなければならないことはもちろんである。また、受還付人の住所等に持参したが本人が不在である場合のほか、あらかじめ本人が受領代理人を指定している場合にはその者に交付することもできるが、代理権を有することを確認してから交付しなければならない。

なお、書面により出頭を求めるときは、証拠品還付通知書（甲）（様式30号）又は同（乙）（様式31号）による。

（注） 受還付人の住所、居所以外の還付場所としては、例えば、受還付人が希望する場合における同人の勤務先、あるいは同人が指定する代理人の住所等が考えられる。

2 受還付人が出頭したとき又は受還付人の住所等へ持参したときは、身分証明書、運転免許証、健康保険証、印鑑証明書等により本人であることを確認した上、還付請書を徴して証拠品を還付する。この場合、証拠品が多額の現金であったり、宝石、貴金属など財産的価値の高い物であるときは、後日の紛争等に備え、領置票又は還付請書に証明書類の記号番号（例えば、運転免許証の番号など）を付記し、あるいは還付請書に証明書類のコピーを添付するなど、その確認方法を明らかにしておく必要がある（注）。

（注） 昭57. 4. 15刑総346号刑事局長通達（例規集1004の14ページ）

3 証拠品を代理人に対して還付する場合は、通常委任状により代理権を確認するが、委任状がなくとも、他に代理権の存在を明らかにし得る資料があれば、代理人と認めて差し支えない（注）。

（注） 昭30検務実務家会同証拠品事務関係29問答（例規集1137ページ）

4 証拠品を公務所の長に還付する場合は、出頭を求める等による直接還付のほか、証拠品送付書（様式32号）により証拠品を送付して還付

することができる（規程49Ⅱ）。受還付人が公務所の長である場合には、その所在が明白である上、証拠品の授受に関し問題を生ずることがほとんどないところから、送付による還付を認めている。しかし、証拠品が公務所の重要書類等である場合には、その還付方法について担当者と事前に協議したり、これらを送付還付するときは書留郵便をもって送付するなど、具体的案件に応じ証拠品を確実に還付するための配慮が必要である。

## 第7 郵便等による送付還付（規程50）

1 従来、証拠品の還付については、一定の場合に、書留郵便による郵送還付を認めていたが、平成22年7月1日から宅配便事業者に依頼して証拠品を送付する方法により還付することができる取扱いに改められた（注1）。

証拠品を郵送等による送付の方法により還付すること（以下「送付還付」という。）ができるのは、それが相当と認められる場合であるが（注2）、その具体例としては、押収時あるいは取調べ時等の機会に受還付人から送付還付の希望がなされている場合、受還付人が遠隔地に居住しており、かつ、他の検察庁の検察官又は司法警察員に還付の手続を囑託することができない場合（注3）又は事案の内容、証拠品押収の経緯、受還付人の生活状況等を考慮し、送付還付するのを相当とする事情が認められる場合等が考えられる。しかし、見積価格の高額なもの（注4）、いわゆる特殊証拠品（少額の通貨を除く。）及び送付により滅失、毀損又は変質のおそれのあるもの等については、出頭を求め、又は持参して還付するのが相当である（注5）。

なお、個人情報を含むものについて、宅配便事業者において引受け

を制限している場合は送付還付できないので、呼出し又は持参還付する。

2 送付還付を相当と認める場合には、受還付人に対し、送付還付の希望の有無を照会する。照会は、必ずしも書面による必要はなく、電話等適宜な方法により行うが、書面で照会するときは、証拠品の送付還付に関する照会書（様式33号）による。

受還付人から、出頭して受領する旨の回答があったにもかかわらず、出頭しないまま相当日数を経過したときも送付還付する。「相当日数」については、受還付人の住居、職業等を考慮し、おおむね10日間程度が目途となる。

3 送付還付するに当たり、郵送する場合は書留郵便に付する必要がある。郵便以外の方法で送付する場合は書留郵便に準ずる方法による必要がある。書留郵便に準ずる方法とは、書留郵便と同等のサービス、つまり、引受けから配達までの送付の過程を記録し、亡失又は毀損した場合に損害の全部又は一部の賠償がなされるサービスの提供が可能な宅配便事業者により証拠品を送付する方法をいう。

4 送付還付するときは、証拠品係事務官は、証拠品送付通知書（様式34号）を作成し、所属課長等立会いの上で証拠品を領置票及び証拠品送付通知書と対査して包装するとともに、領置票の備考欄に送付還付の旨を記入して当該所属課長等の押印を受け、証拠品及び証拠品送付通知書を受還付人に送付して還付請書を徴する手続をする。

送付手続を終えたときは、証拠品係事務官は、書留郵便物受領証等により領置票の備考欄に当該郵便物等の引受番号等を記入する。宅配便事業者に依頼して送付する場合、書留郵便受領証に代わるものとして送り状等の伝票の控えを宅配便事業者から受領するとともに、引受番号に代わるものとして当該伝票の控えに記載されている伝票番号等

を領置票の備考欄に記入する。

- 5 受還付人から還付請書が提出されないときは、証拠品係事務官は適宜な方法により督促するが、それでも還付請書を徴することができない場合、郵送したときは配達証明書をもって、宅配便事業者に依頼して送付したときは送付されたことが確認できる書類をもって、それぞれ還付請書に代えることができる。送付されたことが確認できる書類とは、具体的には、送付先の受領印等が記されている伝票の写しや送付を完了したことが確認できるインターネット上の当該宅配便事業者のホームページの画面を印刷した書面等が考えられる。

配達証明書等をもって還付請書に代えたときは、証拠品係事務官は、領置票の備考欄に還付請書を徴することができなかった事由を記入する。

なお、書留郵便について配達証明書の交付を請求できる期間は、郵便物差出しの日から1年以内であり、この請求には書留郵便物受領証が必要である（郵便事業会社内国郵便約款119条）。

(注1) 平22. 6. 17刑総843号刑事局長通達（例規集1004の38ページ）

(注2) 旧規程では郵送還付を例外としていたが、規程では、これを改め、呼出し還付及び持参還付と同列の還付方法とされた。

(注3) この例としては、受還付人が早期還付を希望しているため、他庁の検察官等に囑託をしていたのではその希望に応じることができない場合や、受還付人が囑託先から更に遠距離に居住しているため、囑託先への出頭が困難な場合などがある。

(注4) 従来、郵送還付を相当と認める場合の証拠品の見積価格については、平成3年度の検務実務家会同における刑事局説明以後、おおむね5万円程度として運用されてきたが、その後郵送還付の利便性や一般小包の損害賠償額の限度が30万円であるなどの郵便事情を考慮して、危険物、精密機械等を除き、見積価格が5万円を超える証拠品であっても、郵送還付が相当と認められ、かつ、受還付人が郵送還付を希望するときは、柔軟に対応して差し支えないものとされた（平18. 2. 28刑総240号刑事局長通達（例規集1004の34ページ））。

(注5) 昭36. 12. 20刑事（総）1095号刑事局長通達（例規集1001ページ）

平22. 6. 17刑総843号刑事局長通達（例規集1004の38ページ）

なお、特殊証拠品の還付に関し、平3検務実務家会同における以下の刑事局説明がある。

「少額の通貨以外の特殊証拠品であっても、規程16条2項2号及び3号に掲げる危険物等を除き受還付人の同意が得られれば、基準額（当時は5万円程度。注4参照）に従って郵送還付することとしても差し支えない。ただし、少額の通貨を含め特殊証拠品を郵送還付する場合には、受還付人から事前の了承を得ることや還付の際の点検・確認などのチェック体制に配慮すること。」

## 第8 還付の囑託（規程51）

- 1 証拠品（換価代金を除く。）の受還付人が自庁管轄区域内の遠隔の地に居住し、その出頭を求めることが困難な場合は、司法警察員に還付を囑託し、また、受還付人が刑事施設等に収容されている場合は、その施設の長に送付して還付を囑託する。
- 2 受還付人が他の検察庁の管轄区域内にある場合においては、その庁の検察官に送付して還付を囑託する。換価代金の場合は、保管金取扱規程15条に定める手続に従って保管替の手続をする。なお、換価代金については、司法警察員に交付の手続を囑託する規定のないことに留意を要する。
- 3 他庁の検察官に証拠品（換価代金を含む。）の還付の囑託をする場合には、併せて、いわゆる相当処分を囑託することができる。これは、受還付人が所有権放棄した場合には相当の処分をされたい旨を証拠品処分囑託書に併記して条件付きの処分囑託をすることにより、受託庁において、当該証拠品について相当の処分をとり得ることとするものである。ただし、このような処分囑託は、司法警察員に対してはすることができないから注意を要する。
- 4 初めから受還付人が所有権放棄をすると認められる場合にその意思

を確かめないで囑託し、また、受還付人の所在を調査しないで囑託するようなことは避けるべきである。なお、受還付人が所有権放棄をした場合でも、囑託庁において処分するのが相当であるとき（例えば、その証拠品について他の権利者がある場合等）は、返囑を受けて処分すべきであるから、条件付きの処分囑託をすべきでないことはいうまでもない。

### 第9 受領拒否に係る証拠品の取扱い

最近、国民の権利意識が強くなり、受還付人が証拠品の受領を拒否する事例がしばしば見受けられる。

受領拒否の理由としては、事件の処分を不服とするもの、押収手続や還付方法（呼出し還付）に不満があるもの、押収物件と異なるもの等様々であるが、その多くは押収捜索、取調べ等捜査の過程での受還付人の感情的なこじれを理由とするものである。

受領拒否にあった証拠品の処理に当たっては、その理由などを把握することはもちろんであるが、受領拒否に関係するその他の事情の有無（例えば、再審請求申立て（予定）の有無、本件に係る民事事件係属の有無、国家賠償請求の有無等）についても調査を行うとともに、事件記録中（例えば供述調書）に所有権放棄の意思表示がなされていないかという点についても十分調査する必要がある。

その上で、個々の事案にもよるが、形式的な手続（例えば、還付通知、所有権放棄照会等）のみでなく、送付還付手続あるいは持参還付手続を行うなど、還付について相当な努力をしても受領拒否しているものであることを証明する必要があると考えられるので、後日国家賠償請求訴訟が提起された場合を考慮して、報告書等の書面を作成してその経緯を明

らかにしておくことが望ましい。

以上の手続をとったにもかかわらず、正当な理由がなく受領しない場合は、例えば、配達証明郵便をもって「指定の期間内に証拠品を受領しないとき、若しくは受領の方法につき何らの意思表示がないときは、これ以後保管の責任を負わない。」旨を通知し、これに対しても何らの意思表示を示さないものについては最終処分（注）をとることもやむを得ないものとする。

（注） このような場合で証拠品が社会通念上経済的に無価値であると認められるときは、廃棄処分に付することになる。

### 第10 還付公告（規程52・53）

1 受還付人の住所が判明しない等の事由により、押収物を還付することができない場合には、検察官は、その旨押収物還付公告令の定める方法により公告しなければならない（刑訴499 I, II）。そして、この公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、その物の所有権は国庫に帰属する（同条III）。

なお、社会通念上無価値と認められる証拠品につき、受還付人が誰であるか判明しない場合には、公告の手続をせず、「所有者不明、無価値につき廃棄（還付公告不要）」の処分命令で廃棄処分をすることができる（注1）。

2 公告の方法は、押収物還付公告令によって定められている。従来、公告は、官報又は検察官があらかじめ指定する新聞紙に掲載して行うことが原則とされ、価額が5,000円未満の押収物又は価額の算定が困難な押収物については、検察庁の掲示場に掲示して行うことができたとされていた。しかし、旧公告令が制定された当時と比較して経済の

状況は大きく変動し所得水準や消費者物価も上昇したため価額についての基準の合理性が失われていること、実務において官報に掲載する方法による公告に基づいて還付請求を申し出る者が皆無であり押収物の価額を基準として官報公告と掲示公告とを区別する意義を見出し難いこと等から、押収物還付公告令の一部を改正する政令（平成22年政令第216号）が平成22年10月25日から施行され、掲示公告を原則とした上で、必要があるときは、官報公告を併せて行うことができることとし、新聞紙による公告についてはこれを廃止することとされた（注2）。

還付公告は、検察庁の掲示場に14日間掲示する方法によって行い、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。掲示場に掲示する方法によって行うことができないときは、官報に掲載する方法によって行わなければならない（公告令2）。

公告すべき事項は、

- (1) 刑訴499条1項又は2項の規定により公告する旨
- (2) 検察庁名
- (3) 事件名及び押収番号
- (4) 品名及び数量
- (5) 公告の初日及び末日の年月日（官報公告の場合は、その年月日）

であるが、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも公告することができる（公告令3）。

公告は原則として1回行うが、特に必要があるときは、公告の回数を増加し、又は、掲示公告の期間を延長することができる（公告令4）。

3 運用上注意すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 必要があるときは、掲示公告に併せて官報公告を行うことができる。この「必要があるとき」とは、具体的には、事件の内容、押収

物の価額又は性質その他の事情を総合的に考慮して、受還付人の権利を保護する観点からより手厚い公告措置をとる必要がある場合をいう。

「事件の内容」を考慮すべき場合としては、当該押収物を押収する前提となった事件が、全国的規模で敢行された組織的な事件であり、かつ、当該押収物の受還付人がこれを保管する検察庁の管轄区域内に存在しないことが明白である場合等が考えられる。

また、「押収物の価額又は性質」を考慮すべき場合としては、押収が受還付人の生活に著しく重大な影響を与えると考えられる高額の現金や貴金属等の高価な金品や、価額の算定は困難であるものの重要美術品、仏像、遺骨、遺品、家系図等由緒ある物品等について還付公告を行う場合が考えられる。この場合に考慮すべき押収物の価額について画一的な基準を設けることは公告令の趣旨に照らして相当ではないが、押収物の価額がおおむね10万円を超えるような場合には、受還付人の生活にとって著しく重大な影響を与える可能性が高いといえるものと考えられる。

なお、押収物の価額を算定するに当たっては、価額が公告方法を選択する上での絶対的な規準ではないとされた趣旨に照らせば、必ずしも刑事訴訟法所定の厳格な意味における鑑定又はこれに準ずる方法による必要はなく、いわゆる価額査定等の簡便な手段方法を講じれば足りる（注3）。

- (2) 公告回数の増加、公告期間の延長は、押収物が著しく高額貴重なものであるとか、特に由緒のあるものである等の特殊な場合に限って行う。公告の回数を増加した場合には、6か月の還付請求期間は、回数増加によって新たに行われた公告を基準として計算する（注4）。

(3) 押収物の押収日時、押収場所等の事情を考慮して、受還付人が明らかに同一であると思われる数個の押収物について還付公告を行う場合には、一括して公告を行うことが相当である。この場合に、官報公告を併せて行うべきかどうかの判断に当たっては、単にこれら複数の押収物の価額の合算額を基準として判断するのではなく、個々の事案に応じて押収物の性質等を考慮して、柔軟かつ適切に対応すべきである。

ただし、これはあくまでも受還付人が同一であることが明白である場合であって、受還付人が所在不明等の場合に、押収日時、押収場所の異なる複数の押収行為による押収物について安易に一括して公告を行うことなく、受還付人の権利の保護に遺漏のないよう、押収行為ごとに区別して公告手続をとるなどの方法を慎重に検討すべきである（注5）。

(4) 還付請求期間は6か月と定められているが、その計算に際しては、刑訴55条1項本文により、公告の初日を算入しない。掲示公告を行う場合にあっては、掲示場における14日間の掲示の末日の翌日を初日として起算し（注6）、官報公告を行う場合にあっては、官報に掲載された日の翌日を初日として起算する。掲示公告と官報公告を併用する場合は、掲示場における14日間の掲示の末日と官報に掲載された日が異なる場合が想定されるところ、このような場合においては、受還付人の権利を保護する観点から、いずれか遅い方の日の翌日を起算日として6か月の期間を計算する（注7）。

(5) 公告期間中に還付の請求があったときは、その請求者が正当な受還付人であるかどうかを慎重に確認する必要がある。このため、押収物の特徴を公告事項に加える場合（公告令3Ⅲ）にも、正当な受還付人であるかどうかを判定する上で決め手になると認められるよ

うな事項、例えば、カメラのレンズ番号等は、公告しないのが相当である。

(6) 押収の場所を公告するのは、特にそれによって権利者の権利回復に役立つことが予想されるような場合に限って行う。

4 公告の具体的な手順は、次のとおりである。

(1) 掲示公告の命令があったときは、押収物還付公告（甲）（様式36号）2部を作成し、それぞれに検察官の押印を受け、そのうちの1部を関係書類として保管し、他の1部を検察庁の掲示場に掲示する。

この場合、公告の初日及び末日の年月日も公告しなければならない。

初日とは、公告すべき事項を掲示場に掲示した日すなわち掲示期間の初日をいい、この初日の翌日から起算した14日目が末日になる。もつとも、この計算による末日が、刑訴55条3項本文に規定する日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、これを期間に算入しない。

掲示期間中に、その期間を延長する旨の命令があったときは、掲示中の押収物還付公告（甲）及び関係書類として保管中の押収物還付公告（甲）に期間が延長された旨及び延長された期間の末日の年月日を追記することとなる。この場合は、延長された期間の末日が公告の末日になる。

また、特別な事情により、当初から14日間の期間によらず、これを超える期間を指定して掲示すべき旨の命令があった場合は、同掲示期間の末日が公告の末日になる。

(2) 官報公告の命令があったときは、押収物還付公告（乙）（様式36号の2）3部を作成し、そのうちの1部に検察官の押印を受けて関

係書類として保管し、他の2部を法務省大臣官房秘書課（以下「秘書課」という。）に送付して官報に掲載する手続を依頼する。

なお、官報に掲載するための押収物還付公告（乙）の作成要領等は、次のとおりである（注8）。

ア 押収物還付公告（乙）への押収物の品名等の記載は、別紙1の例による。なお、同種の押収物については、領置票の符号ごとに品名、数量を記載する方法によらず、できる限り品名ごと一括して記載する。

イ 作成した押収物還付公告（乙）は、別紙2の依頼書とともに秘書課宛てメール送信する。

ウ 押収物還付公告（乙）等の送付を受けた秘書課では、同課文書係において官報掲載に関する手続を行い、官報に掲載された後、直ちに依頼元の検察庁宛てに当該還付公告が掲載された官報の該当部分の写しを送信してその旨を通知する。

## 別紙1

刑訴第499条第1項、第2項  
押収物還付公告令  
規程第52条  
様式第36号の2

## 押収物還付公告（乙）

年 月 日

〇〇検察庁検察官 ■

（〇〇検察庁△△支部検察官）

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第〇項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

## 記

平成20年検第100356・100357号住居侵入、窃盗被疑事件（平成20年領第251号） ■ 1. 現金150,000円「受還付人何某」

平成21年検第1971号〇〇県漁業調整規則違反被告事件（平成21年領第1013号） ■ 1. アンコウ25.0kgの換価代金26,742円。2. 刺し網漁具1式

◇◇検察庁平成22年検第2803～2807号売春防止法違反幫助被疑事件（〇〇検察庁平成21年領第38号） ■ 1. 携帯電話機4台。2. ブルーレイディスク20枚。3. DVD3枚「以上受還付人何某」

（注1）「■」は、1字（全角）スペースを意味する。

（注2）文字数及び行数は「22字×32行」とし、文字の大きさは12ポイント、文字のフォントはMS明朝（英数字は和文フォント）とすること。

（注3）数字が1桁のときは全角、2桁以上のときは半角とすること。

（注4）ローマ字は全角とすること（1字として文字変換される「単位」（例：kg, cm）は除く。）。

（注5）読点は全角で「、」とすること。

（注6）「年月日」は空欄とすること。

（注7）番号は、品目の進行番号であって、領置票の符号ではない。

番号の後にピリオド「.」を、品目、数量の後に句点「。」をそれぞれ全角で付すこと（ただし、最後の品目、数量の後の句点「。」は不要である。）。

（注8）受還付人の氏名が明らかな場合は、数量の次に「受還付人何某」と記載すること。

（注9）同一人に還付すべき数種類の押収物が換価されている場合は、品名ごとに換価代金の金額を記載しないで、「1. 〇〇、〇〇及び〇〇の換価代金〇〇〇円（。）」と一括して記載すること。

（注10）裁判所の依頼により公告する場合は、裁判所の事件番号及び押収番号を記載すること。

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

法務省大臣官房秘書課 御中

検察庁  
(公 印 省 略)

押収物還付公告の官報掲載について (依頼)  
下記について、別添のとおり官報への掲載を依頼します。  
記

1 官報公告の種類

(例：押収物還付公告)

2 事件名及び押収番号

(例：平成21年検第1971号〇〇県漁業調整規則違反被告事件 (平成21年  
領第1013号))

担当者：  
連絡先：

(注) 複数の押収物還付公告の官報掲載を同時に依頼する場合は、事件名及び押収番号を列記すること。

(3) 証拠品係事務官は、領置票の備考欄には、公告手続に関する同欄  
所定の事由が生じた都度必要事項を記入する (なお、平22. 10. 22  
刑総1364号刑事局長通達 (例規集1004の40ページ) 参照。)

なお、公告の回数を増加する場合には、第1回の公告手続に準じ  
て、それぞれの手続をすることとなる。

5 公告をした後、6か月以内であっても、価値のない物はこれを廃棄  
し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することがで  
きる (刑訴499IV)。

還付公告期間が満了して、国庫に帰属した証拠品の処分については、  
没収物の処分に関する規定が準用される (規程53)。

なお、公告期間の満了によって押収物が国庫に帰属した以上は、そ  
の後、処分前に受還付人が判明し、同人から還付の請求があっても、  
没収物の場合についての刑訴497条を類推適用する余地はなく、還付  
する必要はない (注9)。

6 検察官から提出した証拠品について、裁判所で押収した後、没収の  
裁判がなかったときは、被告事件の終結に伴ってこれを還付すること  
となるが、この場合、裁判所において直接差出人らに還付しているの  
が実情である。

受還付人の所在不明等のため還付することができないときは、裁判  
所は、その還付公告を検察官に依頼し、検察官からの公告期間満了通  
知により、その物について国庫帰属の処分手続 (裁判所の会計) をす  
る取扱いが行われている。この場合において、官報公告の必要性を判  
断するため、裁判所から還付公告の依頼 (押収物還付公告依頼書) と  
ともに証拠品の送付を受けたときは、その判断の終了後速やかに同証  
拠品を裁判所に返還すべきである。

(注1) 昭33検務実務家会同証拠品事務関係14問答 (例規集1068ページ) , 昭30

検務実務家会同証拠品事務関係29問答（例規集1137ページ）

（注2）平成22年10月25日から施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）により、従来、検察官が捜査段階において行う還付公告は、刑訴499条の解釈による準用により行い、また、司法警察員による還付公告については、これを行い得るとする明文の根拠がなかったところ、検察官又は司法警察員が捜査段階等において還付公告を行い得ることについて条文上の根拠を明確にしたが、その際の押取物還付公告令の規定の整備に併せて、本改正が行われた。

（注3、5、7）平22. 10. 22刑総1348号刑事局長通達（例規集1149の5ページ）

（注4、6）昭39. 10. 22刑事（総）736号刑事局長通達（例規集1149ページ）

（注8）平22. 12. 27刑総1624号刑事局総務課長通知（例規集1151ページ）

（注9）昭32検務実務家会同証拠品事務関係39問答（例規集1156ページ）

## 第6節 移送及び中止

### 第1 他庁移送（規程54）

1 事件を移送する場合には、事件記録とともに証拠品を送付することが建前であるが、運搬に不便な場合等には、自庁に保管のまま、又は送致警察署や所有者等に保管委託のまま事件を移送することができることとなっており、移送書には、検察官が事件の移送に際してする証拠品の処分命令（送付、自庁保管又は庁外保管の区別）を具体的に記入して、証拠品係事務官に指示する。

証拠品のある事件を移送する場合には、証拠品係事務官は、移送書に同封送付、別途送付、保管替送付、自庁保管又は庁外保管の区別を記載することとされている。証拠品について特に受理庁の注意を促すような必要事項（例えば、送付した証拠品の符号など）がある場合には、適宜、移送書に記載して送付することが必要である。また証拠品のみを送付する場合には、適宜の送付書を作成して添付する必要のあ

ることはもちろんである。

- 2 検察官から証拠品を自庁に保管すべき旨の指示を受けたときは、領置票の備考欄に「自庁保管」の旨を記入し、検察官の押印を受けることとされている（注）が、これは、後に処分囑託を受けた場合における命令要旨欄の記入を考慮したものである。
- 3 移送した事件の証拠品を自庁において保管する場合、その処分は、原則として当該事件を終局処分にする際行うことになる。そこで、このような場合、証拠品の処分の促進と適正を図るため、事件の移送を受けた庁がその後、更に事件を他庁に再移送する場合には、証拠品を保管しているいわゆる原庁の検察官に対し、事件移送通知書（様式37号）によりその旨を通知することとされている。この通知を受けた原庁の証拠品係事務官は、領置票の備考欄にその旨を記入して常に当該事件の係属している検察庁を把握し、適宜当該事件の処分結果を照会する等緊密な連絡を取ることとなる。
- 4 証拠品を警察署等保管（庁外保管）にしたまま事件を移送した場合には、その保管警察署等に対し、事件を他庁に移送したこと、及び検察官から指示があるまで引き続き証拠品の保管を継続するよう文書で通知しておくことが必要である。
- 5 家庭裁判所送致事件の証拠品の送付  
検察官が、少年法42条の規定に基づき家庭裁判所に事件記録とともに証拠品を送付する場合の手続は、被疑事件の移送の場合の証拠品の取扱手続を準用することとされている。  
なお、検察官が家庭裁判所に証拠品を送付する場合に留意すべき点等については、後記第7（117ページ）で説明する。

（注）事件を移送する場合において、証拠品が警察署で鑑定中等のため同時送付できないときの事務処理については、庁外保管領置票を記録送付済みとして既済とすべきか、あるいは、規程54条4項に準じて、その備考欄に庁

外保管の旨を記入し、検察官の押印を受けて未済のままとすべきかという問題がある。

事件を移送するときは、書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないので（刑訴258）、証拠品が警察署に保管されたままであっても移送処分をすることにより、以後は当該証拠品の保管責任及び処分権限は事件の移送を受けた庁の検察官にあるものと解される。したがって、原庁においては、「記録送付済」として既済とする取扱いが相当であろう。

なお、原庁において保管警察署から鑑定終了等のため当該証拠品の送付を受けた場合は、受理後速やかに移送庁に送付することとなるが、これら原庁における事務処理は、便宜的に行うものであるから、既済庁外保管領票の備考欄にその経緯を記載することで足りる。

## 第2 証拠品の送付（規程55）

証拠品送付については、その性質に従って、郵送・遞送その他適宜の方法（いわゆる宅配便等）で送付することとなるが、送付に際しては、特に滅失・毀損・変質等によって証拠価値を減少させることのないよう注意しなければならない。

## 第3 換価代金の送付（規程56）

1 換価代金の出納保管については、規程によるほか、保管金規則、保管金取扱規程及び保管金払込事務等取扱規程の定める取扱いに準じて歳入歳出外現金出納官吏が行うこととされている。したがって、換価代金の送付については、保管替の手続によることとなる。この保管替とは、前記第2章、第8（23ページ）に詳述したとおり、換価代金そのものを送付するのではなく、送付する庁の歳入歳出外現金出納官吏の銀行の口座から、受理庁の歳入歳出外現金出納官吏の銀行の口座に銀行間の振替をもって送金する取扱い方法である。

2 具体的な手続については、まず、歳入歳出外現金出納官吏が、証拠品係事務官から換価代金送付の命令の記載された領置票を受領してこれにより保管替の手続をし、次いで、保管金保管替通知書を証拠品係事務官に送付して、これを事件記録とともに相手の庁に送付する。この保管金保管替通知書は、本来、送付庁の歳入歳出外現金出納官吏から受理庁の歳入歳出外現金出納官吏宛での通知書であるが、単独に送付することなく、事務手続の便宜上証拠品係事務官を経由して送付することとしている。

家庭裁判所に事件を送致した場合には、家庭裁判所から押収手続をとった旨の通知を受けた上で、保管替の手続をすることとされている（注）。

（注） 昭35検務実務家会同証拠品事務関係15問答（例規集1204ページ）

## 第4 移送事件の自庁保管証拠品の取扱い（規程57）

証拠品を自庁に保管のまま移送した場合、その証拠品の処分の遅延を防止するため、証拠品係事務官は、適時事件の処理状況及び証拠品処分に必要な事項を照会しなければならない。

なお、証拠品を自庁保管のまま移送した事件が、甲地検において受理された後、更に乙地検に移送されたときは、原庁は、甲地検からの事件移送通知書により、その経過を承知しているので、乙地検に対して直接事件の処理状況等を照会することとなる。

## 第5 移送被告事件等の証拠品の取扱い（規程58）

併合、移送又は差戻しの裁判により被告事件が対応裁判所以外の裁判所に係属したことに伴い、その裁判所に対応する検察庁の検察官に裁判所未提出証拠品を送付する場合、被疑事件の移送の場合の証拠品の取扱手続を準用することとされている。

## 第6 中止事件の証拠品（規程59）

1 事件を中止処分に付する場合、証拠品の中には、将来事件を再起した場合に必要と認められるものもあるので、これについては公訴の時効（刑訴250）が完成するまで保管を継続しなければならない。

しかし、その必要のないものについては、中止処分をする際、速やかに還付等の手続をとるべきであり（規程59 I ただし書）、この点について十分な検討をせず保管を続けることのないよう留意する必要がある。

2 証拠品保管の命令は、領置票の処分命令要旨欄に記入するのではなく、備考欄に記入する。これは将来事件を再起し、証拠品を終局的に処分する場合、その処分命令を領置票の命令要旨欄に記入しなければならないからである。

なお、国税犯則取締法違反事件や関税法違反事件の通告処分には、公訴時効中断の効力が認められているので（国税犯則取締法15、関税法138 III）、領置票に時効完成年月日を記入する際、通告書の送達の有無に留意する必要がある。また、被疑者所在不明などを理由とする中止事件の場合、共犯者に対する公訴提起による時効の停止及びその裁判結果等にも注意し、領置票の備考欄に必要事項を記載しておくべきである。

3 証拠品について原庁保管のまま、移送を受けた事件が中止処分と

なった場合、証拠品係事務官は、原庁へその旨を通知する。これは原庁の証拠品保管の適正、処分の促進を図るとともに、原庁のなすべき移送事件の証拠品処分等に関する照会の手数を簡略化しようとする趣旨である。

なお、この通知の様式については各庁の運用に委ねられている。

4 庁外保管中の証拠品については、将来なお保管を継続する必要があるかどうかを十分に検討し、その必要が認められ、かつ、保管期間も長期にわたることが予想される場合には、自庁保管証拠品として受け入れることを検討する必要がある。

## 第7 家庭裁判所送致事件の証拠品の処分

1 家庭裁判所は、検察官から送付を受けた証拠品のうち、押収する必要があると認められたものについてのみ押収の手続をとり（少年法15、少年審判規則19（昭和23年最高裁判所規則33号））、その必要を認めないものについては、検察官に返還する取扱いとしている。

そして、家庭裁判所において押収しない証拠品の処分権限等の問題につき、最高裁判所家庭局は、次のような見解をとっている（注1）。

すなわち、家庭裁判所において押収の手続をとらない限り、その証拠品は家庭裁判所の押収物にならず、検察庁や警察署等に保管中で、現実に家庭裁判所に送付されていない証拠品の保管責任も検察官にあり、家庭裁判所には存しないとしている。したがって、家庭裁判所が押収の手続をとった証拠品に限って裁判官に処分の権限があり、押収の手続をとらない証拠品の処分は全て検察官が行うべきであると解している。

2 そのため、検察官が家庭裁判所に証拠品を事件記録とともに送付し

ても、家庭裁判所がこれを押取しなければ、事件がいわゆる逆送されない限り、検察官は事件記録のないまま当該証拠品の処分をしなければならないことになる。

3 この問題について、昭和34年3月法務省と最高裁判所の間で協議した結果、実務上の取扱いにつき一応意見の調整ができ、それぞれ同趣旨の通達（注2、注3）が発せられたので、その後は、この通達に従って事務を処理している。

4 そこで、次にその通達により検察官が家庭裁判所に証拠品を送付する手続等につき、重要と思われる点を説明する。

(1) 証拠品を家庭裁判所に送付する場合は、事件送致書の左上部欄外に朱印で現品送付、別途送付、自庁保管、庁外保管、仮還付の別を表示する。

(2) 家庭裁判所に送付する証拠品については、検察官が仮出しをして送付し、証拠品係事務官は領置票備考欄にその旨を記入して把握する。そして、裁判所からこの証拠品について押取した旨の通知があると、証拠品を裁判所に提出した場合と同様の手続をする。もし、家庭裁判所が押取せずに証拠品を返還してきた場合には、領置票備考欄にその旨を記入し、仮出証拠品の返還を受けた場合と同様の手続をすることになる。

(3) 庁外保管の証拠品について、家庭裁判所から押取した旨の通知を受けたときは、庁外領置票の処分命令要旨欄に「家庭裁判所提出」と記入して既済とし、保管者にその旨を通知する。なお、庁外保管又は仮還付中の証拠品については、刑事処分相当意見で事件を送致する場合以外、できる限り送致前に証拠品を処分し、家庭裁判所に送付しないようにすべきものとされている。

(4) 家庭裁判所に事件を送致する以前に、捜査機関において既に証拠

品を仮還付していたような場合でも、家庭裁判所は、同仮還付を取り消して当該証拠品を裁判所の押取に帰せしめることができる。そしてこの場合、裁判所は仮還付を受けた者から証拠品を提出させ、これを保管することになる。

しかし、既に捜査機関が仮還付している押取物について、家庭裁判所が押取の手続をとらず、しかも当該事件を検察官送致以外の処分で終結させたときは、検察官は、証拠品係事務官に命じて本還付通知の手続をとらなければならないことになる。ところで、仮還付済みの証拠品については、司法警察員から検察官に事件送致があったとき、事件記録に編てつしてある総目録には、証拠品の品目、数量、被差押人及び仮還付人などについての記載があるが、領置票の作成はしないことになっている。このような事件を家庭裁判所に送致すると、証拠品係事務官としては、当該事件の仮還付済み証拠品を把握することが實際上困難となる。

そこで、仮還付済みの証拠品で将来特に必要性が予想されるもの以外は、事件を家庭裁判所に送致する前に極力検察官の処分命令により、証拠品係事務官において本還付通知の手続をとり、捜査機関の押取をこの時点で解除し、仮還付中の証拠品がない状態で家庭裁判所に事件を送致する配慮が必要となる。

(5) 現品送付、別途送付で現実に証拠品を送付したり、庁外保管中の証拠品をそのまま送付した場合に、家庭裁判所が当該証拠品について押取の手続をとらなかったときは、検察官は裁判所未提出の証拠品の処分手続に準じて処分命令をする。

しかし、この場合、押取関係の書類が全て家庭裁判所に送致済みであるため、検察官は適切な処分命令をしたり、受還付人を特定することが困難となる。そこで、家庭裁判所は、検察官が証拠品を処

分する必要がある場合には、検察官に事件記録、関係書類を送付又は貸し出したり、あるいは必要事項を通知することになっているので(注3)、証拠品係事務官は家庭裁判所と密接な連絡を保ち、必要が生じた場合は、事件記録の送付等を家庭裁判所に請求しなければならない。

- (注1) 昭28. 3. 30(最) 家庭甲45号家庭局長回答(例規集1201ページ)  
 (注2) 昭34. 2. 27刑事3489号刑事局長通達(例規集1195ページ)  
 (注3) 昭34. 3. 10(最) 家三48号家庭局長・訟廷部長通達(例規集1197ページ)

## 第7節 事件終結前の処分

### 第1 事件終結前の還付・仮還付の促進(規程60)

証拠品の早期処理のため、検察官は、証拠品のある事件について、公訴を提起し又は上訴の申立てがあったときは、速やかに証拠品係事務官を指揮して、当該事件の証拠品で留置の必要がないものを還付又は仮還付するように努めなければならないこととされている。これは、刑事訴訟法所定の検察官の責務について、特に注意を喚起するため設けられた規定である。押収物に対する押収の効力は、通常は、当該事件の終結まで存続するものの、検察庁等における押収の継続は、押収物に対する被押収者の使用・収益・処分権を制限するなどその者の私法上の権利を制約するので、これを保護するため、証拠物又は没収すべき物として留置の必要がなくなった証拠品について、速やかに還付又は仮還付するように努めるのは当然のことであろう。

このため、各庁においては、自庁通達等により証拠品処分票や証拠品留置要否確認命令票等の様式を定め、公訴提起時及び上訴申立て時に検

察官に対し証拠品の留置の要否を検討してもらうようにして、事件終結前の証拠品の早期処分の促進を図っている。

なお、外国に居住する受還付人への還付手続は、外交ルートを通じて行うこととなり、相手国によっては、受還付人の所在調査や所有権放棄の意思の確認に相当期間を要し、長期間にわたり証拠品が未済状態となっている事例も見受けられるので、被疑者又は被告人に対する退去強制処分が予想される事件については、事件終結前における証拠品の処分について、特段の注意が必要である。

### 第2 事件終結前の還付・仮還付・被害者還付(規程61)

1 刑訴222条1項により準用される同法123条、124条による証拠品の還付、仮還付及び被害者還付については、事件終結後の還付の手続が準用されているが、仮還付の場合には、還付請書に代えて仮還付請書(様式39号)を徴することとしている。なお、これらの請書は、以後、公判において立証上必要とする場合等もあるので、事件記録に編りつすることとし、その保存期限も記録のそれに従って処理すべきであるとされている(注1, 注2, 注3)。

2 公判係属中の被告事件で、領置調書等書類のみ証拠書類として裁判所に提出し、証拠品は検察庁に保管しているものについて還付、仮還付又は換価処分等をする場合に、係属裁判所の同意又は了承を得る必要はないが、実務の取扱いとしては事前に書面をもって通知しておくことが望ましい(注4, 注5)。

- (注1) 昭28. 12. 28刑事35731号刑事局長通達(例規集969ページ)  
 (注2) 昭32検務実務家会同証拠品事務関係40問答(例規集1138ページ)  
 (注3) 昭32会計課長会同質疑330問答(例規集1138ページ)  
 (注4) 昭34検務実務家会同証拠品事務関係25問答(例規集1140ページ)

(注5) 昭40検務実務家会同証拠品事務関係2問答(例規集1139ページ)

### 第3 仮還付証拠品の処分(規程62)

- 1 仮還付した証拠品を処分する場合には、警察署等に保管中の証拠品を処分する場合の手續に準じて行う。すなわち、必要に応じて提出を求めて処分し、又は運搬に不便等の理由により提出することができないときは、そのまま自庁保管の証拠品を処分する場合の手續に準じて処分する。
- 2 仮還付した証拠品をそのまま還付する場合には、本還付通知書(様式40号)によりその旨を通知する。この場合には、証拠品係事務官が仮還付請書に本還付通知の年月日等を記入して、終局処分の手続を明らかにすることとされている。なお、領置票に記載された全ての証拠品について仮還付等の手續がとられたときは、領置票は、その後事件処分欄の記入を待つことなく、仮還付のままで既済となる(規程91Ⅱただし書)。
- 3 仮還付した証拠品のうちには、事件送致前に司法警察員が仮還付した分を含むことはもちろんである。なお、司法警察員が仮還付した分については、事件記録の総目録に記載することとされている(注)。

(注) 平12. 3. 30最高検企54号検事総長指示「司法警察職員捜査書類基本書式例」様式51号証拠品金品総目録注意書

### 第4 換価処分(規程63・64)

- 1 没収することができる押収物で滅失若しくは破損のおそれのあるもの又は保管に不便なものは、これを売却してその代価を保管することができるが(刑訴122条, 222条1項), この処分が換価処分といわれ

ているもので、証拠品の例外的保管方法(換価代金としての保管)の一つとされている。

換価処分の対象となる証拠品は、没収することのできる物に限られるが、必要的没収(刑法197条の5, 関税法118条I等)ばかりでなく、任意的没収(刑法19条等)の対象となる証拠品も含まれる。

換価処分の対象物は、滅失若しくは破損のおそれのあるもの又は保管に不便なものでなければならない。ここで「滅失」とは、その物自体の特性により物理的存在を失うことをいい、盗難によって物が失われる場合はこれに当たらない。「破損」とは、その物自体の特性により効用を滅殺することをいい、例えば、食品等が腐敗して食用に供することができなくなる場合である。また、「保管に不便」とは、刑訴法121条1項の保管委託の場合とは若干異なり、その物自体の属性からして社会通念上保管に不便であることを要し、単に、証拠品が多量又は長大物で自庁の倉庫に入れるのは不便であるということのみでは、「保管に不便」に該当しない。換価処分の場合は、没収の裁判が確定したわけでもないのに売却により証拠品の所有権を他に移転させ、被押収者の権利の追求を困難にすることになるので、保管委託の場合より「保管に不便」を厳格に解している。

換価処分の例としては、船舶、自動車、米・小豆等の穀類、清酒・ウイスキー等の酒類、食肉・鮮魚・野菜・果実等の生鮮食品、水産動植物、鳥獣、獣皮などがある。

なお、換価代金が消費税の対象とならないことについては、既に述べたとおりである(第1章, 第1, (注)(13ページ))。

- 2 換価処分する場合には、まず、検察官が、換価処分決定書(様式41号)を作成して証拠品係事務官に交付し、領置票の命令要旨欄にその旨の処分命令を記入させる。証拠品係事務官は、証拠品とともに没収

物等取扱者に送付し、そこで売却の手続が行われる。没収物等取扱者が、売却をしたときは、換価処分調書（様式42号）を作成して、これを売却代金とともに証拠品係事務官に送付する。そこで換価代金は、元の領置票によって新たに受入れの手続をして保管金提出・受入通知書を作成した上、この通知書とともに換価代金を歳入歳出外現金出納官吏に送付し、領置票に受領印を受ける。

- 3 売却の手続については、会計法以下国の財産の売却に関する規定の直接の適用はないが、公正を期する意味においてこれを準用することとしている。したがって、契約に際し、会計法の規定によって保証金（会計法29の9）を納めさせることはできない。しかしながら、相手方との契約によって納めさせることは何ら差し支えない。
- 4 検察官は、必要に応じて証拠品係事務官にも売却の手続をさせることができる。この場合の売却の手続については、没収物等取扱者の場合のそれに準ずることとされている。
- 5 換価処分により不動産又は船舶を売却した場合において、買受人から登記義務者が所有権登記に協力しない等の理由により登記の協力要請があったときは、売却手続の一環として、当該不動産の所在地又は当該船舶の船籍地を管轄する法務局長又は地方法務局長に対し、登記の原因及び登記の目的を明記した検察庁の長名義の嘱託書をもって所有権移転登記の嘱託をすることとされている。また、自動車売却した場合の登記名義の変更手続も、同様の観点から所轄陸運事務所の長に嘱託して行うことになる。
- 6 換価処分に際し、換価処分決定書や換価処分調書を作成するのは、没収物と異なり、いまだ所有権が国庫に帰属していない私人所有の証拠品の処分であるから、特に手続について慎重を期するという配慮によるものである。

- 7 換価処分をすべき場合に、腐敗のおそれがある換価処分が困難な場合には、一応換価処分決定書を作成した上、売却が困難と認められる事由を明らかにした換価処分不能調書を作成し、廃棄するもやむを得ないとされている。ただ、この場合には、写真撮影等証拠保全の措置に遺漏のないようにすべきことは当然である。

#### 第5 事件終結前の廃棄（規程65・66）

- 1 事件終結前に危険を生ずるおそれがある証拠品を廃棄する場合には、まず、検察官が廃棄処分決定書（様式43号）を作成してこれを明らかにする。  
「危険を生ずるおそれのある物」とは、例えば、ある種の爆発物のように、その保管上危険発生の蓋然性が極めて高度な物を指し、かつ、それに限られる。したがって、けん銃や刀剣類等はこれに該当しない。また、その証拠品の性質上、保管が困難であるというだけの理由では、もちろん廃棄の対象にならない。
- 2 廃棄処分の方法は、没収に係る無価物を廃棄する場合の手続に準じてすることとされており、証拠品係事務官が処分した場合には、廃棄処分調書（様式44号）を作成して手続を明らかにすることとしている。なお、廃棄処分について廃棄処分決定書及び廃棄処分調書を作成する趣旨は、換価処分の場合のそれと同じである（前記第4、6（124ページ））。
- 3 なお、危険を生ずるおそれのある物でなくても、留置の必要のない証拠品で、差出人である所有者が所有権を放棄し明らかに無価物と思料される物は、当該事件の立証上支障がなければ、事件終結前に廃棄処分をしても差し支えないとされている（注）。

(注) 昭51検務実務家会同証拠品事務関係4問答(例規集1068の2ページ)。

## 第6 事件終結前の処分の記載(規程67)

事件終結前に証拠品を処分した場合は、総目録及び差押調書又は領置調書にその旨を記入しなければならない。総目録への記入は、証拠品の処分を一覧する場合の便宜であり、差押調書又は領置調書への記入は、これらの調書は通常裁判所に提出されて確定記録に編綴される関係上、以後その確定記録によって証拠品を処分する場合の利便を図ったものである。

## 第5章 庁外保管の証拠品

### 第1 庁外保管の取扱手続

庁外保管の証拠品とは、当該事件の係属している検察庁以外の場所に保管中の証拠品のことで、警察署等に保管のまま事件の送致、送付又は引継ぎを受けたとき、証拠品について原庁等に保管のまま事件の移送を受けたとき、直接検察官が押収した後所有者その他の者に保管委託したとき等がこれに当たる。

庁外保管の証拠品については、庁外保管領置票(様式45号)を作成し、庁外保管領置票整理簿に必要事項を記入して、整理、把握する等特別の取扱手続が定められている。

また、規程102条1項1号により法務大臣の許可を得て、領置票に相当の表示をして庁外保管領置票の作成に代えることができることとされ

ているので、ほとんどの庁が、特別取扱いを実施して、領置票の当該証拠品の品名欄の左欄外等に「㊦」等と表示して、庁外保管領置票の作成を省略している。

### 1 証拠品警察署等保管・証拠品保管委託の送致等事件(規程68・71・74)

#### (1) 証拠品の受入れ(規程68・71)

警察署等から、証拠品を警察署等に保管又は所有者その他の者に保管委託のまま事件の送致、送付又は告発を受けたときは、まず、事件記録・証拠品送致票(甲)又は(乙)と総目録及び差押調書又は領置調書を対査して、庁外保管領置票を作成した上、送致票に押印してその乙片を切り取り、これを送致署に返還する。

この場合、保管委託中の証拠品については、保管請書の内容を調査した上、検察官の記名押印のある保管委託通知書(様式46号)を保管者に送付し、保管委託者の変更を通知する。

なお、保管請書の内容の調査に当たっては、以後の捜査や公訴の維持に支障を生じたり、権利者に不当な不利益を与えることのないよう、保管者及び保管条件等の適否について十分検討を加える必要がある。

#### (2) 証拠品の処分(規程74)

##### ア 警察署に対する処分囑託

㊦ 警察署等保管証拠品について、その保管署に処分の囑託をするときは、検察官において処分内容を決定した上、庁外保管領置票の命令要旨欄に、例えば「没収につき無価物廃棄方囑託」と記入して検察官の押印を受け、当該保管署の長に対し、証拠品処分囑託書を送付して行う。

この囑託は、後述の他庁の検察官に囑託する場合と異なり、

常に検察官の決定した処分内容を実行するための手続の囑託にすぎず、処分そのものの囑託ではないから、相当処分をされたいというような処分内容の決定自体についてまで囑託することはできない。

なお、規程では、警察署長等に換価処分又は売却処分の囑託を行うことができることとされているが、警察署等に保管中の証拠品について、換価処分又は売却処分の必要が生じた場合の実務の運用は、ほとんどの庁が、可能な限り保管者である警察署長等から証拠品の提出を求め、没収物等取扱者又は証拠品係事務官を出張させて直接処分することとしている。この運用は、証拠品を的確、適正に処分するためにも妥当であろう。

#### (4) 事件終結前の処分囑託

検察官が事件終結前に、警察署長等に対し、例えば、換価処分の囑託をするときは、換価処分決定書を作成送付する。換価処分した旨の回答（換価処分調書及び換価代金の送付）があったときは、領置票に新たに換価代金の符号を起し、保管金提出・受入通知書を作成して、規程9条によりこれを領置票及び換価代金とともに歳入歳出外現金出納官吏に送付する。警察署等から送付を受けた換価処分調書は、事件記録に編綴する。

#### (5) 事件終結後の処分囑託

事件終結後、例えば、検察官の廃棄処分の囑託に対し、警察署長等からその処分をした旨の回答があったときは、庁外保管領置票のてん末欄に「廃棄済」と記入して押印する。

また、売却処分の囑託に対し、売却した旨の回答があったと

きは、庁外保管領置票のてん末欄に「売却により別行に移記済」と記入し、命令要旨欄に「売却代金〇〇円歳入編入」と記入して検察官の押印を受ける。この場合、警察署長等からの売却した旨の回答書は、証拠品係事務官が保管するが、売却代金については、歳入編入の手続をする（規程74条Ⅱ）。

#### イ 警察署等から提出を求めて処分する場合

警察署等に保管中の証拠品の処分については、前述のとおり処分囑託の方法によることとされているが、検察官が自ら処分することを相当と認める場合、例えば、証拠品が貴金属品等のような高価な物であったり、わいせつ文書等であるときは、警察署等から証拠品の提出を求めて処分する。この処分をする場合には、庁外保管領置票の命令要旨欄に、例えば「没収につき提出請求」と記入し、検察官の押印を受け、証拠品が提出されたときは、その庁外保管領置票のてん末欄に「提出につき没収領置票に移記」と記入して整理し、新たに没収領置票を作成して受入れの手続をする。

提出を求めた証拠品が、運搬に不便である等のため提出させることができないときは、庁外保管領置票に検察官の決定した処分命令を記入して検察官の押印を受け、自庁に保管中の証拠品を処分する場合の手続に準じ、出張処分をする。この場合、没収物を売却する場合においては、没収物品等処分簿にも記載しなければならない。

#### ウ 告発欠如の税法等違反事件の証拠品の処分

(4) 検察官は、告発の欠如により事件を不起訴処分に付する場合には、保管庁である国税局等に対し没収該当物件について、その物に対する押収を解除する旨通知する。

なお、国税局等の通告庁や警察署が証拠品を保管している場合における領置票の処理要領は、次のとおりである。

a 国税局等通告庁の場合

庁外保管領置票の命令要旨欄に「平成〇〇年〇月〇日通告履行済につき押収解除通知」、てん末欄に「通知済（第〇丁）」と記入して処理する。

b 警察署保管の場合

庁外保管領置票の命令要旨欄に「平成〇〇年〇月〇日通告履行済につき〇〇〇〇に引継方囑託」、てん末欄には警察署長の回答書を得て「引継済」と記入して処理する。なお、警察署長の回答書には、引継受領書を添付させることになっている。

(イ) 国税局等で通告処分以外の処分（事件不成立，調査打ち切り，不問等）をした場合は，規程に基づいて通常の処分手続をすることになる。

エ 他の検察庁の管轄区域内の警察署等に保管中の証拠品を処分する場合には，一般には，当該検察庁の検察官に囑託してすることとされている。この場合，囑託を受けた検察庁において没収物を売却したときは，その売却代金を歳入編入する手続をとった後その旨の回答をする。

2 証拠品原庁等保管・証拠品保管委託の移送事件（規程69・71・75）

(1) 証拠品の受入れ（規程69・71）

他の検察庁から，証拠品を原庁又は警察署等に保管あるいは所有者その他の者に保管委託のまま事件の移送を受けたときは，まず，事件移送書，総目録及び差押調書又は領置調書を対査して，庁外保管領置票を作成した上，事件記録・証拠品受領書（甲）又は（乙）

を作成して移送庁に送付する。この場合，証拠品が保管委託してある場合には，保管請書の内容を調査した上，検察官の記名押印のある保管委託通知書を保管者に送付し，保管委託者の変更を通知する。

(2) 証拠品の処分（規程75）

原庁等保管（保管委託を含む。）の証拠品を処分する場合は，その保管場所を管轄する検察庁の検察官に証拠品処分囑託書を送付して処分の囑託をする。その場合庁外保管領置票の命令要旨欄に「〇〇〇方囑託」と記入して，検察官の押印を受ける。この場合，囑託検察官がその処分内容（例えば，歳入編入，廃棄，引継ぎ等）を決定した上，囑託するのが原則であるが，証拠品の現物を見なければ処分を決定することが困難なようなときは，その処分内容を決定せず相当処分の囑託をすることができる。なお，還付の囑託をする場合も，「受還付人が所有権を放棄したときは相当処分されたい」旨を付記して囑託することができる。

第2 証拠品の保管委託（規程70・71）

運搬又は保管に不便な押収物については，所有者その他の者にこれを保管させることができる（刑訴222 I，121 I）。これを保管委託という。

保管委託には，二つの場合がある。その一つは，警察や他庁から証拠品を保管委託したまま事件の送致又は移送があったときで，この場合，証拠品係事務官は，事件記録中の保管請書の内容を調査した上，保管委託者の変更を知らせるため，受託者に対し保管委託通知書を送付する（規程68 II，69 II）。次は，一旦受け入れて受領した証拠品を，その後の事情により保管委託するときで，この場合は，受託者から保管請書（様式47号）を徴する（規程70 II）。この保管委託通知書が送付されたとき，

又は保管請書を徴したときに、委託者である検察官と受託者との間に保管委託関係が成立する。この保管委託の法的性格は、公法上の一種の(押収物)寄託契約であると解されている。寄託契約とは、当事者の一方(受託者)が相手方(委託者)のために物を保管する契約で、民法657条ないし666条、商法593条ないし596条等でその法律関係を規定している。

## 1 保管委託における保管責任

### (1) 委託者の責任

保管委託は、実務上、押収者が直接保管するより所有者等に保管させた方が、証拠品の証拠価値・財産的価値の保全上適当と認められる場合に行われることが多い。そして保管委託をしても、押収の効力や委託者の管理責任には全く変更がない。委託者は、引き続き、善良な管理者の注意義務(以下「善管注意義務」という。)を負わなければならない(注)のであって、保管委託をしても、委託者は、自庁保管の場合と同様滅失等を防止するために十分注意しなければならない(特に無償委託の場合は、受託者が、後述するとおり「自己の財産に対するのと同じ注意義務」を負うにとどまり、委託者の「善管注意義務」との間にギャップを生ずるので、その必要が格別大である。)

- (注) a 「公務員が、公権力の行使によつて私人の物件を保管するに至つた場合、当該公務員は、その物件の保存をさらに第三者に委託したと否とを問わず、常に善良なる管理者の注意をもつて、当該物件を保管すべき義務がある。」(最(1小)判昭38. 1. 17訟務月報9・2・269)
- b 「他の者に保管を委託した場合であっても、当然その保管責任が解除されるべきものではなく、保管受託者の選択、保管の監督等を通じて依然自ら保管責任を負い受託者に責任を転嫁し得るものではない。」(東京地判昭39. 4. 28判時381・36, 東京高判昭40. 10. 26判時428・57)

c 「海上における船舶の保管については、まず第一に風波や不時の事故に備えて、沈没の危険を防止することに留意すべきであるにかかわらず、右の危険防止につき何らの知識経験なき者に漫然その保管を委託し、かつ台風の襲来に当たっても、適切な措置を講じなかつたものであって……善管注意を欠き、そのため沈没大破の結果を招いた。」(高松高判昭40. 11. 9訟務月報12・7・970)

そこで保管委託を行うに当たり、特に留意すべき事項を挙げると次のとおりである。

- ア まず、受託者の選定に当たっては、証拠価値・財産的価値の保全上、最も適当と認められる者を、慎重に検討して決定しなければならない。
- イ 次に、保管条件として保管料の要否、委託の期間等のほか、保管の方法や保管上の注意事項についても具体的事案に応じて適切にこれを決定し、受託者にその趣旨を十分徹底させる必要がある。
- ウ 保管委託をした後も、検察官は、証拠品係事務官をして、直接保管場所において保管状況を調査確認させ、保管委託証拠品の保管状況確認報告書(様式48号)によりその保管状況を把握し(規程72Ⅰ)、また、保管委託証拠品に関する照会書(様式49号)により、その保管状況を確認させる(規程72Ⅱ)等の措置を講ずることが必要である。
- エ その結果、受託者の保管状況が適当でないと認められるときは、受託者にその旨指摘して保管状況を厳格にしたり、場合によっては、当該保管委託を解除して、他の適任者に保管委託する等の措置を講じなければならない。
- (2) 受託者の責任
- 前述のように委託者と受託者との間には、一種の寄託契約が成立

するので、受託者は保管中の証拠品につき、

ア 無償委託の場合は、「自己の財産に対するのと同一の注意義務」を負う（民法659条）。ただし、この場合でも受託者が商人（商法4）であって、しかも当該証拠品につき保管委託を受けたことがその営業の範囲内に属すると認められるとき、例えば、銃砲店が火薬類や弾丸等の保管委託を無償で引き受けたような場合は、特に善管注意義務が要求される（商法593）。

イ 有償委託の場合は、善管注意義務がある（民法400）。

## 2 保管委託手続

庁外保管領置票に、品名、数量等必要事項を記入し（備考欄の保管委託の欄にも必要事項を記入）、所属課長等の押印を受ける。

この場合、領置票が作成されているときは、領置票の命令要旨欄に「何処、何某に保管委託」と記入して、検察官の押印を受けそのてん末欄に「移記済」と記入の上、押印する。

保管委託をしたときは、保管者から保管請書を徴して事件記録に編みつけるとともに、総目録及び差押調書又は領置調書にその旨を記入して明らかにする。

## 3 保管委託通知書等の送付

保管委託のまま事件の送致（送付）又は移送等を受けたり、裁判所から庁外保管没収物の引継ぎを受けたりしたとき、証拠品係事務官は、規程68条、69条の保管委託通知書を保管者に送付して通知する。なお、有償のときは、保管料支出事由発生・変更通知書（様式50号）を支出負担行為担当官に送付して通知する（規程73）。

## 第3 保管委託証拠品の確認（規程72）

保管委託証拠品については、前記のように、検察官は、証拠品係事務官を直接保管場所へ出張させて、保管状況等を調査確認させる（注）。この場合、証拠品係事務官は、保管委託証拠品の保管状況確認報告書により検察官にその結果を報告する。また、保管委託証拠品に関する照会書によりその保管状況を確認するとともに、領置票に調査結果を記入して、その経過を明らかにしておく必要がある。

保管委託中の証拠品は、一般に自庁保管の場合に比べて、証拠価値や財産的価値の保全の面で不十分となるおそれが多いので、これを防止するため確認をすべきこととされているのであるから、そのおそれが認められるときは、保管者、保管場所又は保管条件の変更等適切な措置を考慮しなければならない。

（注） 司法警察員等の所属する官署に保管している証拠品については、検察庁に保管している証拠品と異なり、その保管状況を直接管理できないのであるから、証拠品を司法警察員等の所属する官署に保管のまま事件の送致等を受けたとき及び証拠品を庁外保管のまま事件を他の検察庁の検察官に送致するときのみならず、それ以外の場合であっても、適宜証拠品係事務官をして直接保管場所において当該証拠品を確認させるなど、この種証拠品の適正な保管に留意する必要がある。また、他の検察庁に保管している証拠品についても、適宜な方法により、当該保管庁の証拠品係事務官にその保管状況を確認することが望ましい。

## 第4 保管料

保管料を要する場合の手続は次のとおりである。

### 1 支出負担行為担当官への通知（規程73）

保管委託の証拠品について、保管料を要するとき又は保管料の変更があったときは、予算措置が必要となるので保管料支出事由発生・変更通知書を支出負担行為担当官に送付して通知するとともに、庁外保

管領置票の備考欄にその旨を記入する。

## 2 保管料の支払

保管料の支払については、当該証拠品の押収責任者がこれに当たる。すなわち、事件が検察官に送致されるまでは警察署が負担すべきであり、送致後は検察庁において負担することとなる。さらに、これを裁判所に提出して、裁判所が押収した場合は、以後裁判所が負担すべきである。しかし、裁判確定後裁判所から検察官に返還された場合は、検察庁の負担となる（注）。

（注） 昭25. 3. 23検務6729号検務局長回答（例規集1025ページ）  
昭31検務実務家会同証拠品事務関係15問答（例規集1194ページ）

## 第5 保管委託証拠品の処分（規程76）

### 1 処分方法

所有者等に保管委託してある証拠品を処分する場合には、規程74条6項から9項までに規定する手続が準用される。すなわち、証拠品の提出を求めた上、これを受け入れて処分し（74VI, VII）、運搬に不便等のため証拠品を提出させることができないときは、そのまま処分し（74VIII）、あるいは、管轄検察庁に囑託して処分する（74IX）等である。

### 2 保管解除通知

(1) 保管委託してある証拠品を処分する場合は、まず原則として保管委託の関係を解除し、検察官の直接占有に移した上処分することになる。

このため、保管解除通知書（様式51号）を作成し、これを受託者

に送付する。この保管解除通知書は、その証拠品の提出請求書に相当するもので、これを受託者に送付し、証拠品の引渡しを受けることによって、その占有が検察官に移ることとなる。また、保管解除通知書には、受託者が引渡しをする日時、場所及び方法等も記入している。保管者にとっては、単に保管責任の解除を証するだけでなく、証拠品の受領書をも兼ねる重要な意味を有している。なお、保管者から受領書の請求があったときは、この通知書の裏面に証拠品を受領した旨記載し、これによって受領書に代えることも差し支えない。

- (2) 証拠品をそのまま保管者に還付する場合は、保管者に対し、証拠品還付通知書（丁）（様式52号）を送付して、返信用はがきによる還付請求書を徴することになっている。この場合には、他の検察庁に囑託する必要はなく、また、保管解除通知書を交付する必要もない。
- (3) 他の検察庁の検察官に保管委託証拠品の処分を囑託したときは、受託庁において保管解除通知書を作成交付する。この場合、実務上の取扱いとして同通知書の末尾に「〇〇検察庁検察官の囑託による」旨を付記する必要がある。
- (4) 保管料を要していた証拠品について、その保管を解除したときは、支出負担行為担当官にその旨の通知を要する。

なお、この保管料を要する証拠品の処分について、囑託を受けた場合で、同処分に関する回答が遅れるときは、取りあえず保管を解除した旨囑託庁へ通知する必要がある。これは、囑託庁が支出負担行為担当官に対し、早急に保管解除の事実を通知し、保管料の支出を停止しなければならないからである。

## 第6 裁判所外保管没収物の取扱い（規程77）

裁判所からその庁外に保管されている没収物（例えば、裁判所の押収に係る警察署等保管又は保管委託の没収物）について引継ぎがあった場合には、没収領置票を起こして、警察署等保管の証拠品の処分手続に準じて処分をする。この場合には、保管委託通知及び保管料支出事由発生通知に関する手続を要することとなるが、その手続の詳細については前述したとおりである。

#### 第7 移送被告事件等に係る原庁等保管証拠品の取扱い（規程78）

公判係属中の被告事件について移送又は併合の決定があり、それに伴って対応検察庁の検察官から証拠品を原庁又はその庁外に保管のまま裁判所未提出記録の送付があった場合には、規程5章に定める証拠品庁外保管のまま被疑事件の移送があった場合の取扱いに関する規定を準用することとしている。

## 第6章 共 助

#### 第1 嘱託に伴う領置票備考欄の記入等（規程79）

- 1 没収の執行及び証拠品の処分に関して嘱託する場合、例えば、没収物の売却方を嘱託するとき（規程36）には、領置票の命令要旨欄に「没収につき売却処分方嘱託」と記入するのであるが、いつ、どこの検察庁に嘱託したかは明らかではないので、備考欄に記入してこれを明らかにすることとしている。また、その嘱託に対して回答があった場合

も同様とされている。

なお、証拠品の処分の中には、広く還付をも含み、嘱託の中には、警察署の長等に対するものをも含む。

- 2 証拠品還付の嘱託に対して還付不能のため返還があった場合の受入手続における符号は、実務上の便宜から、元の符号を起こして受入れの手続をすることとされている。これは、仮還付した証拠品の提出に伴う再受入れの場合と同様に、最初の符号が既に供述調書等にも記載されている場合を考慮し、その同一性を分かりやすくする趣旨である。

#### 第2 還付の受託（規程80）

- 1 証拠品の還付の嘱託があった場合には、全て、証拠品共助事件簿（様式53号）に登載してこれを把握し、原則として、証拠品に関する嘱託受理通知書（様式54号）を送付してからその後の手続を進めることとされている。しかしながら、還付手続が遅滞なく行われる場合には、受理通知書の送付を要しない。この遅滞なく行われる場合とは、運用上、1週間以内に証拠品を処分又は還付することが予測できる場合とされている（注）。
- 2 還付嘱託を受けた証拠品については、原則として、領置票を作成して受け入れた後その手続をする。なお、換価代金の受入れについては、保管金提出・受入通知書の作成を要することはいうまでもない。この場合、領置票及び保管金提出・受入通知書の事件番号欄には、証拠品共助事件簿の進行番号を記入することが相当である。
- 3 証拠品を還付したとき又は換価代金を還付したときは、証拠品に関する嘱託回答書によりその旨を速やかに回答しなければならない。なお、この場合、還付請書は、受託庁において保管する。

- 4 受還付人が所有権を放棄した等の事由により還付することができないときは、その事由を付して速やかに返嘱することとされている。しかし、規程51条3項及び75条2項による処分の嘱託が併せてあった場合は、受託庁において、その証拠品の処分手続を終えた後、証拠品に関する嘱託回答書により回答することとなる。

(注) 昭34. 8. 25刑事17801号刑事局長通達 (例規集995ページ)

### 第3. 処分の受託 (規程81)

- 1 証拠品の処分嘱託があった場合は、証拠品共助事件簿に登載した上、証拠品の処分の手続を遅滞なく行う場合のほかは、証拠品に関する嘱託受理通知書を速やかに送付することとしている。
- 2 この場合には、領置票 (没収領置票及び庁外保管領置票を含む。以下この項において同じ。) を作成してその処分の手続をする。しかし、既に領置票が作成されている場合は、新たに作成することを要しない。
- 3 規程86条2項又は87条2項による嘱託があった場合において、没収物が裁判所に保管されているときは、裁判所から没収物の引渡しを受けて処分する。
- 4 共犯者の一部について移送している事件に関し没収の裁判のあった物が、他の共犯者の事件の証拠品として、裁判所に提出されている場合には、裁判所にその旨を通知し、裁判所から没収物の引渡しを受けた場合は、没収領置票を作成して処分の手続をする。

例えば、地方検察庁において、証拠品は、自庁の公判請求事件に必要なため自庁保管とし、その共犯者の一部を略式相当事件として区検察庁に移送した場合、略式命令による没収の裁判が確定すれば、区検

察庁から地方検察庁に対し、当然規程75条1項による没収物の処分嘱託があるわけであるが、この場合に、自庁の公判請求事件 (他の共犯者の事件) の証拠品としてその没収物が裁判所に提出されているときは、裁判所に対して、その証拠品が没収物であるから、もし当該事件について没収の裁判がない場合においても引き継がれたい趣旨のことを通知する必要がある。この通知の方法については、その性質上、即時受領し得る場合以外は、文書によることが相当であろう。なお、この場合の書式については、各庁の運用に委ねられている。裁判所から没収物の引渡しを受けた場合は、没収領置票を作成して処分手続をする。

なお、前記の地方検察庁の自庁の公判請求事件についても没収の裁判があつて確定したときは、当然規程28条の規定によりこれを受領し処分することとなる。したがって、この場合の処分は、前記の嘱託によるそれと競合してなし得るものと解されているから、その旨を回答すれば足り、あえてこれを区別し他の方について処分不能の手続をする必要はないものと考えられる。しかしながら、既に自庁において処分した後、他庁から処分の嘱託を受けた場合の事務処理としては、処分不能の事由を回答し、嘱託庁においては、その回答によって処分不能決定の処分を行うことが相当であろう。

- 5 処分受託庁における処分を終えた場合は、速やかに証拠品に関する嘱託回答書により回答し、証拠品共助事件簿を整理する。規程51条3項又は75条2項による処分の嘱託に対し、還付以外の処分を終えたときも同様である。嘱託に基づき証拠品を還付した場合の還付請書は、受託庁で、保管する。

処分済みの回答の時期は、嘱託内容に基づく処分手続を終えたときであつて、つまり領置票てん末欄の記入を終えたときである。例えば、

自庁保管の証拠品を自庁において処分した場合は証拠品係事務官が処分手続を終えた年月日、他庁に囑託した場合にはその回答書に記入された年月日を、いずれも領置票てん末欄に記入をしたときである。

なお、自庁保管の証拠品に対し、他庁から売却（歳入編入）の処分囑託を受けた場合の処分済みの回答は、「〇月〇日没収につき売却（歳入編入）通知済」とするのが相当である。

#### 第4 没収の執行の受託（規程82）

押収されていない物について没収の裁判があつて執行を要する場合、その物が自庁の管轄区域内にあるため、その裁判の執行の囑託があつた場合には、没収領置票を作成して、規程37条に定める手続に従つて執行の手続をすることとなる。なお、証拠品共助事件簿への登載、証拠品に関する囑託受理通知書の送付及び証拠品に関する囑託回答書による回答等については、還付の受託及び処分の受託の場合に準じてすることとされている。

## 第7章 上訴事件の特則

### 第1 上訴事件の証拠品の送付（規程83）

上訴事件について、地検又は区検から高検へ、あるいは高検から最高検へ、それぞれ裁判所未提出証拠品を送付する場合には、移送事件の証拠品の送付の場合の手続に準じて手続をする。

### 第2 上訴事件の証拠品の受領（規程84）

高検においては地検又は区検から、最高検においては高検から、それぞれ裁判所未提出証拠品の送付を受けたときは、警察署等から証拠品の送致があつた場合の受入れの手続に準じ、領置票を作成して受入れの手続をする。

### 第3 上訴事件の結果の通知（規程85）

1 没収の裁判があつた事件が上訴裁判所において確定したときは、その対応検察庁（高検又は最高検）の証拠品係事務官は、原審裁判所に対応する検察庁（地検・区検又は高検）の証拠品係事務官に対し、その旨を速やかに通知する。これは、事件の確定した上訴裁判所において没収の言渡しがあつた場合だけでなく、第一審又は控訴審において没収の言渡しがあつた事件が上訴裁判所において確定した場合をも含み、また、上訴裁判所における没収言渡しの有無を問わない。すなわち、(1)第一審において没収の言渡しがあつた事件が控訴審で確定した場合、(2)その事件が上告審で確定した場合、(3)第一審では没収の言渡しがなく控訴審で没収の言渡しがあつた事件が上告審で確定した場合等のいずれにおいても、没収の言渡しの有無にかかわらず、その裁判結果を通知する。

2 高等検察庁の証拠品係事務官が前記通知を受けた場合で、当該事件について既に第一審において没収の言渡しがなされているとき、すなわち、前項の(2)の場合には、更にその裁判所の対応検察庁（地検又は区検）の証拠品係事務官に対し、その上告審の裁判結果の通知を要する。これに対し、第一審において没収の言渡しが無い場合、すなわち、

前項の(3)の場合には、その通知の必要のないことはもちろんである。

3 上訴結果の通知の様式については、事件事務規程の様式197号により定められている(事件事務規程160, 166)。規程85条2項の場合には、最高検察庁からの通知書を第一審裁判所対応検察庁の検察官に送付して通知に代えることができることとされている(注)。

(注) 昭34. 3. 28刑事5466号刑事局長通達(例規集974ページ)

4 訴訟記録が原審裁判所から上訴裁判所に送付されないうちに、上訴の取下げによって原審の裁判が確定した場合には、上訴裁判所対応検察庁からの結果通知を要しないことはいうまでもない(刑訴472Ⅱただし書参照)。

5 没収の裁判のあった事件がそのまま上訴審で確定したときは、その対応検察庁の検察官が、自ら没収の裁判の執行又は没収物の処分をするか、あるいはこれを囑託することになるのであって、既に没収裁判処理簿に記載している原審対応検察庁においては、これを整理するため、上訴事件の結果通知を受ける必要があるわけである。すなわち、この上訴結果通知によって、原審において没収の裁判のあった事件が上訴審において確定し、当該没収の裁判の執行又は没収物の処分は、その対応検察庁の検察官の責任に移されたことが把握できるわけである。なお、この上訴結果通知は、原審において没収の裁判があった事件については、たとえ上訴審において没収の裁判がない場合も通知を要する。すなわち、第一審において裁判所未提出の証拠品について没収の裁判があって、これを把握しても、上訴審において破棄自判により没収の裁判がない場合には、原審の対応検察庁は、当該事件記録の送付を受けるまでは、その事実を知り得ないため、保管料を要している証拠品等で、速やかに処分を必要とする場合等にも支障がある。し

たがって、上訴結果通知を受けることによって、適正かつ迅速な事務処理ができるのである。

6 上訴結果通知に関連し、控訴事件の裁判所未提出証拠品の処分について、かつて、食糧管理法違反事件の証拠品である玄米について、第一審においては、没収の言渡しがあり(玄米は、裁判所において押収の手続をとらず、被告人の長男に保管委託させたままの状態)、被告人の控訴による高等裁判所の判決では原判決を破棄して、有罪の言渡しはしたが、没収の言渡しをしなかった事案があった。そして、この場合、この玄米の処分は、原審対応の検察庁の検察官においてなすべきか、また、控訴審対応の検察庁の検察官においてなすべきかについて種々議論があったが、結局、現行刑事訴訟法が控訴審を事後審に改めたことにより、原審対応の検察庁の検察官において処分すべきものであるとの結論に達した。すなわち、第一審において裁判所に提出されなかったいわゆる未提出証拠品(庁外保管証拠品を含む。以下同じ。)のある事件が上訴の申立てによって控訴審に係属した場合には、原審対応の検察庁の検察官においては、特に送付の必要があると認められる場合、あるいは、高等検察庁から送付を求められた場合を除き、一般的に未提出証拠品を高等検察庁に送付する必要はなく、また、当該証拠品については、控訴審において没収の裁判が確定し、その没収裁判の執行又は没収物の処分をなすべき場合を除いて、全て押収をしている原審対応の検察庁の検察官において差出人に還付する等しかるべく証拠品の処分をなすべきであると解されたわけである。したがって、今日、第一審において未提出の証拠品のある事件について上訴の申立てがあり控訴審に係属した場合には、特に高等検察庁に送付する必要があると認められる証拠品について、速やかに送付の手続をとり、これに反し明らかに送付する必要がないと認められる証拠品について

は、差出人に還付する等しかるべく処分し、その他の証拠品については、高等検察庁の検察官に連絡の上、遅滞なくその処分を行うことが必要である。

#### 第4 上訴裁判所対応検察庁の没収物の処分手続（規程86）

1 最高検察庁及び高等検察庁の検察官が、裁判所から下級裁判所又はその庁外に保管されている没収物について、書面で引継ぎを受けた場合には、没収領置票を作成して処分手続をすることとし、裁判所で押収していない、いわゆる裁判所未提出証拠品に係る没収物が、下級裁判所に対応する検察庁又はその庁外に保管されている場合も、同様に没収領置票を作成して処分手続をすることとしている。後者の場合には、裁判所から引継ぎのないことはいうまでもない。

最高裁判所において、没収物の引継ぎを行っていないので、実務上は、高等裁判所から高等検察庁へ引継ぎが行われている。したがって、この場合には、高等検察庁において処理することとなる。

2 没収物の処分嘱託を下級裁判所に対応する検察庁の検察官にする場合は、証拠品処分嘱託書によることとし、この場合の受託庁の取扱いについては、前記処分受託の項で述べたとおりである。

#### 第5 原審裁判所対応検察庁の没収物の処分手続（規程87）

1 原審裁判所に対応する検察庁（地検・区検又は高検）の検察官は、裁判所から上訴裁判所（高裁又は最高裁）に保管されている没収物について、書面で引継ぎを受けた場合には、没収領置票を作成して処分手続をする。

2 没収物の処分嘱託を上訴裁判所に対応する検察庁（高検又は最高検）の検察官にする場合には、証拠品処分嘱託書によることとしている。しかしながら、最高裁判所において証拠品を保管することはまれであろうから、最高検察庁の検察官に処分嘱託をすることは、事実上の問題としてはほとんどないであろう。

3 例えば、共犯甲・乙両名に係る被告事件について、第一審の地方裁判所において、裁判所が押収している証拠品について甲に対して没収の言渡しをし、甲のみは第一審で確定したが、乙が上訴したため、その審理の必要上、第一審で没収が言い渡された当該証拠品を高等裁判所に送付している場合において、乙に対する控訴審の裁判において没収の言渡しがなく確定したときは、これを保管している高等裁判所に対応する高等検察庁の検察官に対し、没収物の処分嘱託ができることとしている。この場合、上訴裁判所が同一所在地内にあるときは、もちろん嘱託する必要はなく、直接引継ぎを受けて処分して差し支えない。

4 証拠品処分嘱託書には、原審において没収の言渡しを受けた被告人の氏名のみを記入したのでは、受託庁の事務処理上円滑を欠くから、上訴事件名及び上訴被告人の氏名等をも明記する必要がある。また、受託庁において、この嘱託を受理した場合には、上訴裁判所が必ずしも没収物を義務的に引き継ぐとは限らないから、その旨を裁判所に通知して、積極的に事件終結後引渡しを受けるよう取り計らう必要がある。

#### 第6 上級庁に対する不服申立事件等の証拠品の取扱い

1. 不服申立事件における取扱い

地方検察庁又は区検察庁の検察官のした不起訴処分に対して、高等検察庁又は最高検察庁に不服申立てがあった場合で、不起訴処分に付した当該事件の証拠品を高等検察庁又は最高検察庁へ送付する必要があるときは、規程に直接の明文はないが、原庁の検察官が証拠品仮出し等の手続をとった上で送付し、適宜、上級庁の検察官との間で当該証拠品の授受関係を明らかにしておく。

## 2 検察審査会事件における取扱い

検察官の不起訴処分に対し検察審査会に審査の申立てがなされた場合、当該事件の証拠品でいまだ処分がなされていないものがあるときは、原則としてその処分を留保する。職権によるものを含め検察審査会において審査が開始された後は、当該証拠品の処分は、検察審査会における審査が終了するまで留保する。

審査の結果、不起訴処分が維持されたときは、当該証拠品を処分することとなるが、検察審査会において起訴議決がなされ裁判所により指定弁護士の指定がなされたときは、当該未処分証拠品又は新たに指定弁護士が押収した証拠品については、裁判が確定するまで保管することとなる。これらの証拠品については、原則として指定弁護士が保管責任を負うと解されるが、同時に、検察庁の長の所管に属する物品として検察庁において管理されるべきものでもあるので、原則として、検察庁において保管・管理されることが望ましいことから、その旨を指定弁護士に依頼し、保管に当たっては、規程3章の規定により証拠品係事務官が出納保管を行う。

指定弁護士が当該事件の証拠品を押収したときは、規程4条2項の規定に準じて証拠品係事務官が受領した上、5条以下の受入事務を行う。

なお、裁判確定後、裁判所に提出されなかった証拠品については、

指定弁護士から引継ぎを受けて検察官において処分することとなる(注)。

(注) 平21. 4. 28刑総622号刑事局長通達(例規集20の17の55ページ)

## 第8章 再審請求事件等の証拠品の保管の特則

### 第1 再審請求事件等の証拠品の保管の特則の意義

再審の請求があった場合又は再審の請求が予測される場合において、原判決に係る被告事件の証拠品がその後の再審の手続において必要となることも考えられるので、これにできる限り適切に対応し得るようにするため、検察官が保管している当該被告事件の証拠品で国庫に帰属したものが処分されていないときは、これを引き続き保管することとし、再審の請求に対する裁判又は再審開始後の再審の裁判の手続において、必要に応じて証拠として提出することができるようにしておくこととされている。このため、再審の請求があった場合又は再審の請求が予測される場合等における証拠品係事務官への通知手続に関する規定が事件事務規程、執行事務規程及び記録事務規程(昭和62年法務省刑総訓第1018号大臣訓令)に設けられている(事件事務規程147条2項及び3項、執行事務規程6条、記録事務規程8条4項)(注)。

(注) 平2. 3. 30刑総292号刑事局長通達(例規集78の2の21, 468の10, 1632の5ページ)

### 第2 再審請求事件の証拠品の保管等(規程88)

再審の請求があった場合には、事件事務規程147条2項前段又は3項の規定により、公判係事務官から証拠品係事務官に通知されることとなるので、この通知を受けた証拠品係事務官は、再審の請求がなされた原判決の被告事件の証拠品で没収の裁判、所有権放棄又は刑訴499条3項の規定により国庫に帰属し、いまだその処分をしていないものがある場合には、検察官の指示を受けて当該証拠品を再審請求事件の裁判が確定するまで保管することとなる。なお、この場合には、証拠品係事務官は、規程88条2項の規定により、領置票の備考欄に再審の請求があったことを記入することとなるが、その際には再審の請求の日、請求を受けた裁判所等を併せて記入する。

事件事務規程147条2項後段又は3項の規定により、公判係事務官から再審請求事件が終了した旨の通知があった場合において、その通知が再審請求を棄却する裁判が確定した旨の通知であるときは、保管に係る証拠品は、新たな再審の請求があったとき又は新たな再審の請求が予測される場合を除き、その保管を継続する事由がないこととなるので、通常の手続に従って処分することとなる。

なお、本条の規定により再審請求事件の証拠品を保管することとなった場合は、当該領置票は、以後の事務処理の便を考慮し、他の領置票と区別して保管することが望ましい。

### 第3 再審請求が予測される場合の証拠品の保管（規程89）

- 1 検察官は、被告人又は弁護人の言動等から再審の請求が行われることが予測されるとき、又は記録事務規程8条4項の規定による通知があったときは、当該再審の請求が行われることが予測される原判決に係る被告事件の証拠品を保管することとなるので、相当と認める保管

期間を定め、証拠品係事務官に指示して確実に保管させることとなる。また、その後、保管期間中に再審の請求は行われなかったが、なお、それが行われることが予測されるときには、更に相当と認める期間その保管期間を延長して証拠品の保管をすることとなる。なお、領置票の備考欄への保管する期間の記入は、単に「〇年間保管」と表示するのではなく、「再審の手続のため平成〇年〇月〇日まで保管」のように表示することが相当であるので、検察官は、証拠品係事務官に対して再審の手続のため保管を要する旨の指示をするときは、併せて暦上の特定の日をもってその保管終期を明示して行う。このことは、保管期間を延長する場合も同様である。

また、記録事務規程8条4項の規定による通知により保管することとなった証拠品については、領置票の備考欄にその旨を記入するほか、通知を受けた日及び通知のあった検察庁をも記入する。

- 2 再審の請求が行われることが予測されるため証拠品を保管することとしたが、記録事務規程8条4項の規定による通知がない場合には、再審の手続のための刑事確定訴訟記録の保存に遺漏のないようにするため、規程89条4項において、当該被告事件に係る刑事確定訴訟記録の保管検察官の所属する記録係事務官に対し、再審の請求が行われることが予測される旨を通知することとしている。この場合には、適宜な方法により通知することになるが、領置票の備考欄に通知の日及び通知先の検察庁を記入する。
- 3 なお、本条の規定により証拠品の保管中、当該被告事件について再審の請求があった場合には、以後は、規程88条により再審請求事件の証拠品として保管することとなるので、注意を要する。

### 第4 再審事件の証拠品の保管等（規程90）

規程88条により再審の請求があった場合に保管した証拠品について、当該再審請求事件につき再審開始の決定が確定した場合には、その後の再審の裁判が確定するまで引き続き保管することとなる。

再審開始の決定が確定した旨の通知は、事件事務規程147条2項後段又は3項の規定により、公判係事務官から証拠品係事務官に対して行われることとなる。

また、再審の裁判が確定した旨の通知は、執行事務規程6条により、執行係事務官から証拠品係事務官に対して行われることとなるので、この通知があったときは、保管に係る証拠品は、その保管を継続する事由がないこととなるので、通常の手続に従って処分することとなる。

## 第9章 書類の整理等

### 第1 領置票の整理保管（規程91）

1 証拠品の処分が終わったとき、すなわち、自庁において、裁判所提出、無価値廃棄、引継ぎ、還付又は移送等の手続が終わったとき、更に他庁の検察官又は警察署等に囑託してその庁において処分が終わったとき、又は領置票若しくは庁外保管領置票に移記の手続を終えたときは、領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。以下この章において同じ。）のてん末欄にその年月日及びその手続が終わった旨を記入し、証拠品係事務官が押印して整理する。ただし、国有財産事務分掌者、没収物等取扱者、歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏が処分の手続をする場合（没収物等取扱者が換価処分の手続をする場合

を除く。）、すなわち、有価物の売却、通貨の歳入編入、換価代金の歳入編入・同還付・同送付等の場合には、その処分命令をこれらの者に通知した年月日等を記入して整理する。

2 領置票の事件処分欄に、必要事項をその都度記入する。この取扱いによって未済事由の把握等も容易にできる。例えば、事件処分欄に起訴年月日が記入されている領置票記載の証拠品について換価処分を行う場合には、事前に書面で裁判所の了承を受ける必要のあること等が把握でき、また、裁判の言渡し及び上訴申立ての有無を知れば、未提出証拠品の処分の可否及び高等検察庁への送付の要否等も検討ができることとなって、円滑迅速な事務処理が期待できる。

なお、領置票に記載された全ての証拠品の処分が終わった後は、更に事件処分欄の記入をする実益もないので、そのまま既済として差し支えない。

3 既済になった領置票の整理方法は、まず処理年度ごとに大別した上、更にその種別すなわち、領置票・没収領置票・庁外保管領置票別に区分し、かつ作成年度ごとに分けた後、領置番号順に整理編てつして保管することとなる。したがって、処理年度が過ぎなければ、完全な整理編てつはできない。処理年度は歴年度による。

### 第2 領置票整理簿の整理（規程92）

領置票が既済になったとき、すなわち、領置票に記載された全ての証拠品の処分を終えたときは、領置票整理簿の処分終了年月日欄に処分終了の年月日を記入して整理する。

### 第3 領置票てん末欄の記入方式（規程93）

1 規程91条の規定により証拠品係事務官が行う領置票のてん末欄の記入は、おおむね規程別表第1に定める方式による。すなわち、別表第1は、「第1 自庁保管証拠品の場合」、「第2 庁外保管証拠品の場合」、「第3 没収物が押収されていない場合」に区分した上、更に条文ごとに細分して規定している。なお、これは規程上のものを一応定型化したものであるから、これにより賄えない場合には、適宜の要領で記入しても何ら差し支えない。

2 別表第1に規定する領置票てん末欄の年月日の記入については、次の取扱いによることが適当とされている。

(1) 自庁保管の証拠品の場合

ア 売却（規程29）・歳入編入（同31・32）・財務局長に引継ぎ（同33Ⅲ）・換価代金の還付（同48）・同還付嘱託（同51Ⅱ）・換価処分（同64）・事件移送に伴う換価代金の送付（同56）等の場合は、その通知した年月日

なお、換価代金の還付嘱託に対し還付済みの回答があった場合は、更にその還付した年月日及びその旨を、また、事件移送に伴う換価代金の送付に対し、事件記録・証拠品受領書の送付を受けた場合は、更にその受領書の日付による年月日及び送付済みの旨をそれぞれ記入する。

これは、到達主義を建前とする考え方から、回答書又は受領書の送付を受けなければ、領置票は既済として取り扱わない趣旨によるものである。

イ 引継ぎ（同33・100）・廃棄（同30）・還付（同47）・仮還付（同61）・被害者還付（同61）・換価処分（同64）・保管委託（同70）・没収物の交付（同43）等をした場合は、その年月日

ウ 送付して売却等の処分嘱託をした場合（同36）は、その回答書記載の処分年月日

エ 証拠品（換価代金を除く。）を還付等嘱託した場合（同51）又は事件移送に伴い送付した場合（同55）は、その還付請書及び回答書記載の処分年月日又は受領書の日付による年月日

オ 還付不能の場合（同47Ⅱ）は、公告のため別行に移記又は返嘱のため別行に受け入れた年月日

カ 還付公告の場合（同52）は、その手続をした年月日

キ 裁判所提出の場合は、押収目録（受領書）記載の年月日

(2) 庁外保管証拠品の場合

ア 証拠品処分嘱託書により処分嘱託した場合（同75Ⅰ）は、証拠品に関する嘱託回答書に基づき前記の例によりその処分済みの年月日

イ 売却の処分嘱託に対し売却代金の送付があった場合（同74Ⅲ）は、別行に移記した年月日及び売却代金の歳入編入の通知をした年月日

ウ 還付不能の場合（同74Ⅰ・47Ⅱ等）は、回答書に基づき別行に移記した年月日

エ 換価処分の嘱託に対し換価代金の送付を受けた場合（同74Ⅴ）は、領置票に換価代金を受け入れた年月日。なお、この場合には、必要に応じ、回答書により換価処分の年月日及びその旨を記入しておくことが望ましい。

オ 証拠品を庁外保管のまま事件を移送した場合（同54Ⅰ）は、その受領書の日付による年月日

(3) 没収物が押収されていない場合

ア 没収領置票の別行に受入れ又は移記をした場合（同37Ⅴ）は、

その年月日

イ 歳入編入（同31）・財務局長に引継ぎ（同33Ⅲ）の場合は、その通知年月日

ウ 公務所に偽造（変造）部分の没収通知をした場合（同41）は、回答書に記載された処分年月日

エ 没収執行不能等の場合（同42）は、その不能決定の年月日

#### 第4 没収物品等処分簿の整理（規程94）

没収物等取扱者は、没収、所有権放棄又は還付請求期間満了等の事由によって国庫に帰属した証拠品について売却したときは、没収物品等処分簿のてん末欄に「〇年〇月〇日売却済」と記入、押印して整理する。

#### 第5 関係書類の整理（規程95）

処分が終わっていない証拠品に係る各種囑託書及び照会書その他の書類は、領置番号ごとに取りまとめて保管する。この場合に、未済関係書類を領置票に添付して保管するか、あるいは別途保管するかについては、各庁の運用に委ねられている。

処分済みの証拠品関係書類は、領置票とは別に既済の各証拠品関係書類ごとに編てつして整理する。

既済の証拠品関係書類つづりの種別については、規程に定められていないので、庁の規模・証拠品の件数等に応じて、例えば、還付請書つづり・所有権放棄書つづりあるいは引継書つづり等と適宜区分して、整理することが相当である。

なお、既済の各種関係書類は、領置票と別に保管する関係上、後日の

調査等の便宜を考慮し、その種別及び整理番号（例えば、還付請書つづりの〇丁等）等を領置票のてん末欄に記載して、その所在を明らかにしておくことも一方法であろう。

#### 第6 証拠品事務に関する統計報告（規程96）

証拠品事務処理の適正な運営と事故防止対策に資するため、監督者において証拠品事務処理の実態を把握する必要があるため、証拠品、立会封金又は換価代金の処理担当者の職務として、証拠品事務に関する統計等の作成とその報告をすることとしている。すなわち、証拠品係事務官は、証拠品事務月表（様式56号）及び立会封金処理表（様式57号）を、歳入歳出外現金出納官吏は、換価代金処理表（様式58号）を、それぞれ作成して、翌月10日までにその所属の検察庁の長又は支部長に提出し、支部長又は区検察庁の長は、これを確認した上、検事長又は検事正に報告することとされている。

なお、この諸表の作成に当たっては、次の点に注意しなければならない。

- (1) 事件が中止処分に付されたものについては、未完了事件として計上すること。
- (2) 規程99条を適用する庁においては、庁別に区別しないで作成することができ（注）。

（注） 昭34. 3. 28刑事5466号刑事局長通達記七〇（例規集976ページ）

#### 第7 検査報告（規程97）

1 検事総長、検事長又は検事正は、毎年1回以上その指定する職員をしてその庁（高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の証拠品及びこれに関する帳簿その他の書類を検査させた上、その結果を報告させることとしている。毎年1回以上とは、必ずしも前回の検査後1年以内に次の検査を行う必要はないが、規定の趣旨からして1年を超えて長期にわたり検査が行われないことがないようにすべきであろう。

なお、検査の内容については、各庁の運用に委ねられている。

2 検査する職員の指定については、その性質に鑑み、その庁の証拠品係職員以外の者を選任すべきである。もっとも、支部又は区検察庁の証拠品事務の検査にいわゆる本庁の証拠品係が指定されることは何ら差し支えない。

3 従前、検事総長、検事長又は検事正が証拠品及び証拠品に関する帳簿その他の書類を検査させたときは、直接法務大臣に対して、調査結果を報告するものとされていたが、報告事務の省力化を図るため、証拠品事務規程の改正により、平成16年1月1日から当該検査報告は廃止された。

## 第10章 特別手続

### 第1 支部及び区検察庁における特別手続（規程98）

1 検事正は、地方検察庁支部及び区検察庁において特に必要があるときは、特別の取扱いによらせることができることとされている。そし

て、この場合においても、規程の趣旨を尊重するよう要請されている。

2 この特別手続の運用については、検務事務の能率的運営を図る見地から、積極的に活用を図ることが望まれている（注）。

（注） 昭34. 3. 28刑事5486号刑事局長通達記七（例規集976ページ）

### 第2 領置票等に関する特別取扱い（規程99）

1 地方検察庁（地方検察庁支部を含む。以下同じ。）とこれに併置された区検察庁との間において、証拠品のある事件が移送された場合には、移送を受けた庁において、その都度新しく領置票を起こす手続が行われていたのであるが、これは煩さであり、事務の能率上からも好ましくないので、事務処理上支障がないときは、このような場合に、領置票の全面的な書き替えを必要としないよう、最初から地方検察庁とこれに併置された区検察庁との領置票の進行番号を庁別に区別せず一本建てとして取り扱うことができるとし、両庁の間において移送の手続が行われた場合には、既に作成されている領置票に移送を受けた庁の新しい事件番号を記入することにより領置票の作成に代えることとしている。

2 「二以上の庁」とは、例えば、地方検察庁本庁又は同支部の場合においては、これに併置された区検察庁のみならず、その庁において事務処理が行われているそれ以外の区検察庁（いわゆる事務取扱方法変更庁をいう。以下同じ。）をも含み、また、いわゆる単独区検察庁の場合においては、その庁において事務処理が行われているその他の区検察庁を含む趣旨であり、「同一の職員により処理される」とは、これらの二以上の庁の事務処理が、一人の職員により併せて行われてい

る場合のほか、例えば、証拠品事務を数人の職員に分担して処理させている場合において、これらの職員が二以上の庁の事務を併せて行っているときをも含む趣旨である（注1）。

- 3 前記の両庁間において、証拠品のある事件が移送された場合、例えば、地方検察庁から区検察庁に移送されたときは、既に作成されている地検の領置票に新たに区検の事件番号を記入することとなるが、この場合、領置票の進行番号は変わらないが、領置票そのものは、従来の地方検察庁の領置票から区検察庁の領置票に性格が変わるのである。

なお、前記の移送の場合には、両庁間において事件記録・証拠品受領書の作成を要しないことはいうまでもない。

証拠品の一部移送の場合には、上記の両庁間においても新たに領置票の作成を要することとされている（注2）。

- 4 このように両庁間において領置票の一本化の取扱いが行われた場合には、規程96条に定める証拠品事務月表等の諸表の作成についても、また、特別司法警察職員等が使用する送致票の取扱いについても、庁別に区分しないことができることとされている。

（注1） 昭44. 3. 15刑事（総）217号刑事局長通達（例規集1004の8ページ）

（注2） 昭34. 3. 28刑事5466号刑事局長通達記七〇（例規集976ページ）

### 第3 国庫帰属証拠品の引継処分（規程100）

- 1 国庫に帰属した証拠品を他の検察庁の検察官に送付して処分の囑託をするときは、原則として、規程36条に規定する処分囑託の手続により処理すべきであるが、各庁に特殊な事情のある場合を考慮して、刀剣類、わいせつ物件その他特殊物件等の処分の簡易化を図るため、検

事正が、支部及び管内区検察庁において処分し難いと認めるもの又は処分させることが相当でないと認めるものなどで、その裁量により指定したものに限り、支部はいわゆる本庁に、管内区検察庁は本庁又はその区検察庁所在地を管轄する支部に対し、それぞれ引継書により引継ぎをして領置票を既済とすることができることとされている。

当該証拠品が他の検察庁の検察官から処分の囑託を受けたものであるときは、その証拠品処分囑託書を引継書に添付して引き継ぎ、囑託した検察官にはその旨を通知することとしている。

- 2 引継ぎを受けた本庁及び支部においては、証拠品係事務官において、新たに領置票（没収領置票・庁外保管領置票を含む。）を作成し、以後、自庁保管の証拠品を処分する場合の取扱いに準じて、その手続を進めるわけである。当該証拠品が他の検察庁の検察官から処分の囑託を受けたもので、その処分を終えたときは、証拠品に関する囑託回答書によりその旨を回答することとしている。

なお、この引継手続は、囑託の簡易手続ともいべきものであって、刑訴496条の定める検察官の処分に当たるものでないことはいうまでもない。

### 第4 特別手続の報告（規程101）

検事正は、規程98条から100条までに定める特別手続の措置を採った場合は、法務大臣に対し、その取扱手続について報告するとともに、検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

なお、この法務大臣への報告は、刑事関係報告規程（昭和62年法務省刑総訓秘第28号大臣訓令）第5条別冊第4事務報告一覧表2による報告と併せて行うことができることとされている（注）。

(注) 昭34. 3. 28刑事5466号刑事局長通達記七四(例規集977ページ)(通達中の事務報告一覧表3は現在の同一覧表2に相当。)

#### 第5 地方検察庁における特別取扱い等(規程102・105)

- 1 検事正は、証拠品関係事務の能率化の見地から、地方検察庁(支部を除く。)において、庁の規模、証拠品事務に従事する職員の数・その事務量等、その庁の実情に応じ、事務に支障のないときは、あらかじめ法務大臣の許可を得て次に掲げる特別の取扱いをさせることができることとされている。
  - (1) 領置票に相当の表示をして没収領置票及び庁外保管領置票の作成に代えること。
  - (2) 領置票、没収領置票及び庁外保管領置票につき、特別の様式を使用すること。
  - (3) 没収裁判処理簿の作成を省略すること。
  - (4) 没収物品等処分簿につき特別の様式を使用すること。
- 2 これらの特別の取扱いを実施したときは、法務大臣に報告するとともに、検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。
- 3 東京地方検察庁及び東京区検察庁並びに大阪地方検察庁及び大阪区検察庁においては、いずれもその取り扱う証拠品の数が膨大である等の特殊事情から、証拠品の保管に関する事務について、規程を全面的に実施することが困難であると認められるところから、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをすることができることとされている。この特別取扱いを実施したときは、法務大臣に報告するとともに、検事総長

及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

#### 第6 高等検察庁における特別取扱い(規程103)

- 1 検事長は、高等検察庁において事務処理上支障がないときは、法務大臣の許可を得て規程102条1項に掲げる特別の取扱いをさせることができる。
- 2 この特別の取扱いを実施したときは、法務大臣に報告するとともに、検事総長に同文の報告をしなければならない。

#### 第7 電子計算機により処理する場合における特別取扱い(規程104)

- 1 検事総長、検事長又は検事正は、その庁(高等検察庁にあつては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあつては、地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁をいう。)の証拠品事務の処理に当たって電子計算機(パーソナルコンピュータ等)を使用する場合において、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。

本条は、パーソナルコンピュータ等の普及に伴って、各庁においてもこれらを活用した各種の事務の合理化が図られることとなった実情を踏まえ、証拠品事務の分野においても、これらを活用した合理的な事務処理を可能とする観点から、平成12年3月30日付け法務省刑総訓第433号法務大臣訓令により規程の一部が改正された際、新設されたものである。

したがって、本条による特別の取扱いとしては、様式変更に限られるものでなく、例えば、複数の帳簿を一つの帳簿で把握できるように

すること、帳簿や帳票により把握すべき事項をパーソナルコンピュータ等で把握することができるようにすることなどが考えられる。

- 2 この特別の取扱いを実施したときは、法務大臣に報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

## 第8 適用除外（規程106）

規程4条3項後段、69条1項後段（他庁から証拠品を原庁又は警察署等に保管のまま事件の移送があった場合）及び同条2項後段（他庁から証拠品を保管委託のまま事件の移送があった場合）の規定、つまり、他庁の検察官から送致された証拠品を受領した場合に、事件記録・証拠品受領書を送付する規定は、地方検察庁及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の証拠品事務が同一の職員により処理されている庁間における事件の移送については、適用されない。

## 事項索引

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 〔ア〕                | 107        |
| アジアアロワナ（熱帯魚）       | 67         |
| あへん                | 57         |
| 〔イ〕                |            |
| 一括押印               | 20         |
| 遺失物法               | 95         |
| 移送事件の自庁保管証拠品の取扱い   | 115        |
| 委託者の責任             | 132        |
| 一般証拠品              | 11, 12     |
| インドホシガメ            | 48, 67     |
| 〔ウ〕                |            |
| 受入                 |            |
| - 事務               | 1          |
| - 取扱者              | 20         |
| 受入れ                |            |
| - から処分に至るまでの事務     | 13         |
| - をなすべき場合          | 15         |
| 家庭裁判所からの           | 15         |
| 仮還付証拠品の            | 25         |
| 裁判所からの             | 15         |
| 自庁の検察官等からの         | 15         |
| 司法警察員等からの          | 15         |
| 証拠品の               | 15         |
| 他の検察庁の検察官からの       | 15         |
| 追送証拠品の             | 24         |
| 〔エ〕                |            |
| 営業に関する重要な資料        | 83         |
| 〔オ〕                |            |
| 押収                 | 13         |
| - された物             | 1, 11      |
| 押収物                |            |
| - 還付公告（甲）（様式36号）   |            |
| - 還付公告（乙）（様式36号の2） | 107        |
| - たる通貨             | 12, 22, 29 |
| - を受け入れるとき         | 16         |
| 〔力〕                |            |
| 買受書                | 17         |
| 外国                 |            |
| - 政府所有に属する拳銃       | 60         |
| - 政府発行に係る旅券        | 69         |
| - に居住する受還付人        | 121        |
| 書留郵便               | 98, 99     |
| - 受領証              | 99         |
| 覚醒剤                | 13         |
| - 及び覚醒剤原料の廃棄       | 61         |
| 合併後の法人に対する没収の執行    | 74         |
| 家庭裁判所からの受入れ        | 15         |
| 家庭裁判所送致事件の証拠品      |            |
| - の送付              | 113        |
| - の処分              | 117        |
| 株券                 | 50, 58, 93 |
| - の電子化             | 50         |
| かもしかの毛皮            | 67         |
| 火薬類の廃棄             | 52         |
| 仮還付                |            |
| - 請書（様式39号）        | 121        |
| - 証拠品提出書（様式8号）     | 25         |
| - 証拠品の受入れ          | 25         |
| - 証拠品の処分           | 122        |
| 仮出し                | 40         |
| 換価処分               | 122        |
| - 決定書（様式41号）       | 123        |
| - 書                | 17         |

166 事項索引

- 調書 (様式42号) ..... 124
- の対象となる証拠品 ..... 123
- 換価代金 ..... 1, 11
- 預入証明書 (様式13号) ..... 43
- 処理表 (様式58号) ..... 157
- の還付 ..... 96
- の出納保管 ..... 29
- の保管替受入通知 ..... 23
- 関係書類等の調査 ..... 36
- 関係書類の整理 ..... 156
- 鑑定等のため減量・変質等を生じた場合 ..... 26, 41
- 還付 ..... 86
- 請求 (様式第29号) ..... 87
- 公告 ..... 103
- 差出人 ..... 88
- の囑託 ..... 101
- 被害者 ..... 90
- 官報公告 ..... 104, 107
- 〔キ〕
- 危険を生ずるおそれのある物 ..... 125
- 記章 ..... 56
- 希少野生動物植物種 ..... 47, 68
- 偽造
- 偽変造自動車運転免許証 ..... 67
- 通貨 ..... 56, 67
- ・変造の没収部分の表示 ..... 76
- ・変造部分没収通知 (様式24号) ..... 77
- 寄託契約 ..... 132
- 給付資金 ..... 64
- 協議返還 ..... 94
- 強制執行手続依頼書 (様式22号) ..... 72
- 禁制品 ..... 96
- 〔ク〕
- 空気銃 ..... 62
- 勲章 ..... 56
- 〔ケ〕

- 警察署に対する処分囑託 ..... 127
- 警察署等から提出を求めて処分する場合 ..... 129
- 刑事参考品 ..... 58
- 刑事参考品調査表 (様式18号) ..... 57
- 掲示公告 ..... 104
- 刑事施設等 (の長) ..... 84
- 掲示場 ..... 103, 106
- 契約担当官 ..... 2, 48
- けし ..... 57
- けしがら ..... 57
- 検察官 ..... 2
- 検察官の責務 ..... 120
- 検察庁保管の没収物 ..... 70
- 検査報告 ..... 157
- 拳銃 ..... 30, 60
- 〔コ〕
- 向精神薬 ..... 57
- 高等検察庁における特別取扱い ..... 163
- 小切手 ..... 93
- 国際刑事裁判所 ..... 65
- 国有財産事務分掌者 ..... 2, 58
- 極楽鳥の剥製 ..... 67
- 国庫帰属証拠品の引継処分 ..... 160
- 〔サ〕
- 債券 ..... 28
- 財産刑等の執行 ..... 9
- 財産的価値の保全 ..... 27
- 再審
- 事件の証拠品の保管等 ..... 151
- 請求が予測される場合の証拠品の保管 ..... 150
- 請求事件等の証拠品の保管の特則の意義 ..... 149
- 請求事件の証拠品の保管等 ..... 149
- 歳入歳出外現金出納官吏 ..... 2, 29
- 歳入歳出外現金出納官吏の受領手続

- 及び保管替受入手続 ..... 33
- 歳入徴収官 ..... 3
- 裁判執行関係事項照会書 (様式23号の2) ..... 75
- 裁判所からの受入れ ..... 15
- 裁判の執行 ..... 9
- 債務名義 ..... 72
- 〔シ〕
- 事件移送通知書 (様式37号) ..... 113
- 事件記録・証拠品受領書 ..... 18
- 事件記録・証拠品送致票 ..... 17
- 事件終了後の処分事務 ..... 2
- 事件終了前
- の還付・仮還付の促進 ..... 120
- の還付・仮還付・被害者還付 ..... 121
- の処分事務 ..... 2
- の廃棄 ..... 125
- 自己の財産に対するのと同一の注意義務 ..... 132
- 執行協力 ..... 65
- 持参還付 ..... 99
- 自庁の検察官等からの受入れ ..... 15
- 自庁保管証拠品 ..... 13
- 自動車運転免許証 ..... 67
- 自動車検査証 ..... 67
- 自動車登録番号標 (ナンバープレート) ..... 67
- 支部及び区検察庁における特別手続 ..... 158
- 司法警察員等からの受入れ ..... 15
- 社債券 ..... 58
- 受益証券 ..... 58
- 受託者の責任 ..... 133
- 収入印紙 ..... 60
- 収入官吏 ..... 3
- 銃砲刀剣類 ..... 62
- 受還付人 ..... 87
- 受領拒否 ..... 102

- 商業帳簿 ..... 83
- 証拠価値の保全 ..... 27
- 証拠品 ..... 1, 11
- 係事務官 ..... 2
- 仮出票 (様式10号) ..... 40
- 還付通知書 (甲) (様式30号) ..... 97
- 還付通知書 (乙) (様式31号) ..... 97
- 還付通知書 (丁) (様式52号) ..... 137
- 共助事件簿 (様式53号) ..... 139
- 事務月表 (様式56号) ..... 157
- 事務に関する統計報告 ..... 157
- 事務の取扱機関 ..... 2
- 事務の特質 ..... 13
- 処分囑託書 (様式19号) ..... 71
- 送付書 (様式32号) ..... 97
- 送付通知書 (様式34号) ..... 99
- 提出証明書 (様式12号) ..... 43
- と物品管理法との関係 ..... 31
- に関する囑託受理通知書 (様式54号) ..... 139
- の受入れ ..... 15
- の還付の方法 ..... 96
- の送付還付に関する照会書 (様式33号) ..... 99
- の保管委託 ..... 131
- の保管場所 ..... 30
- 袋 (様式5号の1から3まで) ..... 22
- を還付すべき場合 ..... 86
- を処分すべき場合 ..... 35
- を取り扱う者の心構え ..... 13
- 証拠物 ..... 1
- 所属課長等 ..... 12
- 処分事務 ..... 1
- 所有権放棄
- 書 (様式26号) ..... 82

- 審徴収嘱託書 (様式28号) ...84
- 書を徴するとき ...82
- に関する照会書 (様式27号) 84
- の証拠品の処分 ...85
- 新株予約権証券 ...58
- 信託 ...58
- 診療録 ...83
- [ス]
- スベンスー銃 ...69
- [セ]
- 船舶 ...58
- 善良な管理者の注意義務  
(善管注意義務) ... 14, 132
- [ソ]
- 相続財産に対する没収の執行 ...73
- 送付還付 ...98
- 贓物 ...91
- [タ]
- 大麻 ...57
- 宅配便 ...98
- 立会封金 (扱い) ...11, 22, 29
- 開封証明書 (様式11号) ...42
- 処理表 (様式57号) ... 157
- 開封の証明 ...41
- 他の検察庁の検察官からの受入れ  
...15
- [チ]
- 地方検察庁における特別取扱い等 ...162
- 地方債証券 ... 58
- 中止事件の証拠品 ... 116
- 庁外保管 (の) 証拠品 ... 13, 126
- 庁外保管領置票 (様式45号) ... 126
- 庁用組入れ ...68
- [ツ]
- 追送証拠品の受入れ ...24
- [テ]
- 手形 ...93
- 適用除外 ... 164
- 電子計算機により処理する場合

- における特別取扱い ... 163
- [ト]
- 特殊証拠品 ...30
- 保管簿 (様式第9号) ...32
- 特定物の引継ぎ等 ...56
- 特別処分
- 没収物の ...67
- 特別手続
- 支部及び区検察庁における ... 158
- 特別取扱い
- 高等検察庁における ... 163
- 地方検察庁における ... 162
- 電子計算機により処理する場合  
における ... 163
- 領置票等に関する ... 159
- [ニ]
- 二重押収 ...25
- 荷札 (様式4号の1) ... 22
- [ハ]
- 廃棄
- 処分決定書 (様式43号) ... 125
- 処分書 ...17
- 処分調書 ...61
- 処分調書 (様式44号) ... 125
- 処分報告書 ...61
- 又は破壊の方法 ...51
- 覚醒剤及び覚醒剤原料の  
- 方法 ...61
- 事件終結前の ... 125
- 売却 (の) 処分 ... 2, 47
- 配達証明書 ... 100
- 犯罪被害財産 ...64
- 支給手続 ...64
- [ヒ]
- 被害回復給付金
- (の) 支給手続 ...64
- 被害者
- 還付 ...90

- 等 ...54
- に還付すべき理由 ...93
- のプライバシーに関わる  
証拠品 ...53
- 引継ぎ ...56
- 引継書 (様式17号) ...56
- [フ]
- 封筒 (窓付き封筒) (様式6号)  
...12, 22
- 不動産 ...58
- 不能決定処分 ...79
- 不服申立事件 ... 147
- 部分没収 ...76
- [ヘ]
- 変装銃砲刀剣類 ...64
- 変造
- 自動車運転免許証 ...67
- の没収部分の表示 ...76
- [ホ]
- 法務大臣
- の許可 ...45, 126, 162
- の認可 ...61, 62
- 保管委託 ...131
- 証拠品に関する照会書 (様式49号) ...133
- 証拠品の確認 ...134
- 証拠品の処分 ...136
- 証拠品の保管状況確認報告書 (様式48号) ...133
- 手続 ...134
- 通知書 (様式46号) ...127
- を解除 ...133, 136
- の法律的性格 ...132
- 保管請書 (様式47号) ...127
- 保管解除通知書 (様式51号) ...136
- 保管替 ... 23
- 保管金提出・受入通知書 (様式7号) ... 22
- 保管事務 ... 1, 27

- 保管に不便 ... 122
- 保管料支出事由発生・変更通知書 (様式50号) ... 134
- 没収
- 換価代金の処分 ...55
- 裁判の把握 ...44
- 執行嘱託書 (様式23号) ...75
- 執行不能決定書 (様式25号) 79
- 執行命令書 (様式21号) ...72
- すべき物 ...11
- の執行 ... 9, 71
- 裁判処理簿 (様式14号) ...44
- 無価物の処分 ...51
- 有価物の処分 ...47
- 領置票 (様式15) ...19, 45
- 部分 ...76
- 没収物
- 提出命令書 (様式20号) ...71
- である通貨の処分 ...54
- 等取扱者 ... 2, 14
- の交付 ...80
- の受領 ...45
- の処分 (権) ... 9, 49
- の処分嘱託 ...70
- の特別処分 ...67
- 引継書 ...45
- 品等処分簿 (様式16号) ...48
- 品等処分簿の整理 ... 156
- 本還付通知書 (様式40号) ... 122
- 銃銃 ...88
- [マ]
- 窓付き封筒 ...12
- 麻薬 ...13, 30, 57
- [ム]
- 無記名債権 ...50
- 無価物の処分 ...56
- [メ]
- 命令要旨の記入方式 ...39
- 滅失若しくは破損のおそれ ... 122

## 170 事項索引

|                |         |
|----------------|---------|
| [エ]            |         |
| 有価証券           | 49      |
| 有価物の処分         | 56      |
| 郵送還付           | 98      |
| 郵便切手類          | 60      |
| [ラ]            |         |
| ラス・ヴェガス        | 84      |
| [リ]            |         |
| 猟銃             | 62      |
| 領置替            | 25      |
| 領置番号           | 21      |
| 領置票            |         |
| - (様式2号)       | 15, 19  |
| - 整理簿 (様式3号)   | 21      |
| - 整理簿の整理       | 153     |
| - てん末欄の記入方式    | 153     |
| - 等に関する特別取扱い   | 159     |
| - の整理保管        | 152     |
| - 庁外保管 (様式45号) |         |
| .....          | 19, 126 |
| - 没収 (様式15号)   | 19, 45  |
| - 旅券           | 67      |
| [レ]            |         |
| レッテル           |         |
| (様式4号の2及び3)    | 22      |
| [ロ]            |         |
| ロンドン条約96年議定書   | 52      |
| [ワ]            |         |
| ワシントン条約        | 47      |

## 判例索引

|   |     |
|---|-----|
| 大判大4. 6. 24大審院刑事判決録21・886                       | 91  |
| 大判大12. 4. 14大審院刑事判例集2・4・336                     | 91  |
| 大判昭8. 12. 7大審院刑事判例集12・23・2237                   | 93  |
| 最(2小)判昭24. 5. 28刑事裁判集10・505                     | 86  |
| 最(1小)決昭25. 10. 26刑集4・10・2170                    | 1   |
| 最(3小)決昭29. 3. 23刑集8・3・318                       | 73  |
| 最(1小)決昭31. 11. 1刑集10・11・1525                    | 78  |
| 最(1小)判昭38. 1. 17訟務月報9・2・269                     | 132 |
| 最(1小)決昭43. 2. 29最高裁判所刑事裁判例拾遺<br>(自昭40年至昭47年)142 | 83  |
| 最(1小)決昭54. 12. 12判時954・120                      | 85  |
| 最(3小)決平2. 4. 20刑集44・3・283                       | 88  |
| 東京高判昭40. 10. 26判時428・57                         | 132 |
| 高松高判昭40. 11. 9訟務月報12・7・970                      | 133 |
| 東京高判昭41. 4. 27判時449・51                          | 92  |
| 東京地判昭30. 11. 30下民集6・11・2540                     | 73  |
| 名古屋地判昭32. 5. 27判時119・27                         | 91  |
| 東京地判昭39. 4. 28判時381・36                          | 132 |
| 東京地決昭42. 6. 8判時490・79                           | 94  |
| 東京地判昭45. 11. 24判時634・56                         | 94  |
| 東京地判平5. 1. 29判時1444・41                          | 84  |

## 通達等索引

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 通 達  |                         |
| 昭25. 3. 23検務6729号検務局長回答 (例規集1025ページ)                     | 136                     |
| 昭26. 12. 25検務48004号検務局長通達 (例規集1069ページ)                   | 57                      |
| 昭28. 3. 30 (最) 家庭甲45号家庭局長回答 (例規集1201ページ)                 | 120                     |
| 昭28. 12. 28刑事35731号刑事局長通達 (例規集969ページ)                    | 121                     |
| 昭30. 8. 12刑事局総務課長内簡回答 (例規集1082ページ)                       | 60                      |
| 昭31. 12. 6 刑事26045号刑事局長通達 (例規集1012ページ)                   | 32                      |
| 昭32. 5. 24刑事8995号刑事局長, 経理部長通達 (例規集1012ページ)               | 32                      |
| 昭34. 2. 27刑事3489号刑事局長通達 (例規集1195ページ)                     | 120                     |
| 昭34. 3. 10 (最) 家三48号家庭局長・訟廷部長通達<br>(例規集1197ページ)          | 120                     |
| 昭34. 3. 28刑事5466号刑事局長通達<br>(例規集974ページ)                   | 144, 157, 159, 160, 162 |
| 昭34. 8. 25刑事17801号刑事局長通達 (例規集995ページ)                     | 140                     |
| 昭35. 1. 28刑事60号刑事局長通達 (例規集1075ページ)                       | 59                      |
| 昭35. 10. 29刑事901号刑事局長回答 (例規集1112ページ)                     | 69                      |
| 昭36. 11. 17刑事 (総) 983号刑事局長通達 (例規集1062ページ)                | 79                      |
| 昭36. 12. 20刑事 (総) 1095号刑事局長通達 (例規集1001ページ)               | 100                     |
| 昭39. 10. 22刑事 (総) 736号刑事局長通達 (例規集1149ページ)                | 112                     |
| 昭40. 6. 15刑事 (総) 458号刑事局長通達 (例規集1060ページ)                 | 59                      |
| 昭44. 3. 15刑事 (総) 217号刑事局長通達 (例規集1004の8ページ)               | 160                     |
| 昭49. 12. 4 刑総689号刑事局長通達 (例規集1114の2ページ)                   | 69                      |
| 昭50. 7. 16刑総401号総務課長通達 (例規集1083ページ)                      | 60                      |
| 昭51. 12. 10刑総733号刑事局長通達 (例規集1114の3ページ)                   | 69                      |
| 昭57. 4. 15刑総346号刑事局長通達 (例規集1004の14ページ)                   | 97                      |
| 昭57. 12. 27刑総962号刑事局総務課長通知<br>(例規集未登載, 検察月報339号117ページ)   | 33                      |
| 昭58. 12. 9 会1085号会計課長通達 (例規集1113ページ)                     | 70                      |
| 平2. 3. 30刑総291号刑事局長通達 (例規集1004の18ページ)                    | 31                      |
| 平2. 3. 30刑総292号刑事局長通達<br>(例規集78の2の21, 468の10, 1632の5ページ) | 149                     |
| 平2. 8. 23刑総651号刑事局長通達 (例規集1004の23ページ)                    | 31                      |
| 平7. 4. 28最高裁総三24号事務総長通達<br>「押収物等取扱規程の運用について」             | 45                      |

|   |         |
|---|---------|
| 平9. 12. 11刑総1216号刑事局長通達<br>(例規集未登載, 検察月報490号185ページ) | 33      |
| 平12. 1. 19刑総62号刑事局長通達 (例規集66の25の12ページ)              | 46      |
| 平12. 3. 30最高検企54号検事総長指示<br>「司法警察職員捜査書類基本書式例」        | 122     |
| 平12. 12. 8 刑総1391号刑事局長通達 (例規集1049の2の3ページ)           | 54      |
| 平13. 12. 12刑総1413号刑事局長通達 (例規集468の16ページほか)           | 76      |
| 平14. 3. 27刑総343号刑事局長通達 (例規集1114の4ページ)               | 69      |
| 平16. 5. 31刑総635号刑事局長通達 (例規集1004の32ページ)              | 63      |
| 平18. 2. 28刑総240号刑事局長通達 (例規集1004の34ページ)              | 100     |
| 平18. 11. 27刑総1536号刑事局長通達 (例規集1004の35ページ)            | 65      |
| 平19. 9. 27刑総1311号刑事局長通達 (例規集1004の37ページ)             | 66      |
| 平19. 10. 19刑総1408号刑事局長通達 (例規集162の7ページ)              | 41      |
| 平20. 3. 27刑総521号刑事局総務課長通知 (例規集1012の2ページ)            | 70      |
| 平20. 7. 15刑総1076号刑事局長通達 (例規集1004の38ページ)             | 20      |
| 平21. 4. 28刑総622号刑事局長通達 (例規集20の17の55ページ)             | 149     |
| 平22. 3. 31刑事局総務課補佐官事務連絡「火薬類の廃棄処分について」<br>(例規集未登載)   | 53      |
| 平22. 6. 17刑総843号刑事局長通達 (例規集1004の38ページ)              | 100     |
| 平22. 10. 22刑総1348号刑事局長通達 (例規集1149の5ページ)             | 112     |
| 平22. 10. 22刑総1364号刑事局長通達 (例規集1004の40ページ)            | 111     |
| 平22. 12. 27刑総1624号刑事局総務課長通知 (例規集1151ページ)            | 112     |
| 検務実務家会同証拠品事務関係規程第33条関係1問答<br>(例規集1110ページ)           | 69      |
| 昭28検務実務家会同一般検務関係1問答 (例規集1123ページ)                    | 84      |
| 昭30検務実務家会同証拠品事務関係1問答 (例規集1098ページ)                   | 51      |
| 昭30検務実務家会同証拠品事務関係13問答 (例規集1098ページ)                  | 51      |
| 昭30検務実務家会同証拠品事務関係29問答 (例規集1137ページ)                  | 97, 112 |
| 昭31検務実務家会同証拠品事務関係15問答 (例規集1194ページ)                  | 136     |
| 昭31検務実務家会同証拠品事務関係23問答 (例規集1121ページ)                  | 81      |
| 昭32検務実務家会同証拠品事務関係4問答 (例規集1205ページ)                   | 21      |
| 昭32検務実務家会同証拠品事務関係22問答 (例規集1109ページ)                  | 78      |
| 昭32検務実務家会同証拠品事務関係23問答 (例規集1108ページ)                  | 78      |
| 昭32検務実務家会同証拠品事務関係39問答 (例規集1156ページ)                  | 112     |
| 昭32検務実務家会同証拠品事務関係40問答 (例規集1138ページ)                  | 121     |
| 昭32検務実務家会同証拠品事務関係57問答 (例規集1105ページ)                  | 78      |
| 昭32検務実務家会同証拠品事務関係60問答 (例規集1097の3ページ)                | 51      |

昭33検務実務家会同証拠品事務関係14問答 (例規集1068ページ) .....111  
 昭33検務実務家会同証拠品事務関係23問答 (例規集1046ページ) ..... 49  
 昭34検務実務家会同証拠品事務関係11問答 (例規集1109ページ) ..... 79  
 昭34検務実務家会同証拠品事務関係24問答 (例規集1131ページ) ..... 95  
 昭34検務実務家会同証拠品事務関係25問答 (例規集1140ページ) ..... 121  
 昭35検務実務家会同証拠品事務関係8問答 (例規集1076ページ) ..... 53  
 昭35検務実務家会同証拠品事務関係10問答 (例規集1073ページ) ..... 57  
 昭35検務実務家会同証拠品事務関係15問答 (例規集1204ページ) .....115  
 昭37検務実務家会同証拠品事務関係3問答 (例規集1124ページ) ..... 51  
 昭40検務実務家会同証拠品事務関係2問答 (例規集1139ページ) ..... 122  
 昭42検務実務家会同証拠品事務関係1問答 (例規集1097ページ) ..... 51  
 昭43検務実務家会同証拠品事務関係5問答 (例規集1088の2ページ) ..... 55  
 昭51検務実務家会同証拠品事務関係2問答 (例規集1114の3ページ) ..... 69  
 昭51検務実務家会同証拠品事務関係4問答 (例規集1068の2ページ) ..... 126  
 平元検務実務家会同証拠品事務関係1問答 (例規集1045ページ) ..... 40  
 平3 検務実務家会同刑事局説明 .....101  
 平5 検務実務家会同証拠品事務関係1問答 (例規集1115ページ) ..... 48

会計課長会同

昭29会計課長会同質疑3証拠品事務規程に関する事項6問答  
 (例規集1044ページ) ..... 42  
 昭29会計課長会同質疑4領置に関する事項17問答 (例規集1069ページ) ..... 49  
 昭31会計課長会同質疑119問答 (例規集1046ページ) ..... 49  
 昭32会計課長会同質疑330問答 (例規集1138ページ) ..... 121  
 昭33会計課長会同質疑283問答 (例規集1088の2ページ) ..... 55  
 昭33会計課長会同質疑284問答 (例規集1044ページ) ..... 30  
 昭33会計課長会同質疑294問答 (例規集1065ページ) ..... 49  
 昭35会計課長会同質疑261問答 (例規集1044ページ) ..... 30

附 証拠品事務規程

〔平成2年3月30日法務省刑総訓第287号訓令  
 訓令, 検事総長, 検事長, 検事正宛て〕

- 改正 平成2年8月23日法務省刑総訓第650号  
 平成8年3月8日法務省刑総訓第199号  
 平成9年3月6日法務省刑総訓第257号  
 平成9年12月1日法務省刑総訓第1215号  
 平成10年3月9日法務省刑総訓第265号  
 平成12年3月30日法務省刑総訓第433号  
 平成12年10月27日法務省刑総訓第1240号  
 平成13年3月30日法務省刑総訓第426号  
 平成13年12月12日法務省刑総訓第1411号  
 平成15年12月22日法務省刑総訓第1419号  
 平成16年5月31日法務省刑総訓第634号  
 平成18年5月19日法務省刑総訓第688号  
 平成18年11月27日法務省刑総訓第1534号  
 平成19年9月27日法務省刑総訓第1309号  
 平成22年6月17日法務省刑総訓第842号  
 平成22年10月22日法務省刑総訓第1363号

証拠品事務規程

目次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 証拠価値の保全

第3条 処分の公正等

## 第2章 受入事務

第4条 証拠品の受領手続

第5条 領置票の作成

第6条 領置番号

第7条 領置票整理簿の作成等

第8条 領置番号、符号の表示等

第9条 歳入歳出外現金出納官吏への送付

第10条 換価代金の保管替受入通知

第11条 追送証拠品の受入れ

第12条 仮還付証拠品の受入れ

## 第3章 保管事務

第13条 証拠品の保管者

第14条 換価代金の保管者

第15条 立会封金

第16条 証拠品の保管場所

第17条 特殊証拠品保管簿の作成

第18条 歳入歳出外現金出納官吏の受領手続

第19条 歳入歳出外現金出納官吏の保管替受入手続

## 第4章 処分事務

### 第1節 領置票の記載

第20条 領置票の処分命令等の記載

第21条 命令要旨欄の記入方式

### 第2節 仮出し及び裁判所提出

第22条 仮出し

第23条 立会封金開封の証明

第24条 裁判所提出後の手続

第25条 換価代金預入証明書

## 第3節 没収

第26条 没収裁判の把握

第27条 没収裁判処理簿の整理

第28条 没収物の受領

第29条 没収有価物の処分

第30条 没収無価物の処分

第31条 没収物である通貨の処分

第32条 没収換価代金の処分

第33条 没収物の引継ぎ等

第33条の2 犯罪被害財産である没収物の処分

第33条の3 国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る没収物の処分

第34条 没収物の特別処分

第35条 検察庁保管の没収物

第36条 没収物の処分囑託

第37条 没収の執行

第38条 相続財産に対する没収の執行

第39条 合併後の法人に対する没収の執行

第40条 没収の執行の囑託

第40条の2 裁判執行関係事項の照会

第41条 偽造、変造の没収部分の表示

第42条 不能決定処分

第43条 没収物の交付

## 第4節 所有権放棄

第44条 所有権放棄書の徴収

第45条 所有権放棄の証拠品の処分

#### 第5節 還付

第46条 裁判所から返還の証拠品の受入れ

第47条 証拠品の還付

第48条 換価代金の還付

第49条 還付の方法

第50条 郵便等による送付還付

第51条 還付の囑託

第52条 還付公告

第53条 公告期間満了の証拠品の処分

#### 第6節 移送及び中止

第54条 他庁移送

第55条 証拠品の送付

第56条 換価代金の送付

第57条 移送事件の自庁保管証拠品の取扱い

第58条 移送被告事件等の証拠品の取扱い

第59条 中止事件の証拠品

#### 第7節 事件終結前の処分

第60条 事件終結前の還付、仮還付の促進

第61条 事件終結前の還付、仮還付、被害者還付

第62条 仮還付証拠品の処分

第63条 換価処分決定書

第64条 換価処分の手続

第65条 事件終結前の廃棄

第66条 廃棄処分の手続

第67条 事件終結前の処分の記載

#### 第5章 庁外保管の証拠品

第68条 証拠品警察署等保管・証拠品保管委託の送致等事件

第69条 証拠品原庁等保管・証拠品保管委託の移送事件

第70条 証拠品の保管委託

第71条 庁外保管証拠品の領置番号等

第72条 保管委託証拠品の確認

第73条 支出負担行為担当官への通知

第74条 警察署等保管の証拠品の処分

第75条 原庁保管の証拠品の処分

第76条 保管委託証拠品の処分

第77条 裁判所外保管没収物の取扱い

第78条 移送被告事件等に係る原庁等保管証拠品の取扱い

#### 第6章 共助

第79条 囑託に伴う領置票備考欄の記入等

第80条 還付の受託

第81条 処分の受託

第82条 没収の執行の受託

#### 第7章 上訴事件の特則

第83条 上訴事件の証拠品の送付

第84条 上訴事件の証拠品の受領

第85条 上訴事件の結果の通知

第86条 上訴裁判所対応検察庁の没収物の処分手続

第87条 原審裁判所対応検察庁の没収物の処分手続

#### 第8章 再審請求事件等の証拠品の保管の特則

第88条 再審請求事件の証拠品の保管等

第89条 再審請求が予測される場合の証拠品の保管

第90条 再審事件の証拠品の保管等

## 第9章 書類の整理等

第91条 領置票の整理保管

第92条 領置票整理簿の整理

第93条 領置票てん末欄の記入方式

第94条 没収物品等処分簿の整理

第95条 関係書類の整理

第96条 証拠品事務に関する統計報告

第97条 検査報告

## 第10章 特別手続

第98条 支部及び区検察庁における特別手続

第99条 領置票等に関する特別取扱い

第100条 国庫帰属証拠品の引継処分

第101条 特別手続の報告

第102条 地方検察庁における特別取扱い

第103条 高等検察庁における特別取扱い

第104条 電子計算機により処理する場合における特別取扱い

第105条 保管事務に関する特別取扱い

第106条 適用除外

## 附則

証拠品事務規程書式例……………(省略)

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、刑事事件について押収された物及びその換価代金(以下「証拠品」

という。)の受入れから処分に至るまでの事務について規定し、これを取り扱う職員  
の職務とその責任を明確にし、もって証拠品に関する事務の適正な運用を図ることを  
目的とする。

### (証拠価値の保全)

第2条 証拠品を取り扱う者は、証拠品が刑事裁判の重要な証明資料であることにかん  
がみ、常におう盛な責任感をもって、紛失し、滅失し、き損し、又は変質する等しな  
いように注意し、その証拠価値の保全に努めなければならない。

### (処分の公正等)

第3条 証拠品を取り扱う者は、証拠品の紛失、滅失、き損、又は変質等の事故が発生  
することを防止するため、いたずらにこれを手元にとどめることなく、その取扱いを  
迅速かつ正確にし、常に関係書類を整備するとともに、その処分の公正について疑惑  
を招くことのないように注意しなければならない。

## 第2章 受入事務

### (証拠品の受領手続)

第4条 検察官に対し証拠品の送致(送付を含む。以下同じ。)又は引継ぎがあったとき  
は、証拠品係事務官は、証拠品と事件記録の証拠品総目録及び差押調査又は領置調  
査とを対査してこれを受領する。換価代金については、買受書とも対査する。

2 検察官又は検察事務官からその押収した証拠品を受領するときは、証拠品係事務官  
は、証拠品と証拠品総目録(様式第1号)及び差押調査又は領置調査とを対査して  
受領する。

3 証拠品係事務官は、第1項の規定により証拠品を受領したときは、事件記録・証拠  
品送致票(甲)又は事件記録・証拠品送致票(乙)に押印してこれを返還し、他の検  
察庁の検察官から送致された証拠品を受領したときは、事件記録・証拠品受領書(甲)  
又は事件記録・証拠品受領書(乙)に必要事項を記入して押印した上、これを送致し  
た検察官に速やかに送付する。

### (領置票の作成)

第5条 証拠品係事務官は、前条の規定により証拠品を受領したときは、領置票（様式第2号）に品名、数量その他必要事項を記入し、所属課長又は検務監理官、統括検務官若しくは検務専門官（以下「所属課長等」という。）の押印を受ける。

（領置番号）

第6条 領置票の進行番号（以下「領置番号」という。）は、事件記録ごとに進行し、暦年ごとに改める。

（領置票整理簿の作成等）

第7条 領置票が作成されたときは、証拠品係事務官は、領置票整理簿（様式第3号）に所定の事項を登載し、証拠品金総目録及び差押調書又は領置調書に領置番号及び符号を記入する。

（領置番号、符号の表示等）

第8条 証拠品係事務官は、証拠品（押収物たる通貨及び換価代金を除く。）に荷札（様式第4号の1）、レッテル（様式第4号の2及び3）を付する等の方法によって、被疑者氏名、領置番号及び符号を表示し、必要に応じて証拠品袋（様式第5号の1から3まで）に入れ、又は包装する。

2 証拠品が次に掲げる物であるときは、その旨を証拠品袋等に朱書して表示する。

- (1) 証券、貴金属その他の貴重品と認められる物
- (2) 破損しやすい物
- (3) 取扱い上危険な物
- (4) 覚せい剤、麻薬その他これに類する物

3 押収物たる通貨は、符号ごとに封筒（様式第6号）に入れ、被疑者氏名、領置番号、符号、総金額、種類及び数量を表示する。

4 換価代金は、適宜な方法により被疑者氏名、領置番号、符号及び総金額を表示する。

（歳入歳出外現金出納官吏への送付）

第9条 証拠品係事務官は、換価代金について第5条の手続を終えたときは、保管金提出・受入通知書（様式第7号）に必要事項を記入して検察官の押印を受け、これを換

価代金及び領置票と共に歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

（換価代金の保管替受入通知）

第10条 他の検察庁から換価代金の保管替があったときは、証拠品係事務官は、事件記録と共に送付された保管金保管替通知書と事件記録の証拠品金総目録とを対査し、領置票に必要事項を記入して所属課長等の押印を受けた上、保管金提出・受入通知書に必要事項を記入して検察官の押印を受け、これらを保管金保管替通知書と共に歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

（追送証拠品の受入れ）

第11条 証拠品が追送されたときは、当該事件について作成されている領置票により、本章に定める受入れの手続をする。

2 検察官又は検察事務官からその押収した証拠品を受領する場合において、当該事件について既に領置票が作成されているときも、前項と同様とする。

（仮還付証拠品の受入れ）

第12条 検察官又は検察事務官は、仮還付した証拠品を提出させる場合には、仮還付証拠品提出書（様式第8号）を徴し、これを事件記録に編てつする。

2 前項の規定により仮還付した証拠品が提出されたときは、証拠品係事務官は、本章に定める手続に準じて、受入れの手続をする。

3 前項の証拠品が自庁において仮還付したものである場合には、仮還付前の符号により、当該事件について作成されている領置票に受入れの手続をする。ただし、その領置票が前年度以前に整理されているときは、新たに領置票を作成し、領置票の備考欄に既に整理された元の領置番号を記入する。

4 前2項の手続を終えたときは、証拠品係事務官は、証拠品金総目録及び差押調書又は領置調書にその旨を記入する。

### 第3章 保管事務

（証拠品の保管者）

第13条 証拠品（換価代金を除く。）の出納保管は、証拠品係事務官が行う。

(換価代金の保管者)

第14条 換価代金の出納保管は、この規程によるほか保管金規則(明治23年法律第1号)、保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)及び保管金払込事務等取扱規程(昭和26年大蔵省令第30号)の定める取扱いに準じて、歳入歳出外現金出納官が行う。

(立会封金)

第15条 証拠品が押収物たる通貨であるときは、証拠品係事務官は、所属課長等立会いの上でその金額、種類及び数量を封筒の表示と対査し、立ち会った所属課長等と共に封筒に封印する。

(証拠品の保管場所)

第16条 証拠品(換価代金を除く。)は、倉庫又はこれに代わる場所に納めて保管する。

2 次に掲げる証拠品は、金庫その他堅ろうな容器又はこれに代わる施設できる設備に収納して保管する。

- (1) 通貨、証券、貴金属その他の貴重品と認められる物
- (2) 劇毒物、けん銃その他の取扱い上危険と認められる物
- (3) 覚せい剤、麻薬その他これに類する物

(特殊証拠品保管簿の作成)

第17条 証拠品係事務官は、前条第2項の証拠品を保管する場合には、特殊証拠品保管簿(様式第9号)に所定の事項を記載してその保管状況を明らかにする。

(歳入歳出外現金出納官吏の受領手続)

第18条 歳入歳出外現金出納官吏は、証拠品係事務官から換価代金、領置票及び保管金提出・受入通知書の送付を受けたときは、これらに対査して受領し、領置票は押印して返還し、換価代金は日本銀行に速やかに払い込む。

(歳入歳出外現金出納官吏の保管替受手続)

第19条 歳入歳出外現金出納官吏は、証拠品係事務官から保管金保管替通知書、領置票及び保管金提出・受入通知書の送付を受けたときは、これらと日本銀行から送付された振替済通知書とを対査して受け入れ、領置票は押印して返還する。

## 第4章 処分事務

### 第1節 領置票の記載

(領置票の処分命令等の記載)

第20条 検察官が証拠品を処分すべき場合又は没収の執行をすべき場合には、証拠品係事務官は、次の各号に掲げる書類を調査した上、領置票(没収領置票及び庁外保管領置票を含む。以下この条において同じ。)に検察官のなすべき命令の要旨を記入し、これを検察官に提出する。この場合において、必要があるときは、関係書類及び証拠品をも調査する。

- (1) 没収物の処分又は没収の執行については、裁判書の原本、謄本又は抄本
  - (2) 裁判所から返還された証拠品の処分については、刑事確定訴訟記録
  - (3) 裁判所不提出の証拠品の処分については、裁判所不提出記録又は刑事確定訴訟記録
  - (4) 不起訴処分又は中止処分に付された事件の証拠品の処分については、不起訴裁定書又は中止裁定書
  - (5) 他の検察庁の検察官又は家庭裁判所に送致する事件の証拠品の処分については、移送書又は送致書
  - (6) 併合、移送又は差戻しの裁判があった事件の証拠品の処分については、未提出記録送付書
  - (7) 事件終結前の証拠品の換価処分又は廃棄処分については、換価処分決定書又は廃棄処分決定書
  - (8) 処分の囑託を受けた証拠品の処分については、囑託書
- 2 証拠品係事務官は、検察官から事件終結前に、証拠品について還付、仮還付又は被害者還付の指揮を受けたときは、領置票にその命令の要旨を記入し、これを検察官に提出する。
- 3 検察官は、前2項の規定により命令要旨の記入された領置票の提出を受けたときは、その記載を確認した上、処分命令欄に押印してこれを決定し、領置票を証拠品係事務

官に返還する。

(命令要旨欄の記入方式)

第21条 証拠品係事務官が行う命令要旨欄の記入は、おおむね別表第1に定める方式による。

### 第2節 仮出し及び裁判所提出

(仮出し)

第22条 検察官は、証拠品（換価代金を除く。以下この条において同じ。）の仮出しをするときは、証拠品仮出票（様式第10号）を作成し、これを証拠品係事務官に交付する。

2 証拠品係事務官は、証拠品仮出票の交付を受けたときは、証拠品を検察官に提出する。

3 証拠品係事務官は、前項の証拠品の返還を受けたときは、証拠品仮出票の乙片を検察官に返還する。

(立会封金開封の証明)

第23条 検察官は、仮出した立会封金を開封した後証拠品係事務官に返還するときは、封筒に開封した旨を記入して押印し、又は立会封金開封証明書（様式第11号）を作成して添付する。

2 証拠品係事務官は、前項の立会封金を受領したときは、第15条に定める手続に準じて、開封した検察官又はこれを補佐する検察事務官と共に封印する。

(裁判所提出後の手続)

第24条 検察官は、仮出した証拠品（換価代金を除く。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、裁判所から交付を受けた押収目録を証拠品係事務官に交付する。ただし、裁判所に提出した証拠品について、押収手続がとられなかった場合には、証拠品提出証明書（様式第12号）を作成して証拠品係事務官に交付する。

2 証拠品係事務官は、押収目録又は証拠品提出証明書の交付を受けたときは、証拠品仮出票の乙片を検察官に返還するとともに、領置票の命令要旨欄に裁判所提出の旨を記入して検察官の押印を受け、押収目録又は証拠品提出証明書を保管する。

(換価代金預入証明書)

第25条 検察官は、換価代金預入の証明をする必要があるときは、歳入歳出外現金出納官吏から換価代金預入証明書（様式第13号）の送付を受ける。

### 第3節 没収

(没収裁判の把握)

第26条 証拠品係事務官は、没収に係る裁判があったときは、裁判結果票等により没収裁判処理簿（様式第14号）に所定の事項を登載して把握する。押収されていない物又は保管料を要する物については、裁判確定後速やかに没収の執行又は没収物の処分の手続をする。

2 証拠品係事務官は、前項の裁判が、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第13条第3項又は国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号。以下「国際刑事裁判所協力法」という。）第41条第1項第2号の規定によるものであるときは、没収裁判処理簿の備考欄にその旨を記入する。

(没収裁判処理簿の整理)

第27条 証拠品係事務官は、没収に係る裁判について次の各号に掲げる事由が生じた場合には、没収裁判処理簿のてん末欄にその旨を記入して整理する。

- (1) 没収領置票（様式第15号）を作成したとき。
- (2) 領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。）に没収物の処分に関する命令要旨欄の記入を終えたとき。
- (3) 第85条の規定による通知があったとき。

(没収物の受領)

第28条 証拠品係事務官は、裁判所から没収物の引継ぎがあったときは、没収物と引継ぎに関する書類とを対査して受領し、没収領置票に品名、数量その他必要事項を記入し、所属課長等の押印を受ける。

2 前項の没収物は、これを直ちに処分する場合を除き、第15条から第17条までに定め

る手続に準じて、保管する。

- 3 第6条の規定及び第7条の規定（領置票整理簿への記入に関する部分に限る。）は、没収領置票が作成された場合に準用する。

（没収有価物の処分）

第29条 検察官は、没収物が有価物であるときは、売却の処分をする。ただし、その物が危険物その他破壊し、又は廃棄すべき物であるときは、この限りでない。

- 2 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、これを契約担当官（分任契約担当官を含む。以下同じ。）に提出する。

- 3 契約担当官は、没収領置票を受領したときは、これに押印して証拠品係事務官に返還し、売却の手続をする。

- 4 証拠品係事務官は、没収領置票の返還を受けたときは、これを没収物と共に会計事務管理者（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ指定する者（以下「没収物等取扱者」という。）に送付する。

- 5 没収物等取扱者は、没収領置票及び没収物を受領したときは、没収物品等処分簿（様式第16号）に所定の事項を記載し、没収領置票は押印して証拠品係事務官に返還する。

- 6 第3項の売却の手続は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号）の定めるところによる。

（没収無価物の処分）

第30条 検察官は、没収物が無価物であるときは、廃棄の処分をする。有価物たる没収物が危険物その他破壊し、又は廃棄すべき物であるときも、同様とする。

- 2 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、没収物を適宜な方法により破壊し、又は廃棄する。

（没収物である通貨の処分）

第31条 検察官は、没収物が通貨（外国通貨を除く。以下この条において同じ。）であるときは、歳入編入の処分をする。

- 2 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、立会封金を開封してこれを没収領置票と共に収入官吏（分任収入官吏を含む。以下同じ。）に送付する。

- 3 収入官吏は、没収物である通貨を受領したときは、没収領置票に押印してこれを証拠品係事務官に返還する。

（没収換価代金の処分）

第32条 検察官は、没収物が換価代金であるときは、歳入編入の処分をする。

- 2 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、歳入徴収官（指定分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）に提出する。

- 3 歳入徴収官は、領置票を受領したときは、これに押印して歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

- 4 歳入歳出外現金出納官吏は、領置票の送付を受けたときは、保管金提出・受入通知書を整理し、領置票に押印してこれを証拠品係事務官に返還し、換価代金について歳入編入の手続をする。

（没収物の引継ぎ等）

第33条 検察官は、別表第2に掲げる没収物については、第29条及び第30条の規定にかかわらず、引継ぎその他同表に定める処分をする。

- 2 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領した場合において、その処分が国有財産法第2条に掲げる物以外の没収物の引継ぎであるときは、引継書（様式第17号）により没収物の引継ぎをする。刑事参考品については、引継書に刑事参考品調査表（様式第18号）を添付する。

- 3 第1項の処分が国有財産法第2条に掲げる物の財務局長への引継ぎであるときは、証拠品係事務官は、その処分命令の記載された没収領置票を国有財産事務分掌者（検察庁に所属する国有財産に関する事務を分掌する検事総長、検事長及び検事正をいう。以下同じ。）に提出する。

- 4 国有財産事務分掌者は、前項の没収領置票の提出を受けたときは、これに押印して

証拠品係事務官に返還し、財務局長に引継ぎの手続をする。

5 第1項の処分が売却又は廃棄であるときは、第29条又は第30条の規定を準用する。

(犯罪被害財産である没収物の処分)

第33条の2 検察官は、没収物が組織的犯罪処罰法第13条第3項の規定による没収に係る裁判の執行により国庫に帰属したものであるときは、第31条、第32条及び前条の規定にかかわらず、有価物については第29条の規定に準じて売却手続をし、これにより得られた金銭を、通貨（外国通貨を除く。）又は換価代金であるときはその価額を、引継書により犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により犯罪被害財産支給手続を行う検察官に、同法に規定する給付資金として引継ぎをする。

2 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

3 歳入歳出外現金出納官吏は、前項の規定により領置票の送付を受けたときは、保管金提出・受入通知書を整理し、領置票に押印してこれを証拠品係事務官に返還し、引き続き給付資金として保管する。

(国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る没収物の処分)

第33条の3 検察官は、没収物が国際刑事裁判所協力法第42条第1項第2号の規定による没収に係る裁判の執行により国庫に帰属したものであるときは、第29条、第30条、第31条及び第33条の規定にかかわらず、同法に規定する執行協力の実施に係る財産として引継書により検事正に引き継ぐこととする。

2 前項の没収物が、国際刑事裁判所への送付に適さないものであるときは、第29条の規定に準じて売却手続をし、これにより得られた金銭を引継書により検事正に引き継ぐこととする。この場合において、証拠品係事務官等は、次に掲げる手続をする。

(1) 証拠品係事務官は、引継ぎを行うときは、保管金提出・受入通知書に必要事項を記載して検察官の押印を受け、これを金銭及び領置票とともに歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

(2) 歳入歳出外現金出納官吏は、前号の送付を受けたときは、領置票に押印してこれを証拠品係事務官に返還し、執行協力の実施に係る財産として保管する。

3 検察官は、滅失、き損その他の事由により、第1項の没収に係る裁判の執行をすることができないときは、第42条の規定にかかわらず、国際刑事裁判所協力法第42条第2項の規定による没収に代わる追徴に係る裁判の執行として、これを指揮する検察官に引き継ぐこととする。

4 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、徴収係事務官にその旨を通知するとともに裁判書謄本その他関係書類を送付する。

(没収物の特別処分)

第34条 検察官は、特に必要があると認めるときは、第29条及び第30条の規定にかかわらず、没収物について相当の処分をすることができる。ただし、別表第2に掲げる没収物については、この限りでない。

(検察庁保管の没収物)

第35条 検察庁に保管中の証拠品が没収になったときは、領置票により第29条から第31条まで及び前2条に定める処分の手続をする。

(没収物の処分囑託)

第36条 検察官は、没収物を他の検察庁の検察官に送付して処分を囑託するときは、証拠品処分囑託書（様式第19号）による。この場合には、没収領置票又は領置票によりその処分を決定した上、囑託する。ただし、処分を決定することが困難なときは、相当の処分をされたい旨を明らかにして囑託する。

(没収の執行)

第37条 没収物が押収されていないときは、検察官は、没収の裁判を受けた者に対し没収物の提出を命ずる。

2 証拠品係事務官は、前項の命令の記載された没収領置票を受領したときは、没収の裁判を受けた者に対し、没収物提出命令書（様式第20号）により没収物の提出を求め

る。

- 3 没収の裁判を受けた者が前項の提出命令に応じないときは、検察官は、没収執行命令書（様式第21号）を作成し、強制執行手続依頼書（様式第22号）により法務局長又は地方法務局長に対し没収物の強制執行手続を依頼する。強制執行手続依頼書には、没収執行命令書を添付する。
- 4 証拠品係事務官は、前項の命令の記載された没収領置票を受領したときは、没収領置票の備考欄に前項の手続がなされた旨及びその年月日を記入する。
- 5 第28条の規定は、没収物が提出され、又は強制執行に係る没収物が引き渡された場合に準用する。

（相続財産に対する没収の執行）

第38条 刑事訴訟法（以下「刑訴」という。）第491条の規定により相続財産について没収の執行をする場合には、没収物提出命令書又は没収執行命令書に、相続財産について執行すべき事由を記載し、没収執行命令書には、没収の裁判を受けた者の氏名及び住居のほか、相続人の氏名及び住居を記載し、かつ、その相続人であることをも表示する。

（合併後の法人に対する没収の執行）

第39条 刑訴第492条の規定により合併の後存続する法人又は合併によって設立された法人に対して没収の執行をする場合には、没収物提出命令書又は没収執行命令書に、その法人に対して執行すべき事由を記載し、没収執行命令書には、没収の裁判を受けた法人の名称及び主たる事務所の所在地のほか、合併の後存続する法人又は合併により設立された法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載し、かつ、合併の後存続する法人又は合併により設立された法人であることをも表示する。

（没収の執行の囑託）

第40条 検察官は、没収物が他の検察庁の管轄区域内にあるときは、当該没収物の所在地を管轄する検察庁の検察官に没収の執行を囑託することができる。

- 2 検察官は、没収物につき強制執行手続の必要があると認めるときは、当該没収物の

所在地を管轄する地方検察庁（支部を除く。）の検察官にその旨を明らかにして没収の執行を囑託することができる。

- 3 前2項の囑託をするときは、没収執行囑託書（様式第23号）による。この場合には、没収執行囑託書に裁判書の謄本又は抄本及び関係資料を添付する。
- 4 没収の執行の囑託と同時に当該没収物の処分をも囑託するときは、没収執行囑託書の備考欄にその旨及び処分区分を明らかにして囑託する。  
（裁判執行関係事項の照会）

第40条の2 検察官が刑訴第507条によってする照会は、裁判執行関係事項照会書（様式第23号の2）による。

（偽造、変造の没収部分の表示）

第41条 偽造又は変造の部分で没収された物について、刑訴第498条第1項の規定による表示をする場合には、検察官は、偽造又は変造の部分に朱線をもって表示し、裁判年月日、事件名、裁判所名及び没収の旨を付記した上、これにその属する検察庁の名称及び官氏名を記入し、押印する。

- 2 前項の物が押収されていないときは、第37条に定める手続により没収の執行をした上、前項に規定する手続をする。ただし、その物が公務所に属するときは、当該公務所の長に偽造・変造部分没収通知書（様式第24号）を送付して相当の処分をさせる。

（不能決定処分）

第42条 検察官は、没収の執行又は没収物の処分が不能になったときは、没収執行不能決定又は没収物処分不能決定の処分をする。

- 2 前項の手続をするときは、証拠品係事務官は、没収領置票（領置票及び庁外保管領置票を含む。）の命令要旨欄に没収執行不能又は没収物処分不能の旨を記入して検察官の押印を受けるとともに、没収執行・没収物処分不能決定書（様式第25号）に必要事項を記入し、その事由を証する書類を添付して検察官に提出し、記名押印を受ける。

（没収物の交付）

第43条 刑訴第497条第1項の規定により没収物を交付する場合には、還付の手続に準じ

て、これを交付する。

- 2 前項の規定により交付する物が第29条第4項の規定により送付を受けた没収物であるときは、没収物等取扱者は、没収物品等処分簿を整理する。
- 3 刑訴第497条第2項の規定により公売によって得た代価を交付する場合には、証拠品係事務官は、交付請求書に検察官の押印を受けてこれを支出官に提出し、没収領置票（領置票及び庁外保管領置票を含む。）の備考欄にその旨を記入する。歳入歳入された通貨及び換価代金を交付する場合も、同様とする。

#### 第4節 所有権放棄

（所有権放棄書の徴収）

第44条 検察官は、証拠品について所有権放棄の申立てがあるときは、所有権放棄書（様式第26号）を徴収する。ただし、供述調書にその旨を録取して、これに代えることができる。

- 2 検察官は、公安を害し、又は風紀を乱す等のおそれがあるため還付することが相当でないと認められる証拠品又は不要と認められる証拠品については、所有者に対し、所有権放棄の意思の有無を確認する。これを書面とするときは、所有権放棄に関する照会書（様式第27号）による。
- 3 前項前段の手続を司法警察員に囑託し、又は所有者の所在地を管轄する検察庁の検察官に囑託するときは、所有権放棄書徴収囑託書（様式第28号）による。所有者が刑事施設等に収容されている場合において、その施設の長に囑託するときも、同様とする。

（所有権放棄の証拠品の処分）

第45条 所有権放棄によって国庫に帰属した証拠品の処分については、没収物の処分に関する規定を準用する。

#### 第5節 還付

（裁判所から返還の証拠品の受入れ）

第46条 裁判所から証拠品の返還があったときは、領置票により第28条に定める手続に

準じて、受入れの手続をする。

（証拠品の還付）

第47条 証拠品係事務官は、証拠品（換価代金を除く。）について還付すべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、証拠品を還付し、受還付人から還付請書（様式第29号）を徴収する。

- 2 証拠品係事務官は、受還付人が所在不明等のため還付することができない場合には、検察官にその旨を報告する。

（換価代金の還付）

第48条 証拠品係事務官は、換価代金について還付すべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、これを歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

- 2 歳入歳出外現金出納官吏は、領置票の送付を受けたときは、還付の手続をするとともに、領置票に押印してこれを証拠品係事務官に返還し、還付請書は保管する。

（還付の方法）

第49条 証拠品係事務官は、証拠品を還付する場合には、受還付人の出頭を求め、又は受還付人の住所、居所等に持参し、本人又はその代理人に対し本人であること又は代理権を有することを確認してからこれを交付する。書面で出頭を求めるときは、証拠品還付通知書（甲）（様式第30号）又は証拠品還付通知書（乙）（様式第31号）による。

- 2 証拠品を公務所の長に還付する場合には、前項の規定にかかわらず、証拠品送付書（様式第32号）により証拠品を送付して還付することができる。

（郵便等による送付還付）

第50条 証拠品係事務官は、証拠品を郵便その他の方法により送付して還付するのを相当と認める場合には、受還付人に対し、送付による還付の希望の有無を照会する。書面で照会するときは、証拠品の送付還付に関する照会書（様式第33号）による。

- 2 前項の照会に対し、受還付人から、送付による還付を希望する旨の回答があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、証拠品を郵送する場合は書留郵便に付して還付し、郵便以外の方法で送付する場合は書留郵便に準ずる方法により還付する。受還

付人から、出頭して受領する旨の回答があったにもかかわらず、出頭しないまま相当日数を経過したときも、同様とする。

- 3 前項の規定により証拠品を送付して還付するときは、証拠品係事務官は、証拠品送付通知書（様式第34号）を作成し、所属課長等立会いの上で証拠品を領置票及び証拠品送付通知書と対査して包装するとともに、領置票の備考欄に送付還付の旨を記入して当該所属課長等の押印を受け、証拠品及び証拠品送付通知書をそれぞれ受還付人に送付して還付請書を徴する手続をする。
- 4 前項の送付手続を終えたときは、証拠品係事務官は、書留郵便物受領証等により領置票の備考欄に当該郵便物等の引受番号等を記入する。
- 5 第3項の手続をした場合において、受還付人から還付請書が提出されなかったときは、証拠品係事務官は、受還付人に適宜な方法により還付請書の提出を督促する。ただし、受還付人が提出の督促に応じないときその他やむを得ない事由により還付請書を徴することができない場合には、証拠品を郵送したときは配達証明書をもって、郵便以外の方法で送付したときは送付されたことが確認できる書類をもって、それぞれ還付請書に代えることができる。
- 6 前項ただし書の規定により配達証明書等をもって還付請書に代えたときは、証拠品係事務官は、領置票の備考欄に還付請書を徴することができなかった事由を記入する。

（還付の囑託）

第51条 証拠品（換価代金を除く。）を司法警察員に送付して還付の手続を囑託するときは、証拠品還付囑託書（様式第35号）による。受還付人が刑事施設等に収容されている場合において、その施設の長に囑託するときも、同様とする。

- 2 証拠品を受還付人の所在地を管轄する検察庁の検察官に送付して還付の手続を囑託するときは、証拠品処分囑託書による。この場合において、換価代金の還付の手続を囑託するときは、保管替の手続をする。
- 3 前項の規定により囑託する場合には、受還付人が所有権を放棄したときは相当の処分をされたい旨を明らかにした上、囑託することができる。

（還付公告）

第52条 押収物を還付することができないため公告すべき旨の命令の記載された領置票

（庁外保管領置票を含む。以下この条において同じ。）を受領した場合において、その命令が検察庁の掲示場に掲示して公告すべき旨の命令であるときは、証拠品係事務官は、押収物還付公告（甲）（様式第36号）2部を作成し、それぞれに検察官の押印を受け、そのうちの1部を関係書類として保管し、他の1部を検察庁の掲示場に掲示する。掲示期間中にその期間を延長する旨の命令があったときは、掲示中の押収物還付公告（甲）及び関係書類として保管中の押収物還付公告（甲）に期間が延長された旨及び延長された期間の末日の年月日を追記する。

- 2 前項に規定する場合において、記載された命令が官報に掲載して公告すべき旨の命令であるときは、証拠品係事務官は、押収物還付公告（乙）（様式第36号の2）3部を作成し、そのうちの1部に検察官の押印を受けて関係書類として保管し、他の2部を法務省大臣官房秘書課に送付して官報に掲載する手続を依頼する。
- 3 第1項に規定する場合において、記載された命令が検察庁の掲示場に掲示し、かつ、官報に掲載して公告すべき旨の命令であるときは、前2項の手続をそれぞれ行うものとする。
- 4 前3項の規定は、公告の回数を増加する場合に準用する。
- 5 領置票の備考欄には、公告の手続に関し同欄所定の事由が生じた都度必要事項を記入する。
- 6 刑訴第499条第4項の規定により、証拠品を廃棄し、又は公売する場合には、事件終結前における証拠品の廃棄又は売却に関する規定を準用する。

（公告期間満了の証拠品の処分）

第53条 刑訴第499条第3項の規定により国庫に帰属した証拠品の処分については、没収物の処分に関する規定を準用する。

第6節 移送及び中止

（他庁移送）

第54条 検察官は、事件を他の検察庁の検察官に送致する場合において、その事件の証拠品が運搬に不慣れた物その他送付することを適当としない物であるときは、これを自庁又は庁外に保管のまま事件を送致することができる。

- 2 検察官は、事件を他の検察庁の検察官に送致する場合には、証拠品について送付、自庁保管又は庁外保管の区別を移送書に記入する。
- 3 証拠品係事務官は、前項の規定により、証拠品について送付の旨記入された移送書を受領したときは、これに同封送付、別途送付又は保管替送付の区別を記入する。
- 4 証拠品係事務官は、第2項の規定により、証拠品について自庁保管の旨記入された移送書を受領したときは、領置票の備考欄に自庁保管の旨を記入し、検察官の押印を受ける。
- 5 他の検察庁の検察官から証拠品を原庁に保管のまま送致された事件を他の検察庁の検察官に送致したときは、証拠品係事務官は、その旨を事件移送通知書（様式第37号）により原庁の証拠品係事務官に通知するとともに、領置票の備考欄に通知済みの旨を記入する。
- 6 前項の通知を受けた証拠品係事務官は、領置票の備考欄にその旨を記入する。
- 7 第1項から第4項までの規定は、少年法第42条の規定により事件を家庭裁判所に送致する場合に準用する。

（証拠品の送付）

第55条 証拠品係事務官は、証拠品（換価代金を除く。）について送付すべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、証拠品を郵送、運送その他適宜の方法で送付する。

- 2 前項の送付に当たっては、証拠品が紛失し、滅失し、き損し、又は変質する等しないように注意する。

（換価代金の送付）

第56条 証拠品係事務官は、換価代金について送付すべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、これを歳入歳出外現金出納官吏に送付する。

- 2 歳入歳出外現金出納官吏は、前項の規定により領置票の送付を受けたときは、保管替の手続をし、領置票に押印してこれを保管金保管替通知書と共に証拠品係事務官に送付する。

- 3 保管金保管替通知書は、事件記録と共に送付する。

（移送事件の自庁保管証拠品の取扱い）

第57条 証拠品を自庁保管のまま事件を他の検察庁の検察官に送致した場合には、証拠品係事務官は、移送事件の証拠品処分等に関する照会書（様式第38号）により、適時事件の処理状況及び証拠品処分に必要な事項を照会する。

（移送被告事件等の証拠品の取扱い）

第58条 第54条第1項から第6項まで及び第55条から前条までの規定は、併合、移送又は差戻しの裁判により被告事件が対応裁判所以外の裁判所に保属したことに伴いその裁判所に対応する検察庁の検察官に裁判所未提出証拠品を送付する場合に準用する。

（中止事件の証拠品）

第59条 中止事件の証拠品は、公訴の時効が完成するまで保管する。ただし、刑訴第222条第1項の規定により準用される同法第121条から第124条までの規定による処分を妨げない。

- 2 証拠品係事務官は、証拠品のある事件が中止処分に付された場合において、検察官から証拠品を保管すべき旨の指示を受けたときは、領置票の備考欄に中止につき保管する旨及び時効完成年月日を記入して検察官の押印を受ける。この場合において、事件が他の検察庁の検察官から送致されたものであって、その証拠品が原庁に保管されているときは、原庁の証拠品係事務官に対し、適宜の方法によりその旨を通知する。

第7節 事件終結前の処分

（事件終結前の還付、仮還付の促進）

第60条 検察官は、証拠品のある事件について公訴を提起したとき、又は上訴の申立てがあつたときは、速やかに証拠品係事務官を指揮して、当該事件の証拠品で留置の必要がないものを還付又は仮還付するように努める。

(事件終結前の還付、仮還付、被害者還付)

第61条 第5節の規定は、刑訴第222条第1項の規定により準用される同法第123条及び第124条の規定による還付、仮還付及び被害者還付について準用する。ただし、仮還付する場合には、還付請書に代えて仮還付請書(様式第39号)を徴する。

2 証拠品係事務官は、前項の規定により徴した還付請書又は仮還付請書を検察官に提出し、これを事件記録に編てつする。

(仮還付証拠品の処分)

第62条 仮還付した証拠品を処分する場合には、提出を求めて処分する。ただし、運搬に不便等の理由により証拠品を提出させることができないときは、自庁保管の証拠品を処分する場合の手續に準じて、処分することができる。

2 仮還付した証拠品をそのまま還付する場合には、前項の規定にかかわらず、証拠品係事務官は、検察官の指示を受け、本還付通知書(様式第40号)により、その旨を通知する。

3 本還付通知書により還付の通知をしたときは、証拠品係事務官は、その年月日及び通知した旨を事件記録の仮還付請書に記載して押印する。

(換価処分決定書)

第63条 検察官は、刑訴第222条第1項の規定により準用される同法第122条の規定により証拠品を売却する場合には、換価処分決定書(様式第41号)を作成し、証拠品係事務官に交付する。

2 証拠品係事務官は、前項の規定により交付を受けた換価処分決定書を事件記録に編てつする。

(換価処分の手續)

第64条 証拠品係事務官は、換価処分をすべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、これを証拠品と共に没収物等取扱者に送付する。

2 没収物等取扱者は、前項の規定により領置票及び証拠品の送付を受けたときは、これらに対査して確認した上、領置票に押印して証拠品係事務官に返還し、証拠品を受

領して売却の手續をする。売却の手續を終えたときは、換価処分調書(様式第42号)を作成し、これを売却代金と共に証拠品係事務官に送付する。

3 証拠品係事務官は、前項の規定により換価処分調書及び売却代金の送付を受けたときは、売却代金については、第5条に定める手續に準じて領置票に新たに換価代金の符号を起こした上、第8条第4項及び第9条に定める手續に準じて売却代金を歳入歳出外現金出納官吏に送付し、換価処分調書については、これを検察官に提出して事件記録に編てつする。

4 第2項の売却の手續については、会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則及び法務省所管契約事務取扱規程の国の財産の売却に関する規定を準用する。

5 前4項の規定にかかわらず、検察官は、証拠品係事務官に売却の手續をさせることができる。この場合には、証拠品係事務官は、前3項に定める手續に準じて、その手續をする。

6 不動産及び船舶を売却した場合において、買受入から所有権移転登記の申請があったときは、当該処分をした検察官の属する検察庁の長は、当該不動産の所在地又は当該船舶の船籍港を管轄する法務局の長又は地方法務局の長に対して所有権移転の登記を囑託する。この場合には、囑託書に登記の原因及び登記の目的を明記する。

(事件終結前の廃棄)

第65条 検察官は、刑訴第222条第1項の規定により準用される同法第121条第2項の規定により事件終結前に証拠品を廃棄する場合には、廃棄処分決定書(様式第43号)を作成し、証拠品係事務官に交付する。

2 証拠品係事務官は、前項の規定により交付を受けた廃棄処分決定書を事件記録に編てつする。

(廃棄処分の手續)

第66条 前条第1項の規定による証拠品の処分については、第30条第2項の規定を準用する。この場合において、証拠品の処分をしたときは、証拠品係事務官は、廃棄処分調書(様式第44号)を作成して検察官に提出し、これを事件記録に編てつする。

(事件終結前の処分の記載)

第67条 事件終結前に還付、仮還付、被害者還付、換価処分又は廃棄処分があったときは、証拠品係事務官は、証拠品金総目録及び差押調書又は領置調書にその旨を記入する。

## 第5章 庁外保管の証拠品

(証拠品警察署等保管・証拠品保管委託の送致等事件)

第68条 司法警察員、国税庁監察官又は収税官吏等(以下「司法警察員等」という。)から証拠品をその所属する官署に保管のまま事件の送致、送付又は告発があったときは、証拠品係事務官は、庁外保管領置票(様式第45号)に品名、数量その他必要事項を記入し、所属課長等の押印を受ける。この場合には、事件記録・証拠品送致票(甲)又は事件記録・証拠品送致票(乙)に押印して司法警察員等に返還する。

2 司法警察員等から証拠品を保管委託のまま事件の送致、送付又は告発があったときは、証拠品係事務官は、前項に定める手続に準じて、その手続をする。この場合において、証拠品係事務官は、保管請書の内容を調査した上、保管委託通知書(様式第46号)に必要事項を記入し、検察官の記名押印を受けてこれを保管者に送付する。

(証拠品原庁等保管・証拠品保管委託の移送事件)

第69条 他の検察庁の検察官から証拠品を原庁又は司法警察員等の所属する官署に保管のまま事件の送致があったときは、証拠品係事務官は、庁外保管領置票に品名、数量その他必要事項を記入し、所属課長等の押印を受ける。この場合には、事件記録・証拠品受領書(甲)又は事件記録・証拠品受領書(乙)に必要事項を記入して押印した上、これを送致した検察官に速やかに送付する。

2 他の検察庁の検察官から証拠品を保管委託のまま事件の送致があったときは、証拠品係事務官は、前項に定める手続に準じて、その手続をする。この場合において、証拠品係事務官は、保管請書の内容を調査した上、保管委託通知書に必要事項を記入し、検察官の記名押印を受けてこれを保管者に送付する。

(証拠品の保管委託)

第70条 刑訴第222条第1項の規定により準用される同法第121条第1項の規定により所有者その他の者に証拠品を保管させる場合には、証拠品係事務官は、庁外保管領置票に品名、数量その他必要事項を記入し、所属課長等の押印を受ける。この場合において、既に領置票が作成されているときは、その領置票の命令要旨欄に保管委託の旨を記入し、検察官の押印を受けて整理する。

2 前項の規定により証拠品を保管させる場合には、証拠品係事務官は、保管請書(様式第47号)を徴して検察官に提出し、これを事件記録に編てつする。

3 第67条の規定は、第1項の保管委託の手続があった場合に準用する。

(庁外保管証拠品の領置番号等)

第71条 第6条及び第7条の規定は、前3条の規定により庁外保管領置票が作成された場合に準用する。

(保管委託証拠品の確認)

第72条 第68条第2項、第69条第2項又は第70条の規定により保管委託された証拠品については、検察官は、証拠品係事務官をして直接保管場所において当該証拠品の保管状況を確認させる。この場合には、証拠品係事務官は、保管委託証拠品の保管状況確認報告書(様式第48号)によりその結果を検察官に報告する。

2 前項の場合において、直接保管場所において保管状況を確認することが困難なときは、同項の規定にかかわらず、検察官は、証拠品係事務官をして保管委託証拠品に関する照会書(様式第49号)によりその保管状況を確認させることができる。

(支出負担行為担当官への通知)

第73条 検察官は、第68条第2項、第69条第2項又は第70条の規定により保管委託された証拠品について保管料を要するときは、その旨を支出負担行為担当官に通知する。

2 前項の手続をするときは、証拠品係事務官は、保管料支出事由発生・変更通知書(様式第50号)に必要事項を記入し、検察官の記名押印を受けて支出負担行為担当官に提出し、庁外保管領置票の備考欄にその旨を記入する。保管料に変更があった場合も、同様とする。

(警察署等保管の証拠品の処分)

第74条 司法警察員等の所属する官署に保管中の証拠品を処分する場合には、検察官は、当該官署の長に対し証拠品処分囑託書によりその処分手続を囑託する。この場合には、庁外保管領置票によりその処分を決定した上、囑託する。

2 司法警察員等の所属する官署の長から前項の囑託に基づき没収物を売却した旨の回答があったときは、検察官は、売却代金について歳入編入の処分をする。

3 証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された庁外保管領置票を受領したときは、歳入徴収官に提出する。

4 歳入徴収官は、庁外保管領置票の提出を受けたときは、これに押印して証拠品係事務官に返還し、収入官吏に命じて司法警察員等の所属する官署の長から売却代金を受領させ、歳入編入の手続をする。

5 司法警察員等の所属する官署の長から第1項の囑託に基づき証拠品を換価処分した旨の回答があったときは、証拠品係事務官は、第64条第3項の手続に準じて、換価代金の受入れの手続をする。

6 司法警察員等の所属する官署に保管中の証拠品は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じその提出を求めて処分する。この場合には、証拠品係事務官は、庁外保管領置票の命令要旨欄に提出を求める旨を記入し、検察官の押印を受ける。

7 前項の規定により証拠品が提出されたときは、証拠品係事務官は、領置票(没収領置票を含む。)を作成して受入れの手続をするとともに、庁外保管領置票を整理する。

8 第6項の場合において、運搬に不便等の理由により証拠品を提出させることができないときは、庁外保管領置票によりその処分を決定し、自庁保管の証拠品を処分する場合の手続に準じて、これを行う。

9 他の検察庁の管轄区域内の司法警察員等の所属する官署に保管中の証拠品を処分する場合には、検察官は、当該検察庁の検察官に対し証拠品処分囑託書によりその処分を囑託する。この場合には、庁外保管領置票によりその処分を決定した上、囑託する。ただし、処分を決定することが困難なときは、相当の処分をされたい旨を明らかにし

て囑託する。

(原庁保管の証拠品の処分)

第75条 原庁保管の証拠品を処分する場合には、検察官は、その証拠品を保管する検察庁の検察官に対し証拠品処分囑託書によりその処分を囑託する。この場合には、庁外保管領置票によりその処分を決定した上、囑託する。ただし、処分を決定することが困難なときは、相当の処分をされたい旨を明らかにして囑託する。

2 前項本文の囑託が還付である場合には、受還付人が所有権を放棄したときは相当の処分をされたい旨を明らかにして囑託することができる。

(保管委託証拠品の処分)

第76条 第68条第2項、第69条第2項又は第70条の規定により保管委託された証拠品を処分する場合には、第74条第6項から第9項までの規定を準用する。この場合には、証拠品係事務官は、保管解除通知書(様式第51号)に必要事項を記入し、検察官の記名押印を受けてこれを保管者に送付する。

2 証拠品を保管者に還付するときは、前項の規定にかかわらず、庁外保管領置票によりその処分を決定した上、証拠品還付通知書(丁)(様式第52号)を保管者に送付して還付請書を徴する。

(裁判所外保管没収物の取扱い)

第77条 裁判所からその庁外に保管されている没収物の引継ぎがあったときは、没収領置票を作成して第68条第2項に定める保管委託通知及び第73条に定める保管料支出事由発生通知に関する手続をし、第74条に定める手続に準じて、これを処分する。

(移送被告事件等に係る原庁等保管証拠品の取扱い)

第78条 本章の規定(第68条及び第70条を除く。)は、第58条の規定により他の検察庁の検察官から証拠品の送付があった場合に準用する。

## 第6章 共助

(囑託に伴う領置票備考欄の記入等)

第79条 没収の執行及び証拠品の処分に関して囑託をする場合並びにその囑託に対する

回答があった場合には、証拠品係事務官は、領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。）の備考欄にその旨を記入する。

- 2 第51条の規定による証拠品の還付の嘱託に対し、還付不能のため返嘱があった場合には、元の符号により、領置票に受入れの手続をする。

（還付の受託）

第80条 第51条第2項若しくは第3項又は第75条の規定による証拠品の還付の嘱託があった場合には、証拠品係事務官は、証拠品共助事件簿（様式第53号）に所定の事項を記載し、証拠品に関する嘱託受理通知書（様式第54号）に必要事項を記入して嘱託した検察官の属する検察庁にこれを送付する。ただし、還付手続を遅滞なく行う場合には、証拠品に関する嘱託受理通知書は送付することを要しない。

- 2 前項本文に規定する場合には、領置票を作成して自庁証拠品を処分する場合の取扱いに準じて、その手続をする。ただし、第75条の規定による還付の嘱託については、新たに領置票を作成することを要しない。
- 3 証拠品を還付したときは、証拠品に関する嘱託回答書によりその旨を速やかに回答する。第51条第3項又は第75条第2項の規定による嘱託に対し、還付以外の処分を終えたときも、同様とする。
- 4 受還付人の所在が不明になった等の事由により還付することができないときは、その事由を付して速やかに返嘱する。ただし、第51条第3項又は第75条第2項の規定による嘱託の場合は、この限りでない。
- 5 受還付人が他の検察庁の管轄区域内に転居したときは、その検察庁の検察官に還付を転嘱することができる。この場合には、証拠品係事務官は、証拠品還付転嘱通知書（様式第55号）により嘱託した検察官の属する検察庁の証拠品係事務官にその旨を通知する。
- 6 前4項の手続を終えたときは、領置票及び証拠品共助事件簿にその旨を記入して整理する。
- 7 第5項の通知を受けた証拠品係事務官は、領置票の備考欄にその旨を記入する。

（処分の受託）

- 第81条 第36条、第74条第9項（第76条の規定により準用する場合を含む。）、第75条第1項（嘱託が還付である場合を除く。）、第86条第2項又は第87条第2項の規定による証拠品の処分の嘱託があった場合には、前条第1項の規定を準用する。
- 2 前項の場合には、領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。この項において同じ。）を作成した上、処分の手続をする。ただし、既に領置票が作成されているときは、新たに作成することを要しない。
  - 3 第86条第2項又は第87条第2項の規定による嘱託があった場合において、没収物が裁判所に保管されているときは、裁判所から没収物の引渡しを受けて処分する。
  - 4 第75条第1項の規定により没収物の処分の嘱託があった場合において、没収物が証拠品として裁判所に提出されているときは、裁判所に対しその旨を通知する。裁判所から没収物の引渡しを受けたときは、没収領置票を作成した上、処分の手続をする。
  - 5 処分を終えたときは、証拠品に関する嘱託回答書によりその旨を速やかに回答し、証拠品共助事件簿を整理する。第51条第3項又は第75条第2項の規定による嘱託に対し、還付以外の処分を終えたときも、同様とする。

（没収の執行の受託）

第82条 第40条の規定による没収の執行の嘱託があった場合には、第80条第1項及び前条第5項の規定を準用する。

- 2 前項の場合には、没収領置票を作成した上、没収の執行の手続をする。

第7章 上訴事件の特則

（上訴事件の証拠品の送付）

第83条 上訴事件について、裁判所未提出証拠品を上訴裁判所に対応する検察庁の検察官に送付するときは、第55条に定める手続に準じて、これを行う。

（上訴事件の証拠品の受領）

第84条 上訴裁判所に対応する検察庁において、前条の規定により証拠品の送付を受けたときは、第2章に定める手続に準じて、受入れの手続をする。

(上訴事件の結果の通知)

第85条 没収の裁判があった事件が上訴裁判所において確定したときは、上訴裁判所に対応する検察庁の証拠品係事務官は、原審裁判所に対応する検察庁の証拠品係事務官に対し、その旨を速やかに通知する。

2 前項の規定により高等検察庁の証拠品係事務官が通知を受けた場合において、当該事件について第一審裁判所においても没収の裁判がなされているときは、その裁判所に対応する検察庁の証拠品係事務官に対し、その旨を速やかに通知する。

(上訴裁判所対応検察庁の没収物の処分手続)

第86条 上訴裁判所に対応する検察庁の検察官は、裁判所から下級裁判所又はその庁外に保管のまま没収物の引継ぎを受けたときは、没収領置票を作成した上、処分の手続をする。没収物が下級裁判所に対応する検察庁において保管されているとき、又はその庁外に保管されているときも、同様とする。

2 前項の場合において、下級裁判所に対応する検察庁の検察官に処分を囑託するときは、証拠品処分囑託書による。

(原審裁判所対応検察庁の没収物の処分手続)

第87条 原審裁判所に対応する検察庁の検察官は、裁判所から上訴裁判所に保管のまま没収物の引継ぎを受けたときは、没収領置票を作成した上、処分の手続をする。

2 前項の場合において、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官に処分を囑託するときは、証拠品処分囑託書による。

## 第8章 再審請求事件等の証拠品の保管の特則

(再審請求事件の証拠品の保管等)

第88条 検察官は、再審の請求があった場合において、原判決に係る被告事件の証拠品で、没収の裁判、所有権放棄又は刑訴第499条第3項の規定により国庫に帰属したものであるときは、再審の請求に対する裁判が確定するまでこれを保管する。

2 証拠品係事務官は、事件事務規程第147条第2項前段又は第3項の規定により再審の請求があった旨の通知があったときは、これを検察官に報告した上、原判決に係る被

告事件の領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。以下この章において同じ。）の備考欄にその旨及び再審請求事件の裁判確定まで保管する旨を記入し、検察官の押印を受ける。

3 証拠品係事務官は、事件事務規程第147条第2項後段又は第3項の規定により再審の請求を棄却する裁判が確定した旨の通知があったときは、これを検察官に報告した上、原判決に係る被告事件の領置票の備考欄にその旨を記入し、検察官の押印を受ける。  
(再審請求が予測される場合の証拠品の保管)

第89条 検察官は、再審の請求が行われることが予測されるときは、前条第1項に規定する証拠品を期間を定めて保管する。次項の規定による報告があったときも、同様とする。

2 証拠品係事務官は、記録事務規程第8条第4項の規定により再審の請求が行われることが予測される旨の通知があったときは、これを検察官に報告する。

3 証拠品係事務官は、検察官から、第1項の規定により当該証拠品を保管する旨の指示があったときは、当該証拠品の領置票の備考欄に再審の請求が行われることが予測されるため証拠品を保管する旨及び保管する期間を記入し、検察官の押印を受ける。

4 証拠品係事務官は、前項の手続をした場合であつて第2項に規定する通知を受けていないときは、当該被告事件に係る刑事確定訴訟記録を保管し、又は保存する検察官の属する検察庁の記録係事務官に対して再審の請求が行われることが予測されるため証拠品を保管することとなった旨を速やかに通知する。

5 第1項の保管期間は、延長することができる。この場合には、第3項の規定を準用する。

(再審事件の証拠品の保管等)

第90条 検察官は、再審開始の決定が確定したときは、第88条第1項の規定により保管している証拠品を再審の裁判が確定するまで保管する。

2 証拠品係事務官は、事件事務規程第147条第2項後段又は第3項の規定により再審開始の決定が確定した旨の通知があったときは、これを検察官に報告した上、原判決に係る

係る被告事件の領置票の備考欄にその旨及び再審の裁判確定まで保管する旨を記入し、検察官の押印を受ける。

- 3 証拠品係事務官は、執行事務規程（平成6年法務省刑総訓第228号）第6条の規定により再審の裁判が確定した旨の通知があったときは、これを検察官に報告した上、原判決に係る被告事件の領置票の備考欄にその旨を記入し、検察官の押印を受ける。

#### 第9章 書類の整理等

##### （領置票の整理保管）

第91条 証拠品係事務官は、証拠品の処分が終わったとき、又は領置票若しくは庁外保管領置票に移記の手続を終えたときは、領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。以下この章において同じ。）のてん末欄にその年月日及びその旨を記入して押印する。ただし、国有財産事務分掌者、没収物等取扱者、歳入徴収官又は歳入歳出外現金出納官吏が処分の手続をする場合（没収物等取扱者が換価処分の手続をする場合を除く。）には、その処分命令をこれらの者に通知した年月日及び通知した旨を記入して押印すれば足りる。

2 証拠品係事務官は、領置票の事件処分欄に必要事項をその都度記入する。ただし、領置票に記載されたすべての証拠品について、前項の手続を終えた後は記入することを要しない。

3 証拠品係事務官は、既済になった領置票を処理年度ごとにその種別及び作成年度別に区分した上、領置番号順に整理して保管する。

##### （領置票整理簿の整理）

第92条 証拠品係事務官は、領置票が既済になったときは、その都度領置票整理簿の処分終了年月日欄に処分終了の年月日を記入する。

##### （領置票てん末欄の記入方式）

第93条 第91条の規定により証拠品係事務官が行う領置票のてん末欄の記入は、おおむね別表第1に定める方式による。

##### （没収物品等処分簿の整理）

第94条 没収物等取扱者は、没収物品等処分簿に登録した証拠品を処理したときは、そのてん末欄に処理年月日及びその旨を記入して押印する。

##### （関係書類の整理）

第95条 処分が終わっていない証拠品に係る各種嘱託書及び照会書その他の書類は、領置番号ごとに取りまとめて保管する。処分が終わった証拠品に係る各種関係書類は、領置票とは別に既済の各証拠品関係書類つづりに編みつけて整理する。

##### （証拠品事務に関する統計報告）

第96条 証拠品係事務官は、証拠品の処理状況を調査し、毎月証拠品事務月表（様式第56号）及び立会封金処理表（様式第57号）を作成して翌月10日までにその庁の長に提出する。

2 歳入歳出外現金出納官吏は、換価代金の処理状況を調査し、毎月換価代金処理表（様式第58号）を作成して翌月10日までにその庁の長に提出する。

3 前2項の場合、高等検察庁支部又は地方検察庁支部にあっては、支部長に提出する。

4 高等検察庁支部、地方検察庁支部又は区検察庁の長は、第1項及び第2項の報告を受けたときは、これを確認した上、検事長又は検事正に速やかに提出する。

##### （検査報告）

第97条 検事総長、検事長又は検事正は、毎年1回以上その指定する職員をしてその庁（高等検察庁にあっては、高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては、地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の証拠品及びこれに関する帳簿その他の書類を検査させた上、その結果を報告させる。

#### 第10章 特別手続

##### （支部及び区検察庁における特別手続）

第98条 検事正は、地方検察庁支部及び区検察庁において特に必要があるときは、特別の取扱いによらせることができる。ただし、この場合においてもこの規程の趣旨を尊重しなければならない。

##### （領置票等に関する特別取扱い）

第99条 検事正は、地方検察庁及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の証拠品事務を同一の職員により処理させる場合において事務処理上支障がないときは、領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。以下この条及び次の条において同じ。）、証拠品に関する統計表及び帳簿等につき、これを庁別に区分しない取扱いをさせることができる。

2 前項の場合において、領置票を庁別に区分しない取扱いとされた庁相互の間において証拠品のある事件が送致されたときは、領置票の作成に代えて、事件を送致した庁において作成した領置票に送致を受けた庁の事件番号を記入する。

（国庫帰属証拠品の引継処分）

第100条 地方検察庁支部及び区検察庁において国庫に帰属した証拠品を処分する場合には、あらかじめ検事正の指定したものに限り、その庁の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対し、引継書により当該証拠品を引き継ぐことができる。当該証拠品が他の検察庁の検察官から処分の囑託を受けたものであるときは、その証拠品処分囑託書を引継書に添付して引き継ぐとともに、囑託した検察官にその旨を通知する。

2 前項の引継ぎを受けた地方検察庁においては、領置票を作成し、自庁保管の証拠品を処分する場合の取扱いに準じて、その手続をする。当該証拠品が前項後段に該当するものである場合において、その処分を終えたときは、証拠品に関する囑託回答書によりその旨を回答する。

（特別手続の報告）

第101条 検事正は、前3条の措置を採ったときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

（地方検察庁における特別取扱い）

第102条 検事正は、地方検察庁（支部を除く。）において事務処理上支障がないときは、法務大臣の許可を得て次に掲げる特別の取扱いをさせることができる。

- (1) 領置票に相当の表示をして没収領置票及び庁外保管領置票の作成に代えること。
- (2) 領置票、没収領置票及び庁外保管領置票につき、特別の様式を使用すること。

(3) 没収裁判処理報の作成を省略すること。

(4) 没収物品等処分簿につき、特別の様式を使用すること。

2 検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

（高等検察庁における特別取扱い）

第103条 検事長は、高等検察庁において事務処理上支障がないときは、法務大臣の許可を得て前条第1項に掲げる特別の取扱いをさせることができる。

2 検事長は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事総長に同文の報告をしなければならない。

（電子計算機により処理する場合における特別取扱い）

第104条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあつては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあつては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）の証拠品事務の処理に当たって電子計算機を使用する場合において、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。

2 検事総長、検事長又は検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあつては検事総長に、検事正にあつては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

（保管事務に関する特別取扱い）

第105条 東京地方検察庁検事正は、東京地方検察庁及び東京区検察庁において、大阪地方検察庁検事正は、大阪地方検察庁及び大阪区検察庁において、それぞれ証拠品の保管に関する事務について、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。

2 第102条第2項の規定は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施した場合に準用する。

（適用除外）

第106条 第4条第3項後段、第69条第1項後段及び同条第2項後段の規定は、地方検察

庁及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の証拠品事務が同一の職員により処理されている庁相互の間における事件の送致については、適用しない。

## 附 則

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成2年8月23日法務省刑総訓第650号）

この訓令は、平成2年8月25日から施行する。

附 則（平成8年3月8日法務省刑総訓第199号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月6日法務省刑総訓第257号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月1日法務省刑総訓第1215号）

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月9日法務省刑総訓第265号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日法務省刑総訓第433号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月27日法務省刑総訓第1240号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日法務省刑総訓第426号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月12日法務省刑総訓第1411号）

この訓令は、平成13年12月25日から施行する。

附 則（平成15年12月22日法務省刑総訓第1419号）

- 1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この訓令は、施行後に実施した証拠品に関する検査に係る報告については、なお従前の例による。

附 則（平成16年5月31日法務省刑総訓第634号）

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成18年5月19日法務省刑総訓第688号）

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成18年11月27日法務省刑総訓第1534号）

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日法務省刑総訓第1309号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日法務省刑総訓第842号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

・附 則（平成22年10月22日法務省刑総訓第1363号）

この訓令は、平成22年10月25日から施行する。

別表第1

| 領置票（没収領置票及び庁外保管領置票を含む。）の命令要旨欄及びてん末欄の記入方式 |                |                                     |                              |                        |
|--|----------------|-------------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 第1 自庁保管証拠品の場合                            |                |                                     |                              |                        |
| 区分                                       | 条項             | 命令要旨欄の記入方式                          | てん末欄の記入方式                    |                        |
| 1 没収                                     | 29-1           | ア 没収につき売却                           | 通知済                          |                        |
|  | 30-1           | イ 没収につき無価物廃棄                        | 廃棄済                          |                        |
|  | 31-1<br>32-1   | ウ 没収につき歳入編入                         | 通知済                          |                        |
|  | 33-2<br>100    | エ の 没収につき〇〇に引継                      | 引継済                          |                        |
|  | 33-3           | イ の 没収につき〇〇財務局長に引継                  | 通知済                          |                        |
|  | 30-1           | オ 没収につき破壊（廃棄）                       | 破壊（廃棄）済                      |                        |
|  | 36             | カ 没収につき売却処分方囑託                      | 通知済                          |                        |
|  | 2 偽造（変造）部分の没収  | 41-1<br>47-1                        | 偽造（変造）部分没収につき表示の上差出人何処、何某に還付 | 還付済                    |
|  | 3 所有権放棄        | 45                                  | （没収の場合に準ずる。）                 | （没収の場合に準ずる。）           |
|  | 4 還付、仮還付、被害者還付 | 47-1                                | ア 差出人何処、何某に還付                | 還付済                    |
| 61                                       |                | イ 所有者何処、何某に仮還付                      | 仮還付済                         |                        |
| 47-1                                     |                | ウ 被害者何処、何某に還付                       | 還付済                          |                        |
| 51-1                                     |                | エ 差出人何処、何某に還付方囑託                    | 還付済                          |                        |
| 48-1                                     |                | オ 差出人何処、何某に還付                       | 通知済                          |                        |
| 51-2                                     |                | カ 所有者何処、何某に還付方囑託                    | 〇〇検察庁へ保管替方通知済<br>〇月〇日還付済     |                        |
| 51-3                                     |                | キ 所有者何処、何某に還付方囑託（ただし、所有権放棄の場合は相当処分） | 還付済又は所有権放棄により廃棄済等            |                        |
| 5 還付不能                                   |                | 47-2                                | ア の 所有者何処、何某に還付              | 受還付人所在不明により公告のため別行に移記済 |
| (1) 公告期間満                                |                | 52-1                                | イ の 公告（掲示、掲示及び               | 手続済                    |

| 了により処分する場合       |                | 官報、官報)                       |                        |
|------------------|----------------|------------------------------|------------------------|
|                  | 53             | ウ 公告期間満了につき売却（歳入編入、引継、破壊、廃棄） | （没収の場合に準ずる。）           |
|                  | 79-2           | イ 差出人何処、何某に還付方囑託             | 受還付人所在不明により返嘱のため別行に受入済 |
| (2) 公告期間中に処分する場合 | 52-6           | ア 公告中であるが無価物につき廃棄            | 廃棄済                    |
|                  | 52-6           | イ 公告中であるが保管に不便につき換価処分        | 通知済                    |
|                  | 52-6<br>64-5   | ウ 公告中であるが保管に不便につき換価処分        | 処分済                    |
| 6 事件の移送          | 54<br>55-1     | ア 〇〇検察庁（家裁）に送付               | （同封又は別途）送付済            |
|                  | 54<br>56       | イ 〇〇検察庁（家裁）に送付               | 保管替方通知済<br>〇月〇日送付済     |
| 7 事件終結前の処分       |                |                              |                        |
| (1) 裁判所提出        | 24-2           | 裁判所提出                        | 提出済                    |
| (2) 保管委託         | 70-1           | 何処、何某に保管委託                   | 庁外保管領置票に移記済            |
| (3) 換価処分         | 63<br>64-2     | ア 滅失（破損）のおそれがあるにつき換価処分       | 通知済                    |
|                  | 同上             | イ 保管に不便につき換価処分               | 通知済                    |
|                  | 63<br>64-5     | ウ 保管に不便につき換価処分               | 処分済                    |
| (4) 危険物廃棄        | 65<br>66       | 危険を生ずるおそれがあるにつき廃棄            | 廃棄済                    |
| 8 没収物の交付         | 43-1           | 所有者何処、何某に交付                  | 交付済                    |
| 第2 庁外保管証拠品の場合    |                |                              |                        |
| 1 没収             | 74-9<br>75-1   | ア 没収につき売却処分方囑託               | 通知済                    |
|                  | 74-1,9<br>75-1 | イ 没収につき無価物廃棄方囑託              | 廃棄済                    |
|                  | 74-9           | ウ 没収につき歳入編入方囑託               | 通知済                    |

|                     |                          |                                       |                        |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------------|------------------------|
|                     | 75-1                     |                                       |                        |
|                     | 74-1,9<br>75-1           | エ 没収につき〇〇に引継方囑託                       | 引継済                    |
|                     | 同上                       | オ 没収につき破壊(廃棄)方囑託                      | 破壊(廃棄)済                |
|                     | 74-1                     | カ (ウ) 没収につき売却方囑託                      | 売却済により別行に移記済           |
|                     | 74-2                     | カ 売却代金〇〇円歳入編入                         | 通知済                    |
|                     | 75-1ただし書                 | キ 没収につき相当処分方囑託                        | 廃棄済等                   |
|                     | 74-6                     | ク 没収につき提出請求                           | 没収領置票に受入済              |
| 2 所有権放棄             | 74-1,2,9<br>75-1         | (没収の場合に準ずる。)                          | (没収の場合に準ずる。)           |
| 3 還付, 仮還付, 被害者還付    | 74-1,9<br>75-1           | ア 差出人何処, 何某に還付方囑託                     | 還付済                    |
|                     | 同上                       | イ 所有者何処, 何某に仮還付方囑託                    | 仮還付済                   |
|                     | 同上                       | ウ 被害者何処, 何某に還付方囑託                     | 還付済                    |
|                     | 75-2                     | エ 所有者何処, 何某に還付方囑託(ただし, 所有権放棄の場合は相当処分) | 還付済又は所有権放棄により廃棄済等      |
| 4 還付不能              | 74-1,9<br>75-1           | ア 所有者何処, 何某に還付方囑託                     | 受還付人所在不明により返囑のため別行に移記済 |
|                     | 同上                       | イ 公告(掲示, 掲示及び官報, 官報)                  | 手続済                    |
| (1) 公告期間満了により処分する場合 | 74-1,2,9<br>75-1         | ウ (没収の場合に準ずる。)                        | (没収の場合に準ずる。)           |
| (2) 公告期間中に処分する場合    | 52-6<br>74-1,9<br>75-1   | ア 公告中であるが無価値物廃棄方囑託                    | 廃棄済                    |
|                     | 52-6<br>74-1,5,9<br>75-1 | イ 公告中であるが保管に不便につき換価処分方囑託              | 領置票に換価代金受入済            |
| 5 事件の移送             | 54                       | 保管委託のまま〇〇検察庁(家裁)へ送致                   | 記録送付済                  |

|                             |                      |                           |                        |
|-----------------------------|----------------------|---------------------------|------------------------|
| 6 事件終結前の処分                  |                      |                           |                        |
| (1) 換価処分                    | 63<br>74-1,9<br>75-1 | ア 滅失(破損)のおそれがあるにつき換価処分方囑託 | 領置票に換価代金受入済            |
|                             | 同上                   | イ 保管に不便につき換価処分方囑託         | (同上)                   |
|                             | 63<br>74-7           | ウ (第1, 7, (3)のイ及びウに準ずる。)  | (第1, 7, (3)のイ及びウに準ずる。) |
| (2) 危険物の廃棄                  | 65<br>74-1<br>75-1   | ア 危険を生ずるおそれがあるにつき廃棄方囑託    | 廃棄済                    |
|                             | 65<br>74-7           | イ (第1, 7, (4)に準ずる。)       | (第1, 7, (4)に準ずる。)      |
| 第3 没収物が押収されていない場合           |                      |                           |                        |
| 1 没収物の提出を命ずる場合              | 37-1                 | 没収につき何処, 何某に提出命令          | 提出により別行に受入済            |
| 2 法務局長又は地方法務局長に没収の執行を依頼する場合 | 37-1                 | ア 没収につき何処, 何某に提出命令        | 不提出により別行に移記済           |
|                             | 37-3                 | イ 没収につき執行                 | 執行により別行に受入済            |
| 3 公務所に通知して偽造(変造)部分を表示させる場合  | 41-2ただし書             | 偽造(変造)部分没収につき〇〇に通知        | 処分済                    |
| 4 没収執行不能の場合                 | 42                   | 〇〇につき没収執行不能               | 不能決定済                  |
|                             |                      | (没収物の処分が不能になった場合もこれに準ずる。) |                        |

(注) 移記して処分する場合の領置票で末尾欄の記入は, 次の例による。

- 1 処分命令どおりの処分が不能になり新たな処分を必要とする場合には, 処分不能の事由及び別行に移記済の旨を記入する。この場合, 移記された別行の符号は, 元の符号を記入し, 事後の処分手続をする。ただし, 移記される証拠品の品名及び数量の記入は, 事務処理上支障がないときは, これを省略することができる。
- 2 1個の符号中の証拠品につき, 2個以上の処分がなされる場合には, 一部処分及び別行に移記済の旨を記入する。この場合, 移記された別行の符号は, 元の符号の枝番号を起こし, 事後の処分手続をする。

別表第2

| 没収物                                   | 処分  | 備考   |
|---------------------------------------|---|--|
| 1 勲章及び記章                              | 内閣府賞勲局に引き継ぐこと。  |  |
| 2 収入印紙及び郵便切手類                         | 廃棄すること。   |  |
| 3 刑事参考品                               | 法務省刑事局総務課に引き継ぐこと。   | 引継ぎすべき刑事参考品と認められた場合は、法務省刑事局長に対し、「被告人（被疑者）氏名、事件名、物件名及び当該物件の特異性並びに国庫帰属事由その他参考事項」を上申し、本省からの指示をまって引き継ぐこと。  |
| 4 麻薬、向精神薬、あへん、けし、けしがら及び大麻             | 厚生労働大臣に引き継ぐこと。  | 地方厚生局（支局、地方麻薬取締支所及び麻薬取締部分室を含む。）又は都道府県を通じて引き継ぐこと。   |
| 5 覚せい剤及び覚せい剤原料                        | 廃棄すること。<br>ただし、厚生労働大臣から引継ぎの依頼があったものについては、同大臣に引き継ぐことができる。  | 厚生労働大臣に引き継ぐときは、地方厚生局（支局、地方麻薬取締支所及び麻薬取締部分室を含む。）を通じて引き継ぐこと。  |
| 6 国有財産法第2条に掲げる物                       | 所轄財務局長に引き継ぐこと。  | (1) 国有財産事務分掌者は、検察官からの通知に基づき法務大臣に対し、「被告人氏名、事件名、裁判年月日、確定年月日、物件名（船舶の場合は、種目及び船名）、数量（船舶の場合は、トン数）及び価格」等を報告すること。<br>(2) 法務大臣の命令により所轄財務局長に引き継ぐこと。<br>(3) 検察庁においては、国有財産台帳の受払及び国有財産増減の報告は要しない。   |
| 7 銃砲刀剣類所持等取締法第2条に規定する銃砲（けん銃を除く。）及び刀剣類 | 廃棄すること。<br>ただし、法第4条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができ、また、同条第1項第1号に掲げる用途に適する猟銃又は空気銃については、都道府県公安委員会に引き継ぐことができる。 | (1) ア 廃棄するときは、再使用されないよう切断又は破壊すること。<br>イ 検察庁において上記処理が困難であるときは、施設を有する最寄りの刑務所に持参し、又は業者に委託して、検察事務官立会の上処分すること。刑務所で処分した場合において副製品が生じたときは、刑務所に引き継ぐこと。<br>(2) ア 売却するときは、譲受人に法第4条の規定による許可を受けさせた上、許可証を確認して引き渡すこと。ただし、譲受人が法第3条第1項第8号又は第12号に該当する場合は、この限りでない。<br>イ 都道府県公安委員会に引き継ぐこと。 |

|  |             |                          |
|--|-------------|--------------------------|
|  |             | きは、警視庁又は道府県警察本部を通じて行うこと。 |
| 8 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第3号に規定する許可を受けた後変装銃砲刀剣類としたもの | 廃棄すること。     | 廃棄については、7の(1)のア、イの手続による。 |
| 9 けん銃  | 警察庁に引き継ぐこと。 | 警視庁又は道府県警察本部を通じて引き継ぐこと。  |

## 附 押収物還付公告令 (昭和28年11月4日政令第342号)

改正 昭和39年10月22日政令第337号

平成22年10月22日政令第216号

## 押収物還付公告令

第1条 刑事訴訟法第499条第1項及び第2項の規定による押収物の還付に関する公告は、この政令の定める方法によつて行うものとする。

第2条 公告は、検察官が行う場合にあつては検察庁の掲示場に、司法警察官が行う場合にあつてはその所属する官公署の掲示場に、それぞれ14日間掲示する方法によつて行う。ただし、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。

2 掲示場に掲示する方法によつて行うことができないときは、前項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によつて行わなければならない。

第3条 検察官が刑事訴訟法第499条第1項又は第2項の規定により公告を行う場合において、公告すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 刑事訴訟法第499条第1項又は第2項の規定により公告する旨

(2) 検察庁名

(3) 事件名及び押収番号

(4) 品名及び数量

(5) 公告の初日及び末日の年月日 (前条第1項ただし書及び第2項の規定による公告にあつては、その年月日)

2 司法警察官が刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告を行う場合において、公告すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する旨

(2) 所属する官公署名 (官公署に所属していない司法警察官の場合は、司法警察員である旨、氏名及び連絡先)

(3) 事件名及び押収番号

(4) 品名及び数量

(5) 公告の初日及び末日の年月日 (前条第1項ただし書及び第2項の規定による公告にあつては、その年月日)

3 検察官又は司法警察官は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも公告することができる。

第4条 公告は、1回行うものとする。

2 検察官又は司法警察官は、特に必要があるときは、公告の回数を増加し、又は第2条第1項本文の期間を延長することができる。

## 附 則

この政令は、昭和28年11月5日から施行する。

附 則 (昭和39年10月22日政令第337号) 抄

1 この政令は、昭和39年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月22日政令第216号) 抄  
(施行期日)

第1条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 (平成22年法律第26号) 附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成22年10月25日) から施行する。

(経過措置)

第2条 この政令の施行前にこの政令による改正前の押収物還付公告令第2条第1項又は第2項の規定により行われた公告については、なお従前の例による。

(編注、原文縦書き。なお、編集の都合で、条項等につき、原文と異なり、便宜アラビア数字等を用いて表記した。)

特別研修資料第1号

証 拠 品 事 務 解 説

昭和39年12月1日 初版発行  
昭和50年3月31日 改訂版発行  
昭和52年8月31日 再訂版発行  
昭和55年10月31日 三訂版発行  
昭和61年3月25日 四訂版発行  
平成4年3月30日 五訂版発行  
平成10年3月25日 六訂版発行  
平成14年3月29日 七訂版発行  
平成25年3月22日 八訂版発行

発行所 法務総合研究所

印刷所 株式会社キタジマ